

令和8年第2回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和8年2月10日（火）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第3号 令和7年度教育予算の補正（第8号）の申出について
- 5 議案第4号 令和8年度教育予算の申出について
- 6 議案第5号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について
- 7 議案第6号 令和7年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
- 8 議案第9号 武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画について
- 9 議案第10号 武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例の申出について
- 10 協議事項 令和8年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について
- 11 その他
- 12 議案第7号 校長の任命に係る内申について
- 13 議案第8号 副校長の任命に係る内申について

協議事項
資料

議案第3号

令和7年度教育予算の補正（第8号）の申出について

令和7年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

（提案理由）

令和7年度教育予算について、歳入で使用料、都補助金、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
14		使用料及び手数料	14,302	743	15,045
	1	使用料	14,302	743	15,045
		4 教育使用料	5,095	743	5,838
16		都支出金	310,709	18,209	328,918
	2	都補助金	305,520	18,209	323,729
		8 教育費都補助金	301,135	18,209	319,344
		歳 入 合 計	382,521	18,952	401,473

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予算額	補 正 予算額	補正後の 予算額
2	総務費		60,808	△ 1,533	59,275
	1	総務管理費	60,808	△ 1,535	59,273
		8 学習等供用施設費	8,192	△ 1,595	6,597
		9 地区集会所費	810	118	928
		10 企画費	675	△ 56	619
9	教育費		3,691,522	△ 91,513	3,600,009
	1	教育総務費	769,511	△ 40,976	728,535
		2 事務局費	173,596	△ 17,792	155,804
		3 教育指導費	294,560	△ 16,444	278,116
		4 教育振興費	85,923	△ 5,257	80,666
		5 教育援助費	177,143	887	178,030
		6 学校保健衛生費	27,261	△ 2,370	24,891
	2	小学校費	654,734	△ 41,364	613,370
		1 学校管理費	643,696	△ 41,364	602,332
	3	中学校費	687,788	△ 12,158	675,630
		1 学校管理費	683,249	△ 12,158	671,091
	5	社会教育費	495,260	△ 1,923	493,337
		1 社会教育総務費	83,416	△ 1,776	81,640
		2 公民館費	51,564	△ 1,885	49,679
		3 図書館費	150,782	△ 3,373	147,409
		6 市民会館費	184,822	5,111	189,933

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予算額	補正 予算額	補正後の 予算額
	6	保健体育費	1,084,229	4,908	1,089,137
		1 保健体育総務費	38,820	△ 1,202	37,618
		2 体育施設費	101,157	1,232	102,389
		3 総合体育館費	89,780	5,146	94,926
		5 防災食育センター費	126,009	△ 268	125,741
		歳 出 合 計	3,752,330	△ 93,046	3,659,284

3 継続費

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 教育費	2 小学校費	大南学園第七小学校施設整備事業	80,400	令和7年度	20,023
				令和8年度	30,377
9 教育費	3 中学校費	第五中学校施設整備事業	84,000	令和7年度	42,263
				令和8年度	31,737

4 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大南地区学習等供用施設整備事業費 (工事請負費)	605
2 総務費	1 総務管理費	残堀・伊奈平地区学習等供用施設整備事業費 (工事請負費)	605
2 総務費	1 総務管理費	中藤地区学習等供用施設整備事業費 (工事請負費)	605
2 総務費	1 総務管理費	三ツ木地区学習等供用施設整備事業費 (工事請負費)	580
9 教育費	5 社会教育費	雷塚図書館施設整備事業費 (工事請負費)	2,572
9 教育費	5 社会教育費	市民会館維持管理経費 (修繕料)	1,254
9 教育費	6 保健体育費	施設整備事業費 (工事請負費)	582

5 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民会館管理運営経費	令和8年度から 令和9年度まで	9,834
総合体育館等管理運営委託	令和8年度から 令和9年度まで	8,996
中学校学校給食調理等業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	931,871

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
14	使用料及び手数料					14,302	743	15,045	
	1	使用料				14,302	743	15,045	
		4	教育使用料		合計(14・1・4)	5,095	743	5,838	
			1	小学校使用料		1,813	743	2,556	
				校内・屋内運動場等使用料	小学校の校庭・屋内運動場等使用料について、使用実績に基づき増額するもの。	1,813	743	2,556	スポーツ振興課 スポーツ振興係
16	都支出金					310,709	18,209	328,918	
	2	都補助金				305,520	18,209	323,729	
		8	教育費都補助金		合計(16・2・8)	301,135	18,209	319,344	
			1	教育総務費補助金		115,255	19,394	134,649	
				公立学校情報機器整備支援事業補助金	令和2年度末に整備した小・中学校の児童・生徒用タブレットパソコンの更新に伴い、補助金を活用するもの。	0	21,961	21,961	教育総務課 教育政策係
				部活動指導員配置経費補助事業補助金	補助対象経費額の変更により減額するもの。	1,664	△ 468	1,196	教育指導課 指導係
				社会の力活用事業補助金	特別非常勤講師の任用人数が当初の予定より減員となったため、減額するもの。	3,479	△ 2,099	1,380	教育指導課 教職員係
			3	社会教育費補助金		31,179	△ 1,185	29,994	
				地域学校協働活動推進事業費補助金	歳出額を見直したことにより減額するもの。	6,797	△ 1,185	5,612	文化振興課 生涯学習係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
2	総務費						60,808	△ 1,533	59,275	
1	総務管理費						60,808	△ 1,533	59,275	
8	学習等供用施設費					合計(2・1・8)	42,430	△ 1,595	40,835	
		中藤地区学習等供用施設整備事業費				PCB含有の可能性のあるコンデンサを更新するもの。	0	605	605	
		三ツ木地区学習等供用施設整備事業費				PCB含有の可能性のあるコンデンサを更新するもの。	0	580	580	
		大南地区学習等供用施設整備事業費				PCB含有がある変圧器を更新し、見込まれる不用額を減額するもの。	8,192	△ 3,385	4,807	
		残堀・伊奈平地区学習等供用施設整備事業費				PCB含有の可能性のあるコンデンサを更新するもの。	0	605	605	
9	地区集会所費					合計(2・1・9)	8,147	118	8,265	
		上水台地区集会所維持管理経費				経年劣化により損傷が激しいカーペットの張替部材を購入するもの。	810	118	928	
10	企画費					合計(2・1・10)	1,009	△ 56	953	
		姉妹都市交流事業経費				選手団人数が当初予定から少なくなったため減額するもの。	252	△ 56	196	
9	教育費						3,691,522	△ 91,513	3,600,009	
1	教育総務費						769,511	△ 40,976	728,535	
2	事務局費					合計(9・1・2)	173,596	△ 17,792	155,804	
		学童見守り事業経費				実績に伴い減額するもの。	13,706	△ 641	13,065	教育総務課 学事係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
			施設整備事業費		新設要望がないことに伴い減額するもの。		1,920	△ 1,920	0	教育総務課 学事係
			介助員等経費		時間外勤務及び配置人数の見込みが下回ったため減額するもの。		45,998	△ 15,231	30,767	教育指導課 教育支援係
	3	教育指導費			合計 (9・1・3)		294,560	△ 16,444	278,116	
			教育指導管理経費		時間外勤務及び配置人数の見込み等が下回ったため減額するもの。		134,911	△ 9,190	125,721	教育指導課 指導係
			外国青年英語教育推進事業経費		A L Tの住宅借上料等に不用額が見込まれるもの。		38,358	△ 2,880	35,478	教育指導課 指導係
			教育相談経費		教育特別相談員及びスクールソーシャルワーカーの期末勤勉手当等の見込み額が下回ったことにより減額するもの。		34,721	△ 2,283	32,438	教育指導課 教育支援係
			教職員給与・人事事務経費		特別非常勤講師の任用人数が当初の予定より減員となったため減額するもの。		4,011	△ 2,091	1,920	教育指導課 教職員係

(単位：千円)

款	項	目	項目	理由	補正前	補正額	補正後	所管課
	4	教育振興費		合計(9・1・4)	85,923	△ 5,257	80,666	
		特別支援教育推進経費		各委員会開催回数の見込みを下回ったこと及び委員の欠席等により減額するもの。	15,818	△ 1,829	13,989	教育指導課 教育支援係
		就学相談経費		就学相談員の配置人数が見込みを下回ったため減額するもの。	30,623	△ 3,428	27,195	教育指導課 教育支援係
	5	教育援助費		合計(9・1・5)	177,143	887	178,030	
		就学援助経費		給食費の単価引き上げ及び実績に伴い増額するもの。	177,143	887	178,030	教育総務費 学事係
	6	学校保健衛生費		合計(9・1・6)	27,261	△ 2,370	24,891	
		健康診断事業経費		実績に伴い減額するもの。	27,261	△ 2,370	24,891	教育総務費 学事係
	2	小学校費			654,734	△ 41,364	613,370	
	1	学校管理費		合計(9・2・1)	643,696	△ 41,364	602,332	
		第一小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。	29,456	12	29,468	教育総務費 教育政策係
		第二小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。	28,606	12	28,618	教育総務費 教育政策係
		第三小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。	28,981	12	28,993	教育総務費 教育政策係
		村山学園第四小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。	30,214	6	30,220	教育総務費 教育政策係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
			大南学園第七小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。		32,569	12	32,581	教育総務費 教育政策係
			第八小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。		34,022	12	34,034	教育総務費 教育政策係
			第九小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。		28,788	12	28,800	教育総務費 教育政策係
			第十小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。		29,907	12	29,919	教育総務費 教育政策係
			雷塚小学校運営経費		インターネット通信料の値上げに伴い増額するもの。		27,354	12	27,366	教育総務費 教育政策係
			大南学園第七小学校施設整備事業費		工事請負費について、不用額を減額するもの。		95,781	△ 30,000	65,781	教育総務課 教育施設整備係
			第十小学校施設整備事業費		工事請負費について、不用額を減額するもの。		31,615	△ 667	30,948	教育総務課 教育施設整備係
			第一小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		18,536	△ 2,390	16,146	教育総務課 教育施設維持係
			第二小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		12,795	△ 2,446	10,349	教育総務課 教育施設維持係
			第三小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		9,556	△ 814	8,742	教育総務課 教育施設維持係
			村山学園第四小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		9,845	△ 584	9,261	教育総務課 教育施設維持係
			大南学園第七小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		9,672	△ 765	8,907	教育総務課 教育施設維持係
			第八小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		9,422	△ 489	8,933	教育総務課 教育施設維持係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
			第九小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		9,318	△ 359	8,959	教育総務課 教育施設維持係
			第十小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		11,207	△ 687	10,520	教育総務課 教育施設維持係
			雷塚小学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		13,116	△ 2,265	10,851	教育総務課 教育施設維持係
	3	中学校費					687,788	△ 12,158	675,630	
		1	学校管理費		合計(9・3・1)		683,249	△ 12,158	671,091	
			第一中学校運営経費		電気料、ガス料、水道料に不足額が見込まれるため増額するもの。		35,121	12	35,133	教育総務費 教育政策係
			村山学園第二中学校運営経費		電気料、ガス料、水道料に不足額が見込まれるため増額するもの。		30,980	6	30,986	教育総務費 教育政策係
			第三中学校運営経費		電気料、ガス料、水道料に不足額が見込まれるため増額するもの。		31,751	12	31,763	教育総務費 教育政策係
			大南学園第四中学校運営経費		電気料、ガス料、水道料に不足額が見込まれるため増額するもの。		30,103	12	30,115	教育総務費 教育政策係
			第五中学校運営経費		電気料、ガス料、水道料に不足額が見込まれるため増額するもの。		34,696	12	34,708	教育総務費 教育政策係
			村山学園第二中学校維持管理経費		電気料、ガス料、水道料に不足額が見込まれるため増額するもの。		11,224	1,684	12,908	教育総務費 教育政策係
			第三中学校維持管理経費		電気料、ガス料、水道料に不足額が見込まれるため増額するもの。		13,238	△ 1,133	12,105	教育総務費 教育政策係
			第一中学校施設整備事業費		実施設計委託料について、不用額を減額するもの。		27,154	△ 1,053	26,101	教育総務課 教育施設整備係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
			村山学園第二中学校施設整備事業費		校舎外壁改修工事の下地調整を実施することに伴い増額するもの。		161,700	9,200	170,900	教育総務課 教育施設整備係
			第三中学校施設整備事業費		工事監理委託料及び工事請負費について、不用額を減額するもの。		48,440	△ 7,578	40,862	教育総務課 教育施設整備係
			第五中学校施設整備事業費		工事請負費について、不用額を減額するもの。		135,688	△ 10,000	125,688	教育総務課 教育施設整備係
			第一中学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		11,464	△ 841	10,623	教育総務課 教育施設維持係
			村山学園第二中学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		12,062	△ 679	11,383	教育総務課 教育施設維持係
			第三中学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		11,645	△ 543	11,102	教育総務課 教育施設維持係
			大南学園第四中学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		10,353	△ 702	9,651	教育総務課 教育施設維持係
			第五中学校維持管理経費		委託料について、執行額に対する不用額を減額するもの。		16,753	△ 567	16,186	教育総務課 教育施設維持係
5	社会教育費						495,260	△ 1,923	493,337	
	1	社会教育総務費				合計 (9・5・1)	83,416	△ 1,776	81,640	
		地域未来塾事業経費	実績に伴い減額するもの。				9,004	△ 1,776	7,228	文化振興課 生涯学習係
	2	公民館費				合計 (9・5・2)	51,564	△ 1,885	49,679	
		公民館運営経費	実績に伴い減額するもの。				5,725	△ 302	5,423	文化振興課 生涯学習係
		雷塚地区会館運営経費	実績に伴い減額するもの。				5,986	△ 301	5,685	文化振興課 生涯学習係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
			中藤地区会館運営経費		実績に伴い減額するもの。		6,104	△ 301	5,803	文化振興課 生涯学習係
			三ツ木地区会館運営経費		実績に伴い減額するもの。		6,948	△ 528	6,420	文化振興課 生涯学習係
			残堀・伊奈平地区会館運営経費		実績に伴い減額するもの。		6,867	△ 302	6,565	文化振興課 生涯学習係
			公民館さいかち分館運営経費		実績に伴い減額するもの。		6,875	△ 151	6,724	文化振興課 生涯学習係
	3	図書館費			合計 (9・5・3)		150,782	△ 3,373	147,409	
			中藤地区図書館運営経費		会計年度任用職員の勤務実績に伴い減額するもの。		15,977	△ 1,982	13,995	図書館
			三ツ木地区図書館運営経費		会計年度任用職員の勤務実績に伴い減額するもの。		17,126	△ 2,862	14,264	図書館
			大南地区図書館運営経費		会計年度任用職員の勤務実績に伴い減額するもの。		20,808	△ 1,101	19,707	図書館
			雷塚図書館施設整備事業費		P C B 含有の可能性のあるコンデンサ及び変圧器を更新するもの。		2,141	2,572	4,713	図書館
	6	市民会館費			合計 (9・5・6)		184,822	5,111	189,933	
			市民会館運営経費		光熱水費の高騰により、指定管理料を増額するもの。		108,982	4,917	113,899	文化振興課 生涯学習係
			市民会館維持管理経費		大ホールの緞帳を吊るワイヤーロープを交換する必要があることから増額するもの。		16,840	194	17,034	文化振興課 生涯学習係
	6	保健体育費					1,084,229	4,908	1,089,137	
	1	保健体育総務費			合計 (9・6・1)		38,820	△ 1,202	37,618	

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
			スポーツ振興経費		歩け歩け大会参加者贈呈品の単価、数量が下回ったことに伴い減額するもの。		11,404	△ 118	11,286	スポーツ振興課 スポーツ振興係
			少年・少女スポーツ大会経費		少年・古希軟式野球チーム親善試合講演会の講師を2人から1人に変更したことに伴い減額するもの。		2,707	△ 200	2,507	スポーツ振興課 スポーツ振興係
			スポーツ都市宣言事業経費		スポーツ都市宣言記念事業委託料が下回ったことに伴い減額するもの。		2,311	△ 603	1,708	スポーツ振興課 スポーツ振興係
			車両管理経費		作業用自動車の納車が想定よりも遅くなったことにより、借上料の一部が不要となったため減額するもの。		998	△ 281	717	スポーツ振興課 スポーツ振興係
	2	体育施設費			合計 (9・6・2)		101,157	1,232	102,389	
			運動場等維持管理経費		総合運動公園運動場第1運動場樹木剪定委託を行うため増額するもの。		6,287	650	6,937	スポーツ振興課 スポーツ振興係
			施設整備事業費		P C B 含有の可能性のあるコンデンサを更新するもの。		94,870	582	95,452	スポーツ振興課 スポーツ振興係
	3	総合体育館費			合計 (9・6・3)		89,780	5,146	94,926	
			総合体育館運営経費		光熱水費の高騰により、指定管理料を増額するもの。		89,779	5,146	94,925	スポーツ振興課 スポーツ振興係
	5	防災食育センター費			合計 (9・6・5)		126,009	△ 268	125,741	
			防災食育センター維持管理経費		旧給食センターの汚泥処分が不要となったため減額するもの。		114,096	△ 268	113,828	学校給食課

議案第4号

令和8年度教育予算の申出について

令和8年度教育予算について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

令和8年度教育予算について、令和8年第1回市議会定例会に上程するに当たり、当該予算に係る申出をする必要があるため、本案を提出します。

令和8年度 教育 予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減
14		使用料及び手数料	18,363	14,302	4,061
	1	使用料	18,363	14,302	4,061
		1 総務使用料	9,651	9,065	586
		3 土木使用料	644	142	502
		4 教育使用料	8,068	5,095	2,973
15		国庫支出金	5,304	4,283	1,021
	2	国庫補助金	5,304	4,283	1,021
		6 教育費国庫補助金	5,304	4,283	1,021
16		都支出金	337,929	269,922	68,007
	2	都補助金	333,089	265,699	67,390
		4 農林業費都補助金	14,858	4,385	10,473
		8 教育費都補助金	318,231	261,314	56,917
	3	委託金	4,840	4,223	617
		5 教育費委託金	4,840	4,223	617
17		財産収入	546	1,748	△ 1,202
	2	財産売払収入	546	1,748	△ 1,202
		2 物品売払収入	546	1,748	△ 1,202
19		繰入金	1,000	1,000	0
	2	基金繰入金	1,000	1,000	0
		6 市立学校教員研修奨励基金繰入金	1,000	1,000	0
21		諸収入	78,592	49,088	29,504
	5	雑入	78,592	49,088	29,504
		2 弁償金	972	972	0
		3 雑入	77,620	48,116	29,504
		歳入合計	441,734	340,343	101,391

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減
2	総	務 費	54,801	60,808	△ 6,007
	1	総 務 管 理 費	54,801	60,808	△ 6,007
		6 財産管理費	4,754	4,656	98
		8 学習等供用施設費	35,089	42,430	△ 7,341
		9 地区集会所費	8,638	8,147	491
		10 企画費	1,505	1,009	496
		11 情報システム管理費	4,802	4,553	249
		19 諸費	13	13	0
8	消	防 費	60,450	31,093	29,357
	1	消 防 費	60,450	31,093	29,357
		5 災害対策費	60,450	31,093	29,357
9	教	育 費	3,445,137	3,532,546	△ 87,409
	1	教 育 総 務 費	716,722	751,138	△ 34,416
		1 教育委員会費	9,768	10,380	△ 612
		2 事務局費	180,412	173,430	6,982
		3 教育指導費	306,700	277,010	29,690
		4 教育振興費	75,139	85,914	△ 10,775
		5 教育援助費	117,140	177,143	△ 60,003
		6 学校保健衛生費	27,563	27,261	302
	2	小 学 校 費	603,928	655,130	△ 51,202
		1 学校管理費	593,539	644,092	△ 50,553
		2 教育振興費	10,389	11,038	△ 649
	3	中 学 校 費	361,851	709,939	△ 348,088
		1 学校管理費	357,524	705,400	△ 347,876
		2 教育振興費	4,327	4,539	△ 212
	5	社 会 教 育 費	511,545	495,156	16,389
		1 社会教育総務費	90,892	83,406	7,486
		2 公民館費	55,353	51,564	3,789
		3 図書館費	186,594	150,723	35,871
		4 歴史民俗資料館費	32,297	24,641	7,656
		6 市民会館費	146,409	184,822	△ 38,413

(単位：千円)

款	項	目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較増減
9	6	保健体育費	1,251,091	921,183	329,908
		1 保健体育総務費	39,235	38,317	918
		2 体育施設費	6,318	6,287	31
		3 総合体育館費	139,881	89,780	50,101
		4 学校給食費	745,958	690,692	55,266
		5 防災食育センター費	319,699	96,107	223,592
		歳出合計	3,560,388	3,624,447	△ 64,059

3 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 教育費	2 小学校費	大南学園第七小学校施設整備事業費	50,400	令和7年度	20,023
				令和8年度	30,377
9 教育費	3 中学校費	第五中学校施設整備事業費	74,000	令和7年度	42,263
				令和8年度	31,737

4 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小・中学校図書館システム使用料	令和9年度～令和12年度	17,744
大南学園第七小学校照明LEDESCO化事業	令和9年度～令和11年度	792
第八小学校照明LEDESCO化事業	令和9年度～令和11年度	792
第九小学校照明LEDESCO化事業	令和9年度～令和11年度	792
大南学園第四中学校照明LEDESCO化事業	令和9年度～令和11年度	792

令和8年度の主な事業経費

＜総務管理費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	1 財産管理経費	4,754	4,656		不用な学校備品等の廃棄処理委託に要する経費
文化振興課	2 学習等供用施設維持管理経費	35,089	42,430		市民の学習及び集会並びに児童の健全育成の用に供するための施設（雷塚地区学習等供用施設を除く）の維持管理に要する経費
文化振興課	3 地区集会所維持管理経費	8,638	8,147		市民の集会等の用に供するため、9か所の地区集会所の施設の維持管理に要する経費
文化振興課 スポーツ振興課	4 姉妹都市交流事業経費	1,505	1,009		各事業を通じた姉妹都市との交流に要する経費
	①車等借上料等 (太鼓交流事業経費)	825	334		栄村で伝統的に行われている栄ふるさと太鼓と市内の太鼓活動を通じた交流事業に要する経費（令和8年度は本市で実施）
	②車等借上料等 (栄村駅伝大会経費)	680	675		栄村駅伝大会に市民（在住者）を派遣するための車等借上料や宿舎借上料など、村民とのスポーツ交流に要する経費
文化振興課	5 公共施設予約システム運営経費	4,802	4,553		市民の公共施設利用の利便性の向上を図るため、公共施設予約システム運営に要する経費

< 消防費 >

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
学校給食課	1 災害対策経費	60,450	31,093		地域防災計画に基づく応急給食用備蓄食材の更新に要する経費

＜教育総務費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	1 教育委員会経費	9,768	10,380		教育委員会に要する経費
教育総務課 教育施設担当	2 一般事務経費	111,906	109,455		教育委員会事務局の一般事務に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	52,549	51,202		学校事務員等の会計年度任用職員に要する経費
	②学校施設清掃等業務派遣委託料	21,000	21,308		学校施設清掃等派遣の委託に要する経費
	③学校施設管理業務委託料	11,585	11,744		学校施設管理業務の委託に要する経費
教育指導課	3 介助員等経費	47,634	45,998		介助員（第一小・雷塚小・第一中・村山学園第二中）及び特別支援教育支援員（第一小等）の配置に要する経費
教育総務課	4 学童見守り事業経費	13,468	13,706		学童交通擁護員配置（配置校 第一・第三・大南学園第七・第八・第九及び第十小）及び通学路防犯カメラの管理に要する経費
教育総務課	5 施設整備事業費	1,489	1,920		通学路等の防犯カメラの設置に要する経費
教育指導課	6 教職員給与・人事事務経費	5,218	4,011	拡充	本市が行う教職員の給与・人事事務の遂行に要する経費
	①デジタル採点ソフト利用料	330	330		校務の効率化を図るため、中学校教員の端末上でテストを採点するソフトの利用に要する経費
	②会計年度任用職員報酬、謝礼及び費用弁償	4,677	3,469	拡充	東京都教育委員会「社会の力活用事業」による教科又は教科の領域の一部に係る授業を担う特別非常勤教師の任用に要する経費（大南学園第七小学校、第十小学校及び雷塚小学校）
教育指導課	7 教育指導管理経費	133,869	121,669		教職員の総力を結集して、創意ある学校経営の展開を図り、児童・生徒一人一人の能力や特性が最大限発揮できるよう各種の指導組織体制の充実要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	99,466	85,163		エデュケーション・アシスタント、学校司書、スクール・サポート・スタッフ等の会計年度任用職員に要する経費
	②小学校英語活動支援員謝礼	3,211	5,688		学習指導要領における小学校英語活動に対応するため、小学校全校に配置する英語活動支援員に要する経費
	③帰国子女等指導助手謝礼	3,276	3,276		帰国子女等に対し、生活習慣及び日本語指導等を行うための日本語指導助手の配置に要する経費
	④英語検定委託料	1,575	1,936		学力向上を図るため、市立中学校の第3学年の生徒に受験させる英語検定試験に要する経費

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育指導課	8 教職員等研究奨励経費	2,529	2,750		指導内容、方法等について教職員の研鑽と積極的な研究、研修の計画を立て、公教育の責務を担う教職員の誇りと識見を高め、日常の教育実践を通じた指導能力の向上に要する経費
	①小学校教育研究会奨励費補助金	1,000	1,000		本市の小学校教育を振興するために必要な学校教育法施行規則第50条に定める教育課程（各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動）等に関する研究活動の充実に要する経費
	②中学校教育研究会奨励費補助金	270	270		本市の中学校教育を振興するために必要な学校教育法施行規則第72条に定める教育課程（各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動）等に関する研究活動の充実に要する経費
教育指導課	9 市立学校校内研究奨励事業経費	6,354	6,340		教育の充実振興に資するため、校内の自主研究活動の奨励に要する経費
	①教育課題研究校補助金	1,500	4,800		各学校の教育課題に向けた特色ある教育及び特色ある学校づくりを円滑に推進するための研究の奨励に要する経費
教育指導課	10 教育相談経費	35,998	34,721		教育センターにおける教育相談事業及び適応指導事業の実施に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	29,886	26,558		教育特別相談及びスクールソーシャルワーカー（SSW）会計年度任用職員の配置に要する経費（SSW配置日数：週2日増）
教育指導課	11 公立中学校総合体育大会経費	190	180		生徒の体力向上及び豊かな人間形成を目的とした各種競技による総合体育大会の開催に要する経費
教育指導課	12 各種大会派遣経費	1,862	1,833		教育活動の振興のため、各種大会等への児童・生徒の派遣等に要する経費
	①車借上料	802	773		児童・生徒の各種大会参加における車借上げに要する経費
	②全国・関東大会出場補助金	1,000	1,000		生徒の関東大会以上の大会派遣に要する経費
教育指導課	13 鑑賞教室経費	3,101	2,778		豊かな心を育て、また鑑賞態度を学ぶことにより、情操教育の充実を図ることを目的としたオーケストラの生演奏や演劇等の鑑賞に要する経費
教育指導課	14 部活動支援経費	15,378	15,296		中学校の部活動の円滑な運営に要する経費
	①部活動外部支援員謝礼	7,280	7,280		部活動外部支援員の配置に要する経費
	②部活動振興補助金	4,875	4,875		部活動に必要な消耗品の購入及び大会参加費等の補助に要する経費
教育指導課	15 連合行事運営経費	2,453	2,592		管弦打楽器講習会、小学校連合音楽会、小・中学校書初め展、小学校図画工作・中学校美術展など連合行事の実施に要する経費

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育指導課	16 野山北公園内水稲栽培 経費	3,528	3,477		児童の豊かな人間性を培い、もって児童の健全育成や環境教育等に資するための水田学習に要する経費
	①水稲栽培指導員謝礼	2,720	2,720		水稲栽培指導員に要する経費
教育指導課	17 外国青年英語教育推進 事業経費	38,327	36,116		外国語の授業及び特別活動における英語指導に関し、外国青年を指導助手として学校に配置し、外国語教育の充実を図るとともに、小学校における国際理解教育の推進に要する経費
	①外国語指導助手報酬 及び住宅借上料	25,601	24,027		外国語指導助手に要する経費
	②会計年度任用職員報酬 及び期末・勤勉手当	5,343	5,205		国際交流コーディネーターに要する経費
教育指導課	18 心の教育推進事業経費	4,710	4,621		家庭、学校、地域社会が連携・協力して子供たちの心の健全な育成と発達を図る心の教育の推進に要する経費
	①教育ボランティア謝礼	3,609	3,521		様々な教科学習や体験学習等を支援する教育ボランティアの派遣に要する経費
教育総務課	19 コミュニティ・スクール 推進経費	4,402	4,402		市立小・中学校のコミュニティ・スクールの運営に要する経費
	①学校運営協議会委員 報酬	3,978	3,978		学校運営協議会委員の報酬に要する経費
教育指導課	20 学校と家庭の連携推進 事業経費	5,625	5,625		各学校にスーパーバイザー及び支援員を配置し、生活指導上の課題のある児童・生徒に対して地域全体で取り組む教育体制及び地域や学校の実態に即した効果的な取組の実施に要する経費
教育総務課 教育指導課	21 I C T教育推進事業経 費	72,222	29,449		市立小・中学校におけるI C T教育の推進に要する経費
	①I C T教育支援員派遣 委託料	29,555	19,800		市立小・中学校へI C T教育支援員の派遣に要する経費
	②GIGAスクールタブレ ット管理運用委託料	11,088	8,778		タブレット端末の保守に要する経費
	③授業目的公衆送信補 償金	827	871		I C T教育の実施に伴う授業目的公衆送信補償金（著作権料）
	④補助教材利用料	370	0	新規	小学校5年生の新聞教材の利用に要する経費
教育指導課	22 校内別室指導事業経費	1,156	990		第三中学校に設置している校内別室学級（チャレンジクラス）の運営に要する経費

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育指導課	23 特別支援教育推進経費	10,994	15,809		市立小・中学校における特別支援教育の推進に要する経費
	①難聴学級・言語障害学級・情緒障害学級等入級支援委員会委員謝礼	1,688	1,688		入級支援委員会委員に要する経費
	②Web会議システムデータ通信料及び使用料	3,909	3,909		入級支援委員会の開催に要する経費
教育総務課	24 健康管理経費	31,043	36,219		市立小・中学校における保健管理及び安全管理等の充実に要する経費
	①学校医等報酬	17,549	17,549		学校医14人、学校歯科医14人及び薬剤師14人の報酬に要する経費
	②むし歯ゼロ事業協力員謝礼	293	293		児童・生徒等の歯及び口腔の健康づくりに関する施策への協力者の謝礼に要する経費
	③自動体外式除細動器借上料	1,109	924		小・中学校に設置している自動体外式除細動器（AED）に要する経費
	④日本スポーツ振興センター負担金	5,133	5,208		児童・生徒の学校管理下における災害等に必要の保険に要する経費
⑤修学旅行・移動教室等付添看護師等派遣委託料	2,541	2,558		児童・生徒の就学旅行・移動教室等における付添看護師等の派遣に要する経費	
教育総務課	25 奨学資金支給経費	0	1,409	廃止	高等学校等に在学し、向上心旺盛でかつ経済的理由により修学困難な者に対する奨学資金の支給に要する経費
	①奨学資金審議会委員報酬	0	89	廃止	奨学資金審議会（年間2回開催予定）の開催に伴う委員報酬に要する経費
	②奨学資金	0	1,320	廃止	奨学金の支給に要する経費（奨学生 22人：月額 5,000円）
教育総務課	26 就学支援経費	1,798	1,707		就学児童・生徒に対する健康診断等の実施に要する経費
	①就学時健康診断委託料	1,032	963		市立小学校へ就学する予定の児童に対する就学時健康診断（内科・歯科）の実施に伴う医師派遣に要する経費
教育指導課	27 就学相談経費	31,053	30,623		適切な就学先の決定に資するための就学相談等に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	17,364	17,078		就学相談会計年度任用職員に要する経費
	②就学相談員謝礼	10,431	10,161		就学相談員（臨床心理士）に要する経費

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	28 就学援助経費	117,140	177,143		義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者にする学用品費等の支給に要する経費
	①就学援助システム及びガバメントクラウド利用料	23,991	18,660		学齢簿管理・就学援助システム及びガバメントクラウドの運用に要する経費
	②就学援助費及び特別支援教育就学奨励費	92,743	85,565		義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助に要する経費
教育総務課	29 健康診断事業経費	27,563	27,261		学校保健安全法に基づく児童・生徒及び教職員の健康診断の実施に要する経費

＜小学校費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課 教育指導課	1 学校運営経費	172,219	269,594		小学校の学校運営に要する経費
	① パーソナルコンピュータ等借上料	37,802	17,836	拡充	教育D X推進のため、教職員、児童・生徒等が使用するパーソナルコンピュータ等を借上げる経費
	② 学校図書館システム等構築及び蔵書データベース化業務委託料	22,041	0	新規	業務の効率化及び児童・生徒の利便性向上のため学校図書館システム導入に要する経費
	③ 小学校校務支援システム等使用料、図書館システム使用料等	38,934	36,081	拡充	クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システム及び図書館システム等の使用に要する経費
	④ ソフトウェア等設定業務委託料	0	145,980	廃止	児童生徒用タブレット（一人1台端末）の更新に伴うソフトウェア等の設定作業に要する経費
教育総務課	2 保健衛生経費	8,358	7,938		小学校の保健衛生に要する経費
教育総務課 教育施設担当	3 学校維持管理経費	181,996	205,990		小学校施設用の燃料費、光熱水費、修繕料など、施設の維持管理と教育環境の保持に要する経費
教育総務課 教育施設担当	4 施設整備事業費	230,966	160,570		小学校の施設整備の計画的実施に要する経費
	① 自家用電気工作物更新事業経費	30,377	50,023		教育環境の改善を図るため、大南学園第七小学校で実施する自家用電気工作物更新工事に要する経費（2/2年）【継続費】
	② 校舎屋上防水改修事業経費	118,437	18,291		教育環境の改善を図るため、第一小学校・大南学園第七小学校及び第八小学校で実施する校舎屋上防水改修工事に要する経費
	③ 屋内運動場床面改修事業経費	7,503	0	新規	教育環境の充実を図るため、第二小学校で実施する屋内運動場床面改修工事に要する経費
	④ 屋内消火栓ポンプ等改修事業経費	2,482	0	新規	教育環境の改善を図るため、第九小学校及び第十小学校で実施する屋内消火栓ポンプ等改修工事で実施する実施設計に要する経費
	⑤ 照明器具LED化ESCO事業経費	72,167	19,470		教育環境の改善を図るため、大南学園第七小学校・第八小学校及び第九小学校で実施するESCO事業委託に要する経費
教育総務課	5 日本語学級経費	115	184		小学校の日本語学級（該当校 村山学園第四小学校）に要する経費
教育総務課	6 特別支援学級等経費	6,586	6,979		小学校の特別支援学級及び特別支援教室に要する経費

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区 分	事業経費の説明
教育総務課	7 教育振興経費	3,688	3,875		小学校の入学・卒業を祝う記念品等の配布に要する経費

＜中学校費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	1 学校運営経費	112,023	172,945		中学校の学校運営に要する経費
	① パーソナルコンピュータ等借上料	20,352	9,962	拡充	教育D X推進のため、教職員、児童・生徒等が使用するパーソナルコンピュータ等を借上げる経費
	② 学校図書館システム等構築及び蔵書データベース化業務委託料	12,232	0	新規	業務の効率化及び児童・生徒の利便性向上のため学校図書館システム導入に要する経費
	③ 中学校校務支援システム等使用料、図書館システム使用料等	21,628	20,045	拡充	クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システム及び図書館システム等の使用に要する経費
教育総務課	2 保健衛生経費	5,956	5,405		中学校の保健衛生に要する経費
教育総務課 教育施設担当	3 学校維持管理経費	129,737	130,003		中学校施設用の燃料費、光熱水費、修繕料など、施設の維持管理と教育環境の保持に要する経費
教育総務課 教育施設担当	4 施設整備事業費	109,808	397,047		中学校の施設整備の計画的実施に要する経費
	① 自家用電気工作物更新事業経費	31,737	59,652		教育環境の改善を図るため、第三中学校及び第五中学校で実施する自家用電気工作物更新工事に要する経費（第五中2/2年）に要する経費【継続費】
	② 屋内運動場床面改修事業経費	45,995	58,635		教育環境の充実を図るため、第一中学校及び村山学園第二中学校で実施する屋内運動場床面改修工事に要する経費
	③ 自動火災報知設備改修事業	2,726	0	新規	消防設備の保守点検で指摘された内容に基づく改修工事に必要な経費
	④ 照明器具LED化ESCO事業経費	29,350	24,090		教育環境の充実を図るため、大南学園第四中学校で実施するESCO事業委託に要する経費
教育総務課	5 特別支援学級等経費	2,744	2,687		中学校の特別支援学級及び特別支援教室に要する経費
教育総務課	6 教育振興経費	1,583	1,852		中学校の卒業を祝う記念品等の配布に要する経費

＜社会教育費＞

（単位：千円）

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
文化振興課	1 生涯学習審議会委員経費	1,234	1,366		生涯学習審議会の開催等に要する経費
文化振興課	2 一般事務経費	10,068	9,711		社会教育全般にわたる事務局の一般事務に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	9,017	8,699		文化振興事務及び生涯学習活動室事務会計年度任用職員に要する経費
文化振興課	3 生涯学習推進経費	400	747		生涯学習の推進に要する経費
	①生涯学習フェスティバル交付金	400	400		生涯学習フェスティバル実行委員会に対する交付金
文化振興課	4 20歳を祝う会経費	1,865	1,539		20歳を祝う会の式典開催に要する経費
文化振興課	5 自主団体育成経費	3,637	3,474		社会教育関係団体補助金など、地域における社会教育活動推進のために自主団体の育成に要する経費
文化振興課	6 学校週5日制対応事業経費	1,254	1,254		「教育を支援する市民の会」が主催する「土曜日チャレンジ学校」に要する経費
文化振興課	7 放課後子供教室事業経費	56,544	53,306		地域住民の協力を得て、子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進する事業に要する経費
	①教育活動サポーター・学習アドバイザー謝礼	36,756	34,978		教育活動サポーター・学習アドバイザーの謝礼に要する経費
	②放課後子供教室コーディネーター等事業委託料	13,085	12,241		放課後子供教室コーディネーター等事業委託料に要する経費
文化振興課	8 朝の子供の居場所づくり事業経費	1,834	0	新規	保護者が朝早く出勤する場合でも子供を家に残すことなく、安心して仕事に行けるよう始業前の子供の居場所づくりに要する経費
文化振興課	9 地域未来塾事業経費	9,003	9,004		地域住民等の協力により、学習習慣が十分に身に付いていない生徒等を対象とする学習支援の実施に要する経費
文化振興課	10 文化財保護経費	2,599	1,528		文化財保護審議会の開催及び文化財保護に要する経費
文化振興課	11 文化財調査経費	1,514	552		市内に存在する埋蔵文化財包蔵地の把握その他文化財調査に要する経費
文化振興課	12 屋外体験学習広場運営経費	561	621		屋外体験学習広場の運営に要する経費
教育総務課 文化振興課	13 公民館運営経費及び地区会館運営経費	46,608	46,067		公民館（中久保分館及びさいかち分館を含む）及び各地区会館の運営に要する経費
文化振興課	14 公民館事業経費	1,036	1,049		市民のための各種講座（市民講座、家庭教育講座、シルバー教室、青少年教室等）の実施に要する経費

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
文化振興課	15 公民館維持管理経費	4,799	4,448		光熱水費、修繕料など、公民館(さいかち分館を含む)の維持管理に要する経費
図書館	16 図書館協議会経費	339	339		図書館法第14条第1項に基づき設置する図書館協議会に要する経費
図書館	17 図書館運営経費	175,317	137,319		図書館6館の運営に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	69,008	66,315		図書館事務会計年度任用職員に要する経費
	②図書館システム機器等借上料及びクラウド利用料	28,352	26,015		図書館システムの運用に要する経費
	③作製等委託料	30,000	9,713		雷塚図書館の閲覧コーナー・絵本コーナーの整備に要する経費
	④オンラインデータベース用機器等借上料及び使用料	1,771	1,865		雷塚図書館のオンラインデータベースの運用に要する経費
	⑤読書ラベルプリンタ設置等委託料	2,438	0	新規	既に設置されている雷塚図書館に加え、市内図書館のすべてに読書ラベルプリンタを設置する経費
	⑥Wi-Fi環境構築委託料及び使用料	3,649	0	新規	市内図書館にWi-Fi環境を構築する経費
図書館	18 電子図書システム運営経費	2,490	2,743		「むさしむらやま電子図書館」の運営に要する経費
図書館	19 図書館維持管理経費	7,317	7,190		雷塚図書館、雷塚地区学習等供用施設、中久保図書館及び公民館中久保分館の維持管理に要する経費
文化振興課	20 歴史民俗資料館運営経費	18,638	9,998		市民の身近な地域学習の拠点として、情報の提供や各種事業の開催等、資料館運営に要する経費
文化振興課	21 歴史民俗資料館分館運営経費	7,263	6,705		市内に軍事施設が存在したことを後世に伝えるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学ぶ場として、広く市民等に学習の場を提供する資料館分館の運営に要する経費
文化振興課	22 歴史民俗資料館維持管理経費	4,629	6,276		くん蒸消毒委託料など、歴史民俗資料館の維持管理に要する経費
文化振興課	23 歴史民俗資料館分館維持管理経費	1,284	1,294		くん蒸消毒委託料など、歴史民俗資料館分館の維持管理に要する経費
文化振興課	24 市民会館運営経費	114,097	108,982		市民会館管理運営委託料(指定管理料)など、市民会館の運営に要する経費
文化振興課	25 市民会館維持管理経費	17,214	16,840		市民会館用地及び市民会館専用駐車場の敷地借上料等に要する経費
文化振興課	26 施設整備事業費	15,098	59,000		カメラシステム改修工事(実施設計)、蓄電池交換工事、冷温水発生機整備工事、大ホール時計改修工事に要する経費

＜保健体育費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
学校給食課 スポーツ振興課	1 一般事務経費	310,612	272,973		学校給食及びスポーツ振興事務局の一般事務に要する経費 (給食費無償化に伴う市負担金含む)
スポーツ振興課	2 スポーツ推進委員活動経費	2,833	2,485		スポーツ推進委員の活動に要する経費
スポーツ振興課	3 市民駅伝競走大会経費	10,341	9,791		警備委託料や計測業務委託料など、市民駅伝競走大会開催に要する経費
スポーツ振興課	4 スポーツ教室経費	896	536		各種スポーツ教室等の開催に要する経費 1 心身障害者・児スポーツ教室 2 心身障害者(児)グラウンド・ゴルフ教室 3 ハンドボール教室(小学生を対象) 4 ニュースポーツ体験教室(小学生から成人までを対象)
スポーツ振興課	5 スポーツ振興経費	11,629	11,404		各種スポーツ大会などを通じ、市民のスポーツ・レクリエーション活動への意識の高揚及び市民スポーツの普及・振興に要する経費
	①社会体育団体補助金	4,544	4,544		一般社団法人武蔵村山市体育協会の活動の充実に要する経費
	②地区ふれあいスポレク大会交付金	2,546	2,561		地区ふれあいスポレク大会実行委員会に対する交付金
スポーツ振興課	6 少年・少女スポーツ大会経費	2,768	2,707		スポーツへの動機付けや体力の向上を図ることを目的とした各種少年・少女スポーツ大会の開催に要する経費
スポーツ振興課	7 学校校庭等開放経費	3,846	4,494		学校校庭開放管理業務委託料など、遊び場開放やスポーツ開放に要する経費
スポーツ振興課	8 運動場等維持管理経費	6,318	6,287		体育施設及び屋外体験学習広場の維持管理や庭球場の施設借上料等に要する経費
スポーツ振興課	9 総合体育館運営経費	94,522	89,779		総合体育館等管理運営委託料(指定管理料)など、総合体育館の運営に要する経費
スポーツ振興課	10 スポーツ少年団運営支援事業経費	650	650		スポーツ少年団の運営支援に要する経費
スポーツ振興課	11 スポーツ都市宣言事業経費	1,708	2,311		スポーツ都市宣言記念事業「ARスポーツ体験会」の実施に要する経費
学校給食課	12 学校給食運営委員会経費	177	177		学校給食運営委員会に要する経費
学校給食課	13 人事管理経費	12,012	11,835		栄養士会計年度任用職員、一般事務会計年度任用職員等に要する経費(小学校学校給食調理等業務委託による減)

所管課	主な事業経費	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	区分	事業経費の説明
学校給食課	14 学校給食調理等事業経費	425,858	408,369		学校給食調理等業務を民間委託で実施することに要する経費
	① 中学校学校給食調理等業務委託料	208,172	194,571		中学校給食調理等業務を民間委託で実施することに要する経費
	② 小学校学校給食調理等業務委託	211,376	208,626		小学校給食調理等業務を民間委託で実施することに要する経費
学校給食課	15 防災食育センター維持管理経費	112,238	84,194		防災食育センター維持管理等に要する経費
学校給食課	16 施設整備事業費	207,461	11,913		学校給食センター解体工事に要する経費

議案第5号

武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について

武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

大南学園第七小学校学校運営協議会と大南学園第四中学校学校運営協議会を統合し、一体的な運営を行うに当たり、小中一貫校大南学園学校運営協議会を設置する必要があるため、本案を提出します。

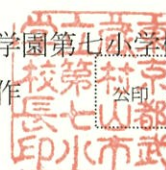
別紙1

武蔵村七小発第 79 号
令和 8 年 1 月 22 日

武蔵村山市教育委員会 殿

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校

校長 川口 周作



武蔵村山市立学校における学校運営協議会の設置の申請について

このことについて、学校運営協議会を設置する学校として指定いただきたく、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則に基づき、申請いたします。

記

1 指定を受けようとする目的

学園として指定を受けることは、小中一貫教育の確かな推進、地域との協働による学校運営、子どものより良い成長と環境づくりを実現するための重要な基盤である。学校・地域・家庭が「学園」として一体となり、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を達成するためと子どもたちの未来を共につくることを目的とする。

2 指定を受けようとする時期

令和 8 年 4 月

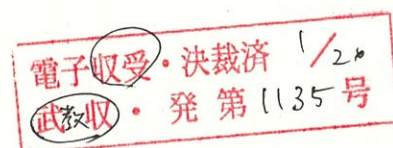
3 指定を受けようとする学校に置く学校運営協議会の名称

小中一貫校大南学園学校運営協議会

※ 当該協議会は武蔵村山市立第七小学校学校運営協議会と武蔵村山市立第四中学校学校運営協議会を合わせ、一体的な運営を行う。

4 添付書類

(1) 学校要覧 6部



指定申請理由書

学校名【武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校】

区 分	内 容																
1 学校運営協議会制度導入により期待される教育的効果	<p>①学園教育目標や学園運営方針を地域と共につくる形に進化させることで、より確かな学園運営が可能になる。</p> <p>②小中一貫の教育の質の向上を図ることができる。</p> <p>③卒業生・地域人材・地元企業の協力により、体験的で実社会と結びついた学びが増える。(例：職場体験、地域行事への参加)</p> <p>④地域の魅力を子どもが再発見し、自己有用感や郷土愛の育成に寄与できる。</p> <p>⑤広報活動の充実、地域参加イベントの拡大により、学園全体が活性化し、地域に誇りを持てる学園となる。</p>																
2 地域の意向状況	<p>地域・保護者・学校を含めた委員による小中一貫校大南学園学校運営協議会設立に向けた小中一貫校大南学園合同学校運営協議会において、コミュニティスクールの有効性を再認識し、小中一貫校のコミュニティスクールの開園に向けて、学園運営協議会の運営方法等の検討を進めながら、その啓発に努めている。今後は、学園だよりや学校ホームページ等を通じ進捗状況についての情報を広く伝え、保護者や地域等に対して一層の理解に努めていく。</p>																
3 協議会の委員構成	<table border="1"> <tr> <td>地域の住民</td> <td>4人</td> <td>保護者</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>3人</td> <td colspan="2">(校長1人・副校長1人・その他1人)</td> </tr> <tr> <td>識見者</td> <td>1人</td> <td>その他</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委員合計</td> <td colspan="2">15人</td> </tr> </table>	地域の住民	4人	保護者	5人	職員	3人	(校長1人・副校長1人・その他1人)		識見者	1人	その他	2人	委員合計		15人	
地域の住民	4人	保護者	5人														
職員	3人	(校長1人・副校長1人・その他1人)															
識見者	1人	その他	2人														
委員合計		15人															
4 委員公募の意向	<p>※ 該当に○を記入</p> <p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>																
5 協議会の年間開催回数(予定)	10回/年																
6 学校評議員・学校関係者評価委員会の取扱い	<p>学校関係者評価委員会制度、中学校区教育推進協議会制度の趣旨を十分に留意しつつ、武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則を踏まえ、それらの制度を併せもつ組織として、大南学園学校運営協議会を設置し、開かれた学園づくりを進める。</p>																
7 児童・生徒が協議会に意見を述べる機会の有無	<p>※ 該当に○を記入</p> <p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>																
8 東京都の人事制度についての委員への周知方法・内容	<p>小中一貫校大南学園学校運営協議会で、東京都の人事異動要項の具体的な説明を行う。</p>																
9 特記事項	<p>当該校の学校運営協議会は、小中一貫校大南学園学校運営協議会として、一体的な運営を予定している。</p>																

学校運営協議会設立準備報告書

学校名【武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校】

区 分	内 容
1 目指すコミュニティ・スクール像	七小・四中が連携し、学校・地域・家庭が対話と協働を通して、子どもの豊かな学びと健やかな成長を目指す学園。
2 学校運営協議会設立準備の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立準備に向けた小中一貫校大南学園合同学校運営協議会を立ち上げ、隣接型小中一貫校としての学校運営について研究した。 ・ 学校運営協議会の中に、学園を支援する部会等の活動内容について検討した。(教育支援部会、学校評価部会、教育活動環境部会) ・ 設立準備に向けた協議会を定期的に開催することで、委員間での情報の共有を図ることができた。
3 学校運営協議会設立準備の取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学園の方針や教育活動等を地域や保護者に説明し、理解と協力が得られた。 ・ 学園として必要な支援組織が明確になり、現状の中での支援の見通しが持てるようになった。 ・ 文部科学省 CS マイスターを講師に迎え、改めて CS の在り方や取組について見直す機会となった。 ・ 三鷹市の連雀学園（第四小、第六小、南浦小、第一中）の学校運営協議会を視察し、学校運営協議会の小中一貫校の効果的な運営方法を学ぶことができた。
4 学校運営協議会準備の取組の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会の取組が地域等に十分に発信されていないので学園だよりや各学校ホームページ、SNS 等で広く啓発していく必要がある。 ・ 学園の教育活動に何らかの支援をしたいと思っても、なかなか参加しづらいと感じている保護者や地域の方々もいらっしゃると思うので、学園支援活動の組織の構築を更に進めていく必要がある。 ・ 小中学校の教育活動の連携や調整が必要である。 ・ より参加しやすい教育活動を通して、更に開かれた学園づくりを目指す。
5 今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学園だよりのなかに、コミュニティスクールの報告欄を設けることを検討し、保護者や地域の方々に周知を図る。また、ホームページを随時更新し、積極的に情報発信していく。 ・ 学園の教育活動を支援する部会組織の活動内容を再構築し、その活動内容を更に明確にするとともに、学校運営協議会と教育活動を支援する部会の連携体制について検討していく。

【添付資料】

- 1 学校運営協議会年間活動計画（案）
- 2 学校運営協議会組織図（案）
- 3 学校運営協議会要領（案）

令和8年度 学校運営協議会 年間活動計画（案）

学校名【武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校・第七小学校】

場所 第四中学校 視聴覚室

回	月日	時間	主な議題
第1回	4月24日（金）	18:00～	○委嘱状の交付、組織の確認 ○学校経営計画（校長）他
第2回	5月21日（木）	18:00～	○小中一貫予算執行計画 ○各部会計画（9月分）
第3回	6月18日（木）	18:00～	○学校評価計画 ○各部会計画（10月分）
第4回	7月23日（木）	18:00～	○1学期反省・2学期に向けて ○各部会計画（11月分）
第5回	9月17日（木）	18:00～	○小中一貫予算執行状況 ○各部会計画（12月分）
第6回	10月15日（木）	18:00～	○アクションプラン構想 ○各部会計画（1月分）
第7回	12月10日（木）	18:00～	○学校関係者評価 ○各部会計画（2月分）
第8回	令和9年 1月14日（木）	18:00～	○学校アンケート ○各部会計画（3月分）
第9回	2月18日（木）	18:00～	○新年度 学校経営方針等 ○各部会計画（4月分）
第10回	3月11日（木）	18:00～	○次年度計画 ○各部会計画（5月分）

武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会要領

平成23年1月21日制定の武蔵村山市立学校 学校運営協議会規則を踏まえ、次のとおり「武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会要領」を作成した。

市教育委員会からコミュニティ・スクールとして指定を受けて、協議会の円滑な運営に資するものとする。

武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会要領

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5及び武蔵村山市立学校 学校運営協議会規則(平成23年武蔵村山市教育委員会規則第1号 以下「規則」という。)に基づき、武蔵村山市教育委員会(以下「委員会」という。)が指定した学校に置く学校運営協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 委員会が指定した武蔵村山市立第七小学校と武蔵村山市立第四中学校に置く学校運営協議会の名称は、武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会と称する。

(目的)

第3条 協議会は、校長の学校経営を尊重し、及び支援することを重視しつつ協議を行う。

2 協議会は、学校の運営に関し、委員会及び校長の権限及び責任の下に、保護者及び地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者と学校との連携を促進することにより、一層地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について、校長が作成した毎年度の基本的な方針の承認等を協議する。

- (1) 教育目標及び学校経営方針に関する事
- (2) 教育課程に関する事
- (3) 組織に関する事
- (4) 予算に関する事
- (5) 施設及び設備に関する事

(運営に関する意見)

第5条 協議会は、学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員であるときは、委員会を経由するものとする。

(組織)

第6条 協議会は、次に掲げるもののうちから委員会が任命した委員30名以内で組織する。

- (1) 学校の所在する地域の住民
- (2) 学校に在籍する児童の保護者
- (3) 学校の職員
- (4) 教育に関し識見を有するもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年(2年を経過する前に当該指定学校の指定の期間が満了するときは、当該指定の期間が満了する日までの期間)とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定学校の指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う

ものとする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、学校の職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、1年(1年を経過する前に当該指定学校の指定の期間が満了するときは、当該指定の期間が満了する日までの期間)とする。
- 5 会長及び副会長は、再選されることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 議決を伴う協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、自己に直接利害関係のある事項については、その議事の議決に加わることができない。この場合において当該委員が当該事項について直接利害関係があるかどうかは、協議会の決するところによるものとし、当該委員は、その議決に加わることができないものとする。
- 5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第3項の出席した委員の数に算入しない。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。
- 7 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項その他の事項について会議録を調製し保管しなければならない。

(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、公開する。ただし、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議する場合その他特別の事情により協議会が議決により非公開とした場合は、これを公開しないことができる。

- 2 協議会の会議の公開に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委員の服務)

第11条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為
 - (2) 委員としての地位を政治活動、営利行為、宗教活動等に不当に利用する行為
 - (3) その他協議会及び指定学校の運営の著しい支障を来すような行為

(部会等)

第12条 協議会は、必要に応じ部会その他必要な組織を置くことができる。

(運営状況の報告)

第13条 協議会は、毎年度、会議の開催状況その他の協議会の運営状況について、委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、学校内に置く。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。

※この要領は、別途、細則を定めることができる。細則は、協議会で協議し、別途定める。

武蔵村山市立小中一貫校大南学園 コミュニティスクール組織図

武蔵村山市立小中一貫校大南学園学校運営協議会

識見者	2名 (教育に関する識見者)
保護者	10名 (PTA 会長、前 PTA 会長、元 PTA 会長、小中学校保護者)
地域住民	7名 (地域企業団体関係者、各自治会代表)
社会教育・福祉関係	5名 (民生児童委員、青少対代表)
教職員	6名 (七小・四中教職員)

※事務局 2名 (七小・四中副校長)

※学校運営協議会委員は、学校関係者評価委員と兼任

学校評価部	学習活動支援部	総務部
学校関係者評価の提案・実施 評価結果に基づく検討・改善 (学園評価、七小・四中評価)	教育活動への連携・支援策の 検討・実施 地域人材の確保	協議会全体の運営 情報共有、会議運営 CS 活動報告 (学園だより)

地域学校協働本部

◎コーディネーター ・保護者 ・地域住民 (地域団体含む)

【主な活動内容】

- ・七小塾支援
- ・地域企業や団体との調整
- ・ゲストティーチャーの支援
- ・キャリア教育支援
- ・検定試験サポート
- ・校外学習への付き添い
- ・学習サポート (図工、家庭科、総合的な学習など)
- ・校内安全見守り
- ・読書活動 (図書館サポート読み聞かせ)
- ・七小、四中の施設整備 (美化活動)
- ・七小、四中の花の植え替え
- ・七小、四中の学習農園サポート

(参考資料)

◎「学校運営協議会」(コミュニティスクール)

学校の運営の基本方針を承認したり、教育委員会や校長に意見を述べたりと、一定の権限を持って学校運営に参画する機関。

→ 学校運営の方向性を決める合議制機関(承認・意見) = 意思決定

○「地域学校協働本部」

学校運営協議会で承認された学校運営の目標(理想の児童像など)を実現するため、地域住民、保護者、団体などが協力して「地域学校協働活動」を推進する体制。

→ 学校運営協議会で決まったことを、地域学校協働本部が具体的に実行する。 = 実践・実行

両機関が、一体的に運営されるのが理想



令和7年度 学校要覧



施設隣接型小中一貫校



校歌

作詞 職員一同
作曲 職員一同

一 狭山の南 富士仰ぎ
陽ざしやわらぐ 学び舎に
力を合わせ 励み合う
明るく友と 伝統を
そだてるわれらの第七小学校

二 みどりの風に つつまれて
心を見がき すこやかに
時代に生きる しあわせを
胸にいだいて 堂々と
やりぬくわれらの第七小学校

三 夢と希望に 満ちあふれ
強く大地を ふみしめて
未来に向かい どこまでも
伸びゆく力 はてしなく
はばたくわれらの第七小学校

大南学園歌

作詞 七小・四中児童生徒
為國 里美教諭
作曲 砂原 鉄平
編曲 小野 左貴

一 富士を仰ぐ 学び舎に
この地に育つ 誇りを胸に
明るく笑顔の 心集いて
輝く今日の 光をつむぐ
友と手を取り 進みゆく
われらの われらの 大南学園

二 狭山の丘の 学び舎に
この地に生きる 誇りを胸に
豊かな学び 心ひとつに
小中の絆 固く結ぼう
仲間と歩みて 築きゆく
われらの われらの 大南学園

三 緑豊かな 学び舎に
この地に根ざす 誇りを胸に
自主創造の 心をもって
世界に飛び立つ 扉を拓こう
夢と希望を 抱きゆく
われらの われらの 大南学園

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校

〒208-0013 東京都武蔵村山市大南2丁目78番地の1
電話 042-564-1286 FAX 042-563-9348
H P <https://www.city.musashimurayama.lg.jp/school/mmced7sc/index.html>



教育目標

◎校訓 自主創造

- ・すすんで (自主・自立)
- ・みんなのために (共生・貢献)
- ・たくましく (健康・大志)

小中一貫校基準「わけをそえて話すことができる子ども」

1 目指す特色ある学校像

(1) 自ら学びに向かう力を育む学校

- ・どの授業でも「じっくり考える」場面を創り出す。
- ・俳句や読書活動、ICTを通して「考える楽しさ」「分かる楽しさ」を味わえる言語活動を充実させる。

(2) 豊かな人間性を育む学校

- ・道徳の時間や情報モラル教育等を通じて、思いやりの心と生活態度や社会的な判断力などの規範意識を身に付けさせる。
- ・キャリア教育、まちづくり学習を通じた、地域社会の一員としての自覚を育む取組を積極的に実践し、多様な考えを認められる心情を養う。

(3) 心と体の健康保持増進を育む学校

- ・体育的活動、生活習慣指導、保健指導などを通して体力の維持向上と健康増進に取り組む。
- ・保護者と教職員、関係機関が互いに連携を図り、児童の心の安定を図る。
- ・給食指導や食に対する意識向上で健全な成長を目指す食育の推進を図る。



挨拶運動



運動会

2 平成28年度開校 施設隣接型小中一貫校

(1) 「知の統合」

- ・わけをそえて話すことができる授業実践
- ・ブリッジプログラムによる、思考力、判断力、表現力の育成
- ・授業力向上を目指した、七小、四中の教員による合同授業研究

(2) 「心の統合」

- ・年3回の小中合同「あいさつ運動」の実施
- ・俳句ノートによる年間を通しての「俳句」への取組

(3) 「形の統合」

- ・儀式的行事での学園歌斉唱
- ・9年間を見通したキャリア教育の推進
- ・花と緑に包まれた憩いある環境づくりと学習農園を生かした食育の推進



入賞した俳句の校内掲示



学習農園での活動

3 まちづくり学習の推進に向けた方策

総合的な学習の時間を中心に学習を進め、キャリア教育や教科横断的な学習とも関連させながら学習活動を行い、学年末においては自己の振り返りや今後のまちづくりについて考えていくことができるように計画的に進める。

校章の由来



七小の校章は、市章と桑の葉、富士山が配されています。市章は、ふるさとへの親近感を表し、桑の葉は市の名産品「村山大島紬」を模し、富士の秀峰は、子供たちに無限の可能性をもってほしいとの願いが込められています。

昭和49年児童と保護者による合作です。

学園章の由来



中心にある市の鳥「メジロ」は、未来に羽ばたく象徴です。無限の可能性と大きな夢をもって羽ばたく児童・生徒をイメージしています。また、春先に両校を彩る桜は、新年度を迎える際の児童・生徒ばかりでなく、保護者や地域の方の気持ちを和ませてくれる花です。この学園章は、第七小学校と第四中学校が様々な活動や交流を通して、新たな形の一貫校となるシンボルとしての役割を担っていきます。大南学園から、夢や希望、そして未来に向かって飛び立つことを願って、両校の学校運営協議会での検討を経て、制定しました。

児童数

(令和7年4月1日現在)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
学級数	3	3	3	4	3	4	20
男子	53	55	48	54	50	61	321
女子	42	48	49	60	54	47	300
計	95	103	97	114	104	108	621

沿革の概要

- 昭和48. 2. 1 初代 岩片 知行 校長着任
 3. 30 校舎竣工
 4. 1 武蔵村山市立第七小学校開校
 16学級 児童数610名 教職員数23名
 7. 1 プール完成
 50. 1. 7 体育館工事竣工
 3. 3 校舎増築工事完了
 3. 5 校歌制定
 53. 4. 1 第2代 土屋 正夫 校長着任
 57. 4. 6 学区変更に伴い、児童141名 四小へ
 58. 11. 26 創立10周年記念式典
 60. 4. 1 第3代 豊泉 定二郎 校長着任
 63. 4. 1 第4代 紺野 弥 校長着任
 平成 3. 4. 1 第5代 久保井 保久 校長着任
 10. 23 創立20周年記念式典
 6. 4. 1 第6代 瀬貫 重人 校長着任
 4. 1 第7代 田尻 誠 校長着任
 12. 4. 校舎西一部に公民館大南分館が開館
 16. 2. 13 創立30周年記念式典
 4. 1 第8代 萩田 虔司 校長着任
 19. 4. 1 第9代 青木 秀雄 校長着任
 22. 10. 1 体育館耐震補強工事
 23. 2. 9 市食育研究指定校 市特色推進校
 中間発表会（第四中学校との連携）
 23. 10. 11 校庭芝生化完了
 23. 12. 13 文科省食育推進事業校
 都運動習慣生活習慣の定着実践校
 市特色ある教育推進校
 25. 3. 7 文部科学省「早寝早起き朝ごはん」運動の推進
 表彰
 25. 10. 29 東京都安全教育推進校研究発表会
 25. 10. 31 創立40周年記念行事
 26. 2. 13 東京都言語能力向上推進校 中間発表会（第四中
 学校との連携）
 26. 4. 1 第10代 小野江 隆 校長着任
 27. 2. 13 東京都言語能力向上拠点校 研究発表会（最終発
 表）（第四中学校との共同研究）
 27. 4. 1 小中一貫校大南学園第七小学校としてプレ開校
 （第四中学校と共に）
 27. 12. 25 七小・四中の渡り廊下完成
 28. 2. 15 教育ICTセミナー開催
 28. 4. 1 大南学園歌・学園章制定
 28. 4. 8 小中一貫校大南学園開校式
 28. 6. 22 ICT研究発表「児童がすすんで授業に参画する
 ための、タブレットを活用した授業の工夫」
 28. 9. 15 小中一貫校大南学園開校記念式典
 28. 10. 21 小中一貫教育全国サミット
 29. 10. 26 武蔵村山市特色ある学校づくり推進校研究発表会
 31. 4. 1 第11代 五十嵐 誠一 校長着任
 令和 2. 3. 1 コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下のた
 め休校、及び分散登校
 3. 1. 18 体育館の床工事完了
 4. 4. 1 特別支援教室拠点校移転（村山学園より）
 4. 11. 10 校舎前面塗装工事完了
 5. 4. 1 第12代 川口 周作 校長着任
 5. 11. 22 開校50周年記念式典
 6. 2. 22 武蔵村山市特色ある学校づくり推進校研究発表会

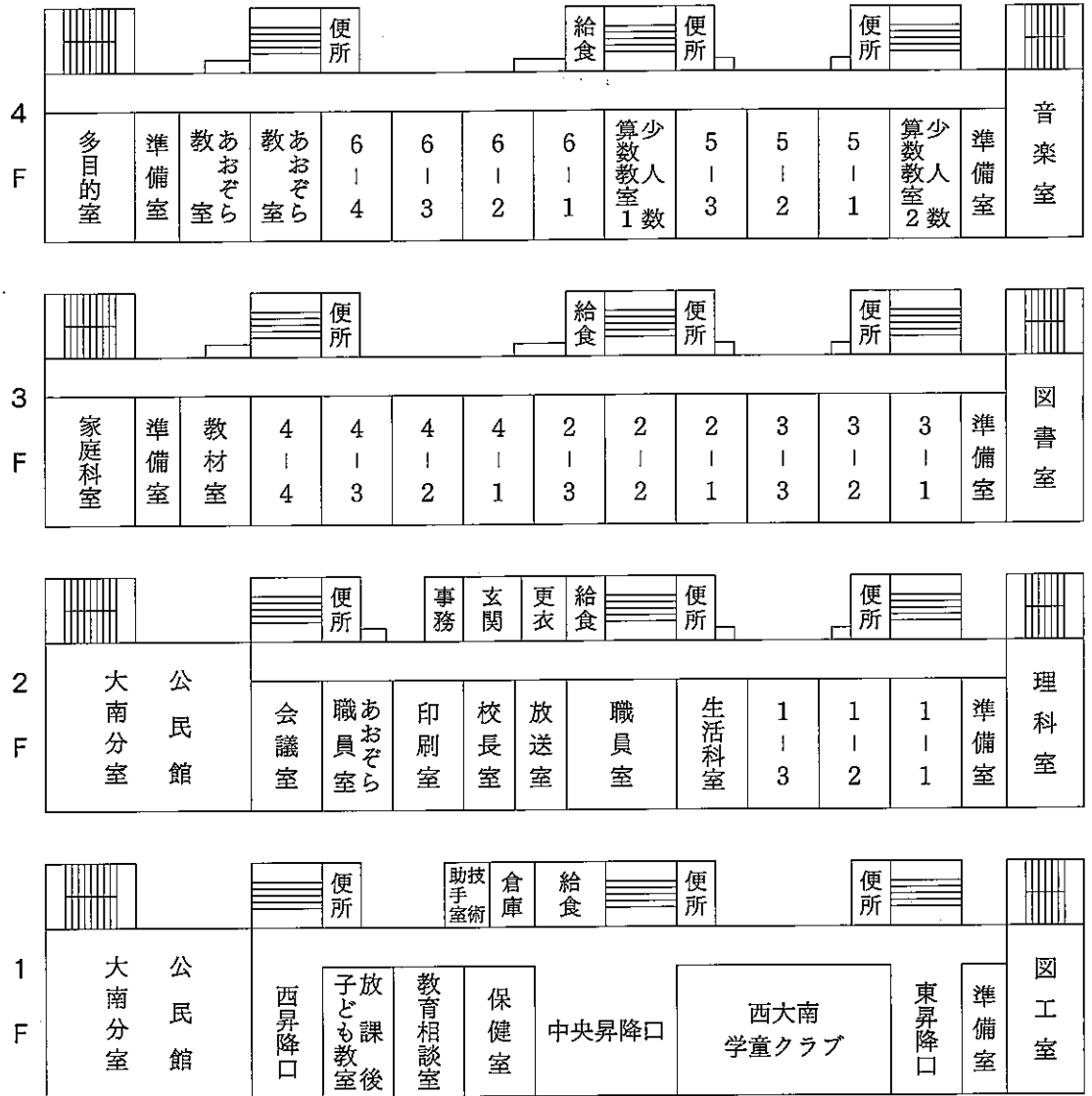
教職員一覧

校長 川口 周作 副校長 齋藤 剛

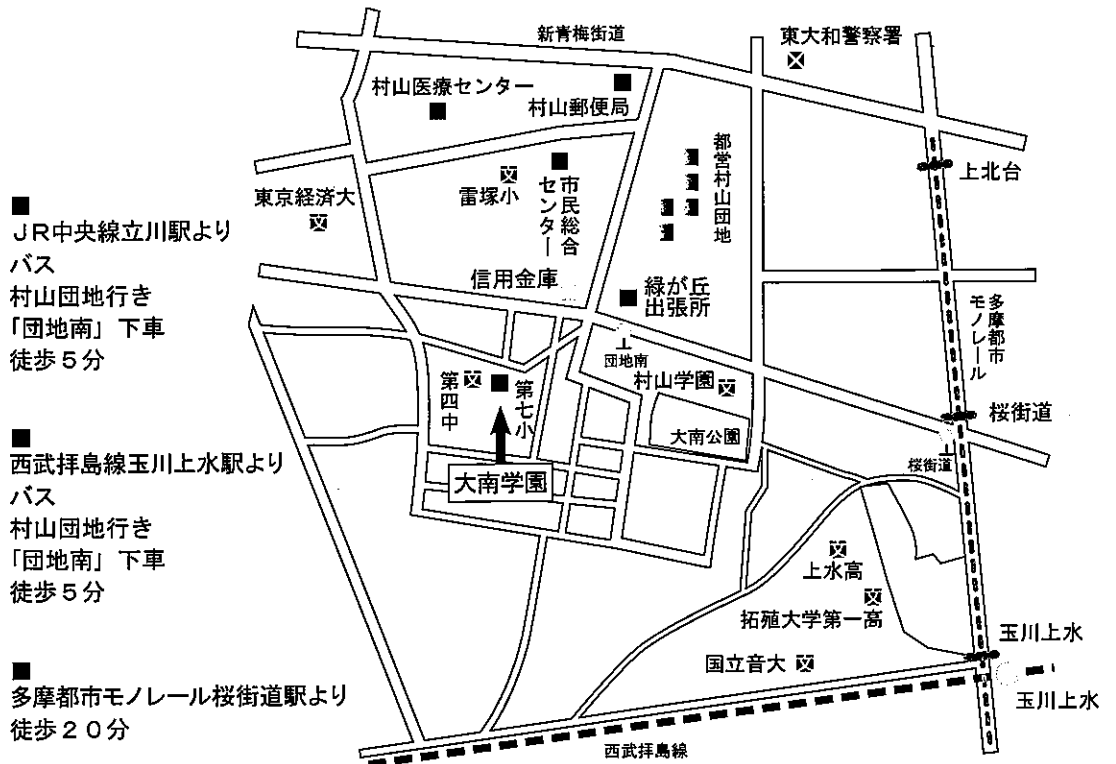
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	専科	講師
1組	○梶原 郷	特別支援教室	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	音楽	大谷 文彦
2組	戸田美砂子	特別支援教室	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	図工	花園 直之
3組	福田 英城	特別支援教室	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	理科	綿引 妙子
1組	本間 博文	特別支援教室	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	体育	
2組	山田 紫乃	特別支援教室	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	勉学	
3組	棚川 幸輝	特別支援教室	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	勉学	
1組	鷹野 昌秋	特別支援教室	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	食育	
2組	松鶴竜次郎	特別支援専門員	特別支援専門員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ	養護	
3組	平澤 美香	ソーシャルワーカー	ソーシャルワーカー	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
1組	○高橋 敏也	エデュケーション アシスタント	エデュケーション アシスタント	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
2組	宮本 英輝	エデュケーション アシスタント	エデュケーション アシスタント	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
3組	小川 奈苗	エデュケーション アシスタント	エデュケーション アシスタント	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
4組	小杉 優太	エデュケーション アシスタント	エデュケーション アシスタント	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
1組	○海老名 亜紀	スクールカウンセラー	スクールカウンセラー	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
2組	猪又 望海	介 助 員	介 助 員	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
3組	三井 浩太	A L T	A L T	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
1組	○小津光次郎	教 師	教 師	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
2組	児玉 香純	学 生	学 生	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
3組	高瀬 達也	学 生	学 生	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
4組	○坂 圭史	研 究	研 究	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
音楽	大貫 瑞生	学 校 用 務	学 校 用 務	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
図工	入野 陽子	学 校 用 務	学 校 用 務	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
理科	小山恵里子	学 校 用 務	学 校 用 務	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
体育	○今田 直樹	給 食 配 膳	給 食 配 膳	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
勉学	木暮 綾	給 食 配 膳	給 食 配 膳	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
勉学	中村 清敬	給 食 配 膳	給 食 配 膳	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
食育	杉本千香子	給 食 配 膳	給 食 配 膳	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
養護	○指田 瑛恵	保 護	保 護	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
講師	大谷 文彦	警 備	警 備	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
	花園 直之	警 備	警 備	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
	綿引 妙子	警 備	警 備	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		
		育 児 休 業	育 児 休 業	学校司書	スクールカウンセラー	スクールサポートスタッフ		

◎：主幹教諭 ○：主任教諭 教：教務主任
 生：生活指導主任 研：研究主任 保：保健主任
 学：学年主任 特：特別活動主任 専：専科主任

校舎案内



アクセス

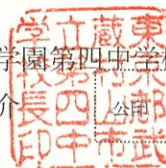


別紙1

武蔵村四中発第35号
令和8年1月23日

武蔵村山市教育委員会 殿

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校
校長 福泉 宏介



武蔵村山市立学校における学校運営協議会の設置の申請について

このことについて、学校運営協議会を設置する学校として指定いただきたく、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則に基づき、申請いたします。

記

1 指定を受けようとする目的

学園として指定を受けることは、小中一貫教育の確かな推進、地域との協働による学校運営、子どものより良い成長と環境づくりを実現するための重要な基盤である。学校・地域・家庭が「学園」として一体となり、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を達成するためと子どもたちの未来を共につくることを目的とする。

2 指定を受けようとする時期

令和8年4月

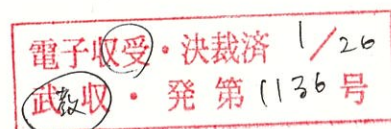
3 指定を受けようとする学校に置く学校運営協議会の名称

小中一貫校大南学園学校運営協議会

※ 当該協議会は武蔵村山市立第七小学校学校運営協議会と武蔵村山市立第四中学校学校運営協議会を合わせ、一体的な運営を行う。

4 添付書類

(1) 学校要覧 6部



指定申請理由書

学校名【武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校】

区 分	内 容																
1 学校運営協議会制度導入により期待される教育的効果	<p>①学園教育目標や学園運営方針を地域と共につくる形に進化させることで、より確かな学園運営が可能になる。</p> <p>②小中一貫の教育の質の向上を図ることができる。</p> <p>③卒業生・地域人材・地元企業の協力により、体験的で実社会と結びついた学びが増える。(例：職場体験、地域行事への参加)</p> <p>④地域の魅力を子どもが再発見し、自己有用感や郷土愛の育成に寄与できる。</p> <p>⑤広報活動の充実、地域参加イベントの拡大により、学園全体が活性化し、地域に誇りを持てる学園となる。</p>																
2 地域の意向状況	<p>地域・保護者・学校を含めた委員による小中一貫校大南学園学校運営協議会設立に向けた小中一貫校大南学園合同学校運営協議会において、コミュニティスクールの有効性を再認識し、小中一貫校のコミュニティスクールの開園に向けて、学園運営協議会の運営方法等の検討を進めながら、その啓発に努めている。今後は、学園だよりや学校ホームページ等を通じ進捗状況についての情報を広く伝え、保護者や地域等に対して一層の理解に努めていく。</p>																
3 協議会の委員構成	<table border="1"> <tr> <td>地域の住民</td> <td>4人</td> <td>保護者</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>3人</td> <td colspan="2">(校長1人・副校長1人・その他1人)</td> </tr> <tr> <td>識見者</td> <td>1人</td> <td>その他</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委員合計</td> <td colspan="2">15人</td> </tr> </table>	地域の住民	4人	保護者	5人	職員	3人	(校長1人・副校長1人・その他1人)		識見者	1人	その他	2人	委員合計		15人	
地域の住民	4人	保護者	5人														
職員	3人	(校長1人・副校長1人・その他1人)															
識見者	1人	その他	2人														
委員合計		15人															
4 委員公募の意向	<p>※ 該当に○を記入</p> <p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>																
5 協議会の年間開催回数 (予定)	10回/年																
6 学校評議員・学校関係者評価委員会の取扱い	<p>学校関係者評価委員会制度、中学校区教育推進協議会制度の趣旨を十分に留意しつつ、武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則を踏まえ、それらの制度を併せもつ組織として、大南学園学校運営協議会を設置し、開かれた学園づくりを進める。</p>																
7 児童・生徒が協議会に意見を述べる機会の有無	<p>※ 該当に○を記入</p> <p style="text-align: center;">(有) ・ 無</p>																
8 東京都の人事制度についての委員への周知方法・内容	<p>小中一貫校大南学園学校運営協議会で、東京都の人事異動要項の具体的な説明を行う。</p>																
9 特記事項	<p>当該校の学校運営協議会は、小中一貫校大南学園学校運営協議会として、一体的な運営を予定している。</p>																

学校運営協議会設立準備報告書

学校名【武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校】

区 分	内 容
1 目指すコミュニティ・スクール像	七小・四中が連携し、学校・地域・家庭が対話と協働を通して、子どもの豊かな学びと健やかな成長を目指す学園。
2 学校運営協議会設立準備の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設立準備に向けた小中一貫校大南学園合同学校運営協議会を立ち上げ、隣接型小中一貫校としての学校運営について研究した。 ・学校運営協議会の中に、学園を支援する部会等の活動内容について検討した。(教育支援部会、学校評価部会、教育活動環境部会) ・設立準備に向けた協議会を定期的に開催することで、委員間での情報の共有を図ることができた。
3 学校運営協議会設立準備の取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学園の方針や教育活動等を地域や保護者に説明し、理解と協力が得られた。 ・学園として必要な支援組織が明確になり、現状の中での支援の見通しが持てるようになった。 ・文部科学省 CS マイスターを講師に迎え、改めて CS の在り方や取組について見直す機会となった。 ・三鷹市の連雀学園（第四小、第六小、南浦小、第一中）の学校運営協議会を視察し、学校運営協議会の小中一貫校の効果的な運営方法を学ぶことができた。
4 学校運営協議会準備の取組の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の取組が地域等に十分に発信されていないので学園だよりや各学校ホームページ、SNS 等で広く啓発していく必要がある。 ・学園の教育活動に何らかの支援をしたいと思っても、なかなか参加しづらいと感じている保護者や地域の方々もいらっしゃると思うので、学園支援活動の組織の構築を更に進めていく必要がある。 ・小中学校の教育活動の連携や調整が必要である。 ・より参加しやすい教育活動を通して、更に開かれた学園づくりを目指す。
5 今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・学園だよりのなかに、コミュニティスクールの報告欄を設けることを検討し、保護者や地域の方々に周知を図る。また、ホームページを随時更新し、積極的に情報発信していく。 ・学園の教育活動を支援する部会組織の活動内容を再構築し、その活動内容を更に明確にするとともに、学校運営協議会と教育活動を支援する部会の連携体制について検討していく。

【添付資料】

- 1 学校運営協議会年間活動計画（案）
- 2 学校運営協議会組織図（案）
- 3 学校運営協議会要領（案）

令和8年度 学校運営協議会 年間活動計画(案)

学校名【武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校・第七小学校】

場所 第四中学校 視聴覚室

回	月日	時間	主な議題
第1回	4月24日(金)	18:00~	○委嘱状の交付、組織の確認 ○学校経営計画(校長)他
第2回	5月21日(木)	18:00~	○小中一貫予算執行計画 ○各部会計画(9月分)
第3回	6月18日(木)	18:00~	○学校評価計画 ○各部会計画(10月分)
第4回	7月23日(木)	18:00~	○1学期反省・2学期に向けて ○各部会計画(11月分)
第5回	9月17日(木)	18:00~	○小中一貫予算執行状況 ○各部会計画(12月分)
第6回	10月15日(木)	18:00~	○アクションプラン構想 ○各部会計画(1月分)
第7回	12月10日(木)	18:00~	○学校関係者評価 ○各部会計画(2月分)
第8回	令和9年 1月14日(木)	18:00~	○学校アンケート ○各部会計画(3月分)
第9回	2月18日(木)	18:00~	○新年度 学校経営方針等 ○各部会計画(4月分)
第10回	3月11日(木)	18:00~	○次年度計画 ○各部会計画(5月分)

武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会要領

平成23年1月21日制定の武蔵村山市立学校 学校運営協議会規則を踏まえ、次のとおり「武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会要領」を作成した。

市教育委員会からコミュニティ・スクールとして指定を受けて、協議会の円滑な運営に資するものとする。

武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会要領

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5及び武蔵村山市立学校 学校運営協議会規則（平成23年武蔵村山市教育委員会規則第1号 以下「規則」という。）に基づき、武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した学校に置く学校運営協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 委員会が指定した武蔵村山市立第七小学校と武蔵村山市立第四中学校に置く学校運営協議会の名称は、武蔵村山市立小中一貫校大南学園 学校運営協議会と称する。

(目的)

第3条 協議会は、校長の学校経営を尊重し、及び支援することを重視しつつ協議を行う。

2 協議会は、学校の運営に関し、委員会及び校長の権限及び責任の下に、保護者及び地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者と学校との連携を促進することにより、一層地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について、校長が作成した毎年度の基本的な方針の承認等を協議する。

- (1) 教育目標及び学校経営方針に関すること
- (2) 教育課程に関すること
- (3) 組織に関すること
- (4) 予算に関すること
- (5) 施設及び設備に関すること

(運営に関する意見)

第5条 協議会は、学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員であるときは、委員会を経由するものとする。

(組織)

第6条 協議会は、次に掲げるもののうちから委員会が任命した委員30名以内で組織する。

- (1) 学校の所在する地域の住民
- (2) 学校に在籍する児童の保護者
- (3) 学校の職員
- (4) 教育に関し識見を有するもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年（2年を経過する前に当該指定学校の指定の期間が満了するときは、当該指定の期間が満了する日までの期間）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定学校の指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う

ものとする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、学校の職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、1年(1年を経過する前に当該指定学校の指定の期間が満了するときは、当該指定の期間が満了する日までの期間)とする。

5 会長及び副会長は、再選されることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 議決を伴う協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己に直接利害関係のある事項については、その議事の議決に加わることができない。この場合において当該委員が当該事項について直接利害関係があるかどうかは、協議会の決するところによるものとし、当該委員は、その議決に加わることができないものとする。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第3項の出席した委員の数に算入しない。

6 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

7 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項その他の事項について会議録を調製し保管しなければならない。

(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、公開する。ただし、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議する場合その他特別の事情により協議会が議決により非公開とした場合は、これを公開しないことができる。

2 協議会の会議の公開に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委員の服務)

第11条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

(2) 委員としての地位を政治活動、営利行為、宗教活動等に不当に利用する行為

(3) その他協議会及び指定学校の運営の著しい支障を来すような行為

(部会等)

第12条 協議会は、必要に応じ部会その他必要な組織を置くことができる。

(運営状況の報告)

第13条 協議会は、毎年度、会議の開催状況その他の協議会の運営状況について、委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、学校内に置く。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。

※この要領は、別途、細則を定めることができる。細則は、協議会で協議し、別途定める。

武蔵村山市立小中一貫校大南学園 コミュニティスクール組織図

武蔵村山市立小中一貫校大南学園学校運営協議会

識見者	2名（教育に関する識見者）
保護者	10名（PTA会長、前PTA会長、元PTA会長、小中学校保護者）
地域住民	7名（地域企業団体関係者、各自治会代表）
社会教育・福祉関係	5名（民生児童委員、青少対代表）
教職員	6名（七小・四中教職員）

※事務局 2名（七小・四中副校長）
 ※学校運営協議会委員は、学校関係者評価委員と兼任

学校評価部	学習活動支援部	総務部
学校関係者評価の提案・実施 評価結果に基づく検討・改善 (学園評価、七小・四中評価)	教育活動への連携・支援策の 検討・実施 地域人材の確保	協議会全体の運営 情報共有、会議運営 CS活動報告（学園だより）

地域学校協働本部

◎コーディネーター ・保護者 ・地域住民（地域団体含む）

【主な活動内容】

- ・七小塾支援 ・地域企業や団体との調整 ・ゲストティーチャーの支援
- ・キャリア教育支援 ・検定試験サポート ・校外学習への付き添い
- ・学習サポート（図工、家庭科、総合的な学習など） ・校内安全見守り
- ・読書活動（図書館サポート読み聞かせ） ・七小、四中の施設整備（美化活動）
- ・七小、四中の花の植え替え ・七小、四中の学習農園サポート

(参考資料)

◎「学校運営協議会」(コミュニティスクール)

学校の運営の基本方針を承認したり、教育委員会や校長に意見を述べたりと、一定の権限を持って学校運営に参画する機関。

→ 学校運営の方向性を決める合議制機関(承認・意見) = 意思決定

○「地域学校協働本部」

学校運営協議会で承認された学校運営の目標(理想の児童像など)を実現するため、地域住民、保護者、団体などが協力して「地域学校協働活動」を推進する体制。

→ 学校運営協議会で決まったことを、地域学校協働本部が具体的に実行する。 = 実践・実行

両機関が、一体的に運営されるのが理想



令和7年度 学校要覧・学校案内

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校

教育目標

校訓「自主創造」

小学生の憧れとなるために

- ・ 知を磨く生徒(自主・自立)
- ・ 徳を積む生徒(共生・貢献)
- ・ 体を鍛える生徒(健康・大志)

小中一貫校基準

「自分の考えをもち、理由をそえて説明できる生徒」

一貫校としての3つの統合

知の統合

- ・ 自分の考えを理由(わけ)をそえて話すことができる生徒の育成
- ・ プリッジプログラム
- ・ 学びの習慣化(自主学習ノートの活用)
- ・ 部活動体験
- ・ 中学生による小学生の学習支援(七小塾等)
- ・ 教員の合同授業研究

心の統合

- ・ あいさつ運動
- ・ 朝顔・菜の花 花いっぱい運動
- ・ 運動会「おもてなし係」「スーパー選抜リレー」
- ・ 音楽会、合唱コンクールへのスポット参加等
- ・ 合同教育相談部会による児童・生徒の理解・支援

形の統合

- ・ 儀式的行事における学園歌斉唱
- ・ 合同コミュニティ委員会の開催
- ・ 9年間を見通したキャリア教育の推進
- ・ 学園章
- ・ 渡り廊下

一貫校としての目指す姿

第四中学校

生徒…確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく身に付けた生徒

教師…生徒を温かく見守り、「主体的・対話的で深い学び」を実現する教師

学校…コミュニティスクールの機能を活用して、保護者・地域と情報や理念を共有して小中一貫教育を進める学校
チーム四中として関係機関とも連携し、組織的に生徒の成長を支える学校

第七小学校

つながる学校

- ・ 中3生を学園の最上級生として意識し、小6年生を小学校の最上級生として意識させ、憧れと思いやりをつながる学校
- ・ コミュニティ・スクールとして保護者や地域と信頼の頼の絆をつながる学校
- ・ 七小と四中とで、隣接型小中一貫校として「3つの統合」をつながる学校

育む学校

- (1) 自ら学びに向かう力を育む学校
- (2) 豊かな人間性を育む学校
- (3) 心と体の健康保持増進を育む学校

目指すべき姿は四中生

大南学園歌



作詞 大南学園児童生徒

為國 聡美

作曲 砂原 鉄平

編曲 小野 左貴

一 富士を仰ぐ 学び舎に

この地に育つ 誇りを胸に

明るい笑顔の 心集いて

輝く今日の 光をつむごう

友と手を取り 進みゆく

われらの われらの 大南学園

二 狭山の丘の 学び舎に

この地に生きる 誇りを胸に

豊かな学び 心ひとつに

小中の絆 固く結ぼう

仲間と歩みて 築きゆく

われらの われらの 大南学園

三 緑豊かな 学び舎に

この地に根ざす 誇りを胸に

自主創造の 心もちて

世界に飛び立つ 扉を拓こう

夢と希望を 抱きゆく

われらの われらの 大南学園

沿革の概要

創立 昭和 52 年 4 月 1 日 開校記念日 6 月 6 日

- 昭和 49. 10. 18 市教委で新設校建設を決定
- 51. 7. 1 校舎建設着工 (52. 1. 26 竣工)
- 12. 10 条例で正式校名決定
- 52. 2. 1 寺町 勲 初代校長発令
- 4. 1 開校 教頭、教諭、養護教諭、事務主事等 18 名発令
- 4. 6 始業式 (134 名)
- 4. 7 第 1 回入学式 (279 名入学)
- 5. 30 校章決定
- 6. 6 開校式 (6 月 6 日を開校記念日とする)
- 6. 7 生徒会発足
- 6. 16 標準服制定 (10 月 3 日より着用)
- 6. 24 プール完成
- 9. 18 校歌発表 (第一回体育大会)
- 53. 1. 10 父母連絡会 (保護者の学級代表にて規約承認)
- 9. 12 校旗制定
- 54. 1. 31 保護者会の正式設立 (56. 2. 3 P T A と改訂)
- 56. 4. 1 長谷川文皓 第 2 代校長に着任
- 60. 4. 1 菅井昭夫 第 3 代校長に着任
- 61. 4. 1 格技指導推進校指定 (文部省)
- 62. 5. 2 第 1 回 P T A 総会
- 10. 31 創立 10 周年記念式典
- 63. 2. 26 格技指導推進校中間発表会 (文部省)
- 平成元. 1. 27 文部省指定研究推進校発表会
「格技 (柔道) 指導の推進と健全育成」
- 4. 1 柴田邦郎 第 4 代校長に着任
- 3. 9. 1 脇本良英 第 5 代校長に着任
- 5. 11. 16 武蔵村山市研究奨励校 道徳研究発表会
「自らよりよい生き方を求め、道徳的実践力を持つ生徒の育成」
- 7. 4. 1 河野充夫 第 6 代校長に着任
- 9. 11. 1 創立 20 周年記念式典
- 10. 11. 16 武蔵村山市研究奨励校発表会
「変化に対応できる生き方を求めて」
- 11. 1. 20 スクールカウンセラー室完成
- 4. 1 石井裕光 第 7 代校長に着任
- 11. 6 スクールバンド部
第 47 回全日本吹奏楽コンクール出場 (銅賞)
- 11. 21 スクールバンド部
第 12 回全日本マーチングフェスティバル出場 (銅賞) (神戸ポートアイランド)
- 12. 2. 22 文部省スクールカウンセラー活用調査研究実践報告会
- 14. 15 武蔵村山市特色ある学校づくり推進校
- 14. 15. 16 エネルギー教育実践校
(財団法人社会経済生産性本部)
- 15. 16 豊かな体験活動推進校 (文部科学省)
- 17. 4. 1 高木行雄 第 8 代校長に着任
- 19. 11. 9 創立 30 周年記念式典
- 20. 21 運動部活動等活性化推進事業 (文部科学省)
- 21. 4. 1 牧野秀彦 第 9 代校長に着任
- 22. 23 栄養教諭を中核とした食育推進事業
(文部科学省)
- 23. 4. 1 尾崎光治 第 10 代校長に着任
- 27. 4. 1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園プレ開校
- 28. 4. 1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園開校
- 28. 4. 1 清水 実 第 11 代校長に着任
- 4. 8 大南学園開校式
- 9. 15 大南学園開校記念式典
- 29. 10. 21 第 11 回小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山
- 30. 10. 5 創立 40 周年記念式典
- 11. 21 東京都道徳教育推進拠点校発表
- 2. 15 東京都スーパーアクティブスクール指定校発表

- 平成 31. 4. 5 特別支援教室 (サポート教室)
- 令和 4. 5 武蔵村山市特色ある学校づくり推進校
- 6. 1. 18 武蔵村山市特色ある学校づくり推進校・東京都教育委員会不登校対応加配教員配置校研究発表会
- 4. 1 福泉宏介 第 12 代校長に着任
- 7. 3. 19 第 47 回卒業証書授与式 (105 名)
- 4. 8 第 49 回入学式 (89 名)

教職員一覧

No.	職名	氏名	分掌・教科・学年
1	校長	福泉 宏介	経営
2	副校長	近藤 竜也	経営
3	主幹教諭	栗原 美絵	進路指導主任 数学 2年
4	主幹教諭	佐藤 瑠美	学年主任 生活指導 音楽 3年
5	主幹教諭	野津 康司	学年主任 教務 社会 1年
6	主任教諭	青木 信也	生活指導 保健体育 1年
7	主任教諭	赤坂 創一	教務 国語 3年
8	主任教諭	北野 大輔	進路指導 研究主任 社会 2年
9	主任教諭	中村 鮎美	生活指導主任 保健体育 3年
10	主任教諭	田中 輪香子	進路指導 英語 1年
11	教諭	大西 香織	進路指導 英語 3年
12	教諭	小川 紳	教務主任 数学 3年
13	教諭	小田 和代	進路指導 英語 3年
14	教諭	小野寺亜莉香	教務 英語 2年
15	教諭	上林 太一	学年主任 生活指導 理科 2年
16	教諭	齋藤 弘輝	教務 数学 1年
17	教諭	星野 瞳	生活指導 美術 1年
18	教諭	峯村 森悟	生活指導 理科 3年
19	教諭	山谷 正昭	教務 国語 2年
20	養護教諭	佐藤 弘子	保健主任 生活指導 養護 2年
21	主任教諭	川原 啓嗣	特別支援教室 (巡回)
22	教諭	島田 純	特別支援教室 (巡回)
23	教諭	菅岡 明日香	特別支援教室 (巡回)
24	教諭	坪田 裕行	不登校対応 (巡回)
25	講師	小野 千代子	数学
26	講師	好田 尚子	理科
27	講師	田中 智之	技術
28	講師	石澤 佳穂	家庭
29	講師	田村 耕子	英語
30	学校用務員	工藤 智	用務
31	特別支援教室専門員	石川 美代子	教育支援
32	A L T	タイラー・リャン	外国語指導補助
33	スクールサポート	米田 弥子	事務補助
34	学校司書	坂本 邦一	読書指導
35	スクールカウンセラー	赤木 美佳	教育相談
36	スクールカウンセラー	飯野 結香	教育相談
37	都事務支援員	柳樂 明美	庶務・給与等
38	市事務支援員	下川 智子	庶務・市会計等
39	施設管理員	馬場 春雄	施設管理
40	施設管理員	長本 輝峰	施設管理
41	清掃員	川端 和代	校内清掃
42	清掃員	花ヶ崎ヒサ子	校内清掃
43	清掃員	保谷 弘子	校内清掃
44	巡回心理士	大坪 梢	特別支援巡回相談

豊かな学びの軌跡（令和7年度）



4月	<ul style="list-style-type: none"> 1学期始業式 入学式 ・ 対面式 保護者会 ・ 生徒総会
5月	<ul style="list-style-type: none"> 1学期中間考査 運動会
6月	<ul style="list-style-type: none"> 開校記念日（6日） 学校公開週間・SNS教室 1学期期末考査
7月	<ul style="list-style-type: none"> セーフティ教室 ・ 保護者会 1学期終業式 夏季休業 ・ 三者面談
8月	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業
9月	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験（2年） 修学旅行（3年） 生徒会役員選挙 2学期中間考査
10月	<ul style="list-style-type: none"> 合唱コンクール 三者面談（3年）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談（3年） 2学期期末考査 ランニング・ウォーキング
12月	<ul style="list-style-type: none"> 全校三者面談 道徳授業地区公開講座 保護者会 ・ 2学期終業式 冬季休業
1月	<ul style="list-style-type: none"> 3学期始業式 入学説明会 スキー移動教室（1年） 校外学習（2年）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 学年末考査
3月	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会 卒業証書授与式 修了式

生徒数（令和7年5月1日現在）

	第1学年			第2学年			第3学年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1組	14	15	29	13	16	29	18	13	31
2組	15	15	30	13	16	29	18	13	31
3組	15	15	30	14	15	29	19	13	32
計	44	45	89	40	47	87	55	39	94
合計	男子 139名			女子 131名			合計 270名		

生活時程

	5時間授業	6時間授業
職員打合せ	8:10	
生徒登校	8:15	
朝読書	8:20~8:30	
朝学活	8:30~8:35	
1校時	8:45~9:35	
2校時	9:45~10:35	
3校時	10:45~11:35	
4校時	11:45~12:35	
給食	12:35~13:05	
昼休み	13:05~13:20	
5校時	13:25~14:15	
6校時		14:25~15:15
終学活	14:20~14:25	15:20~15:25
清掃	14:25~14:40	15:25~15:40
生徒下校	14:50	15:50
最終下校	18:30（11月~2月は18:00）	

部活動

野球	サッカー	男子バスケットボール
女子バスケットボール	女子バレーボール	
バドミントン	卓球	ハンドボール
吹奏楽	理科	囲碁・将棋
美術	ボランティア&English	

進路状況（令和6年度卒業生）

都立	五日市 青梅総合 片倉 国立 小平西 小平南 鷺宮
立	上水 昭和 砂川 第五商業 立川 立川緑 田無
高	多摩工科 中野工科 八王子桑志 東村山 東村山西
校	東大和 日野 日比谷 府中 福生 瑞穂農芸 穂ヶ丘
等	武蔵野北 武蔵村山 羽村特別支援学校
私	N NHK学園 おおぞら 国際基督教大学 埼玉平成
立	昭和第一学園 星槎国際 第一学院 拓殖大学第一
高	立川女子 東海大学菅生 東京電機大学 日本ウェルネス
校	日本体育大学桜華 東野 堀越 明星 明法 山梨学院

武蔵村山市立小中一貫校 大南学園第四中学校校歌

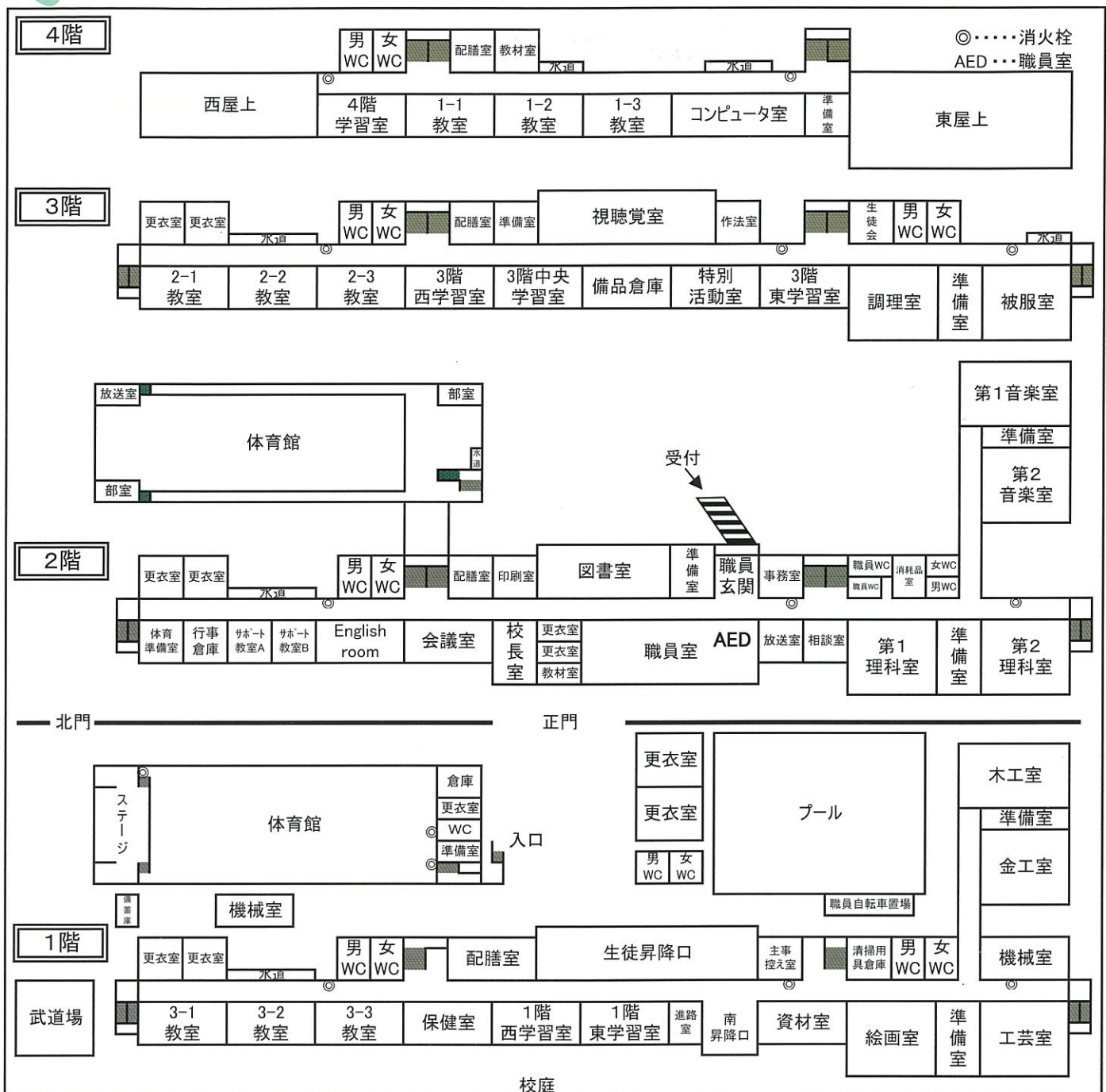
寺町 勲 作詞
板倉久枝 作曲

一
みどり豊かな 武蔵野の
狭山の丘を 北にみて
まことの道を 求めゆく
進む我らに 光あれ
四中 四中 明けゆく母校

二
ああ清純の 地を誇る
歴史は古く 村山の
若者たちが 肩を組み
いま友情の 花開く
四中 四中 我らの母校

三
高い望みは 富士が嶺の
和む心は 奥多摩の
山の姿を そのままに
未来を開け 意気高く
四中 四中 栄えある母校

教室配置図



学校の住所、連絡先、アクセス

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校

〒208-0013

東京都武蔵村山市大南2-79-1

TEL (042)564-4341

FAX (042)563-9149

<学校までのアクセス>

西武拝島線「玉川上水」駅

○立川バス

- ・「村山団地」行「団地南」下車徒歩6分
- ・「イオンモール」又は「武蔵村山病院」行「西東京街道口」下車3分

OMMチャトルバス

- ・「大南2丁目」下車5分

多摩モノレール「桜街道」駅下車徒歩20分



学校の様子は
Web 上にて公開
しております。
下の二次元コード
からどうぞ。



議案第6号

令和7年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について

令和7年度武蔵村山市立小学校及び中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市立小学校及び中学校の卒業証書授与式の教育委員会告辞を定める必要があるため、本案を提出します。

令和七年度 武蔵村山市立小学校卒業証書授与式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立〇〇小学校の令和七年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、卒業証書を手にし、小学校を卒業する喜び、四月から始まる中学校生活への期待に、胸を弾ませていることと思います。励まし合い、支え合った友達、親身に指導してくださった先生方、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、小学校生活を通じてお世話になった多くの方々への感謝の気持ちも胸一杯に抱えていることと思います。

さて、この一年は「生成AI」や「人工知能」という言葉を、ニュース等で目にする機会が増えました。私たちの生活や社会は、科学技術によって大きく変わろうとしています。本日は、そのような時代を支える人の一人として、アメリカ・カーネギーメロン大学で研究を行っている山崎加周（やまざき かしゅう）さんを紹介したいと思います。

山崎さんは、ロボットや人工知能の研究に取り組み若い研究者です。高校卒業後、アメリカの大学に進学し、ロボットやコンピュータの仕組みについて学びました。その後も大学院で学びを深め、世界でもトップレベルの研究で知られるカーネギーメロン大学で研究を続けています。

山崎さんが取り組んでいる研究の一つに、ロボットが人のいる場所で安全に動きながら、自分で学んで成長していくための技術があります。例えば、ロボットが物にぶつからずに動くにはどうすればよいのか、転ばずに作業をするには何を学ばせればよいのかといったことを、コンピュータの中で何度も試しながら学ばせる研究です。

また山崎さんは、現実の世界をコンピュータの中で再現する「物理シミュレーション」という技術にも関わり、ロボットや人工知能が安全に練習できる仕組みづくりに貢献しています。例えば山崎さんの研究は、災害現場で人を助けるロボットや、高齢者の生活を支えるロボットなど、将来、私たちの暮らしを支える技術につながると期待されています。

こうした研究が評価され、山崎さんは、日本の経済誌『Forbes JAPAN』において、世界をより良く変える可能性をもつ三十歳未満の若者の一人として選ばれています。この賞は、『Forbes JAPAN』編集部が、次の時代を担う若い才能を選ぶものです。

しかし、山崎さん自身は、特別な才能があったからではなく、「分からないことをそのままにせず、学び続けてきた結果」だと語っています。

山崎さんは、子供のころから「どうしてだろう」「もっと良くできないかな」と考えることが好きだったそうです。その気持ちを大切にしながら、中学校、高校、大学と進む中で、学びに挑戦し続けてきました。小さな「好き」や「疑問」を大切にし、努力を重ねることで、今では世界の研究者と共に社会を支える仕事に取り組んでいます。

卒業生の皆さんは、これから中学校という新しい環境に進みます。勉強が難しく感じることや、思うようにいかないこともあるかもしれません。しかし、何か一つでも「面白い」「もっと知りたい」と感じることを見付け、それに向き合い、挑戦し続けてほしいと思います。その積み重ねが、皆さん自身の力となり、これからの学びや生き方を支えていくはずですよ。中学校での新たな挑戦に向かう皆さん一人一人の姿に、心から期待しています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。成長した子供たちの

姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。この六年間、本市の教育活動に温かい御支援、御協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。引き続き御理解と御協力の程よろしくお願ひいたします。

結びに、今日まで御指導くださいました校長先生をはじめ教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えを賜りました地域の皆様には厚く御礼申し上げます、教育委員会の告辞といたします。

令和八年三月二十四日

武蔵村山市教育委員会

(1,611文字)

令和七年度 武蔵村山市立中学校卒業証書授与式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇〇中学校の令和七年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、中学校三年間、義務教育九年間の全課程を修了し、ここに卒業証書授与式を迎えることができました。

互いに励まし合い、支え合った友達のこと、親身になって指導してくださった先生方のこと、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、今、皆さんは多くの人たちとの思い出を噛みしめていることでしょう。その思い、感謝の気持ちを忘れずに、新たな道に出発してほしいと思います。

さて、この一年は「生成AI」や「人工知能」という言葉を、ニュース等で目にする機会が増えました。私たちの生活が便利になる一方で、「正しく使えるのか」「安心して任せられるのか」といった新たな課題も生まれています。

本日は、そのような時代において、社会を根本から支える研究に取り組んでいる人物として、東京大学大学院情報理工学系研究科の教授である鈴木大慈（すずき たいじ）さんを紹介したいと思います。

鈴木さんは、人工知能がどのような仕組みで学び、判断しているのかという「基礎となる原理」を研究してきました。

例えば、生成AIは文章を作ったり質問に答えたりできますが、ときには事実と違うことをもってもらしく答えてしまうことがあります。鈴木さんは、人工知能が「なぜ間違えるのか」「どうすれば誤りを減らせるのか」を数学の視点から研究し、人工知能がより信頼できる形で社会に役立つための土台を築いてきました。

鈴木さんは、人工知能をただ便利な道具として見るのではなく、「なぜその答えにたどり着いたのか」「どこで間違いが起こるのか」を一つ一つ確かめながら研究を進めてきました。膨大なデータを何度も分析したり、条件を変えて試行し直したりと、地道な検証を積み重ねてきました。その中で、人にとって安心して使えるように、数学の理論も組入れながら信頼できる仕組みを構築してきました。

人工知能は、医療や防災、交通、教育など、私たちの社会の大切な場面でも使われ始めています。だからこそ、便利さだけでなく、安全性や信頼性を支える仕組みが必要です。鈴木さんの研究は、人工知能を安心して活用できる社会をつくるための基盤となっています。

このような研究は、すぐに目に見える成果として現れるものではありません。しかし、この土台があるからこそ、私たちは人工知能を安心して使うことができます。鈴木さんの取組は、社会の裏側で信頼や安全を支える、重要な役割を果たしています。

鈴木さんは、高校、大学、大学院と、上級学校で学びを深めながら、自ら問いを立て、考え続けてきました。その積み重ねが、社会からの評価につながっています。この姿は、学ぶことが社会の土台を創る力になることを、私たちに教えてくれます。

卒業生の皆さんも、これから高等学校、そしてその先の学びへと進んでいきます。社会が大きく変化する時代だからこそ、目立つ成果だけでなく、見えないところで社会を創る学びの価値にも目を向けてほしいと思います。自分は何を学び、どのように社会と関わっていきたいのかを考えながら歩いていく皆さん一人一人の姿に、心から期待しています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとございます。義務教育を修了し、卒業証書を手にした子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。また、これまで、本市の教育活動に温かい御支援と御協力を賜りましたこと厚く感謝申し上げます。今後とも引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びになりますが、今日まで御指導くださいました、校長先生をはじめ、教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えをくださいました地域の皆様に厚く御礼を申し上げ、教育委員会の告辞といたします。

令和八年三月十九日

武蔵村山市教育委員会

(1,629文字)

議案第9号

武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画について

武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

「武蔵村山市第五次特別支援教育推進計画」の計画期間が令和7年度をもって満了することに伴い、新たに特別支援教育推進計画を策定する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市第六次 特別支援教育推進計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

武蔵村山市教育委員会

はじめに

平成19年の学校教育法一部改正により、これまでの「特殊教育」は「特別支援教育」に改められ、全ての学校において、発達障害を含む障害のある児童・生徒等に対して適切な教育を行うことが、法律上明確に規定される等、大きな転換が図られてから18年が経過しました。

その間、国では、インクルーシブ教育の推進におけた学校教育法施行令の一部改正や共生社会の実現におけた「障害者差別解消法」の制定、切れ目のない発達障害者への支援の充実を目的とした「発達障害者支援法」の改正など、様々な制度設計が進められてきました。また、令和3年9月には、医療的ケア児の健やかな成長と教育を受ける機会の確保・充実を目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、さらに令和5年3月に策定された「第5次障害者基本計画」では、インクルーシブ教育システムの更なる推進及び教育環境の整備が掲げられました。

東京都においても、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、また、令和7年3月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」を策定するなど、共生社会の実現に向けた更なる特別支援教育の充実が図られています。

本市では、令和3年3月に「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」を策定し、各学校と教育委員会及び関係部局が連携し、特別支援教育の充実に向けた取組を進めてまいりました。また、重点事業として掲げた「自閉症・情緒障害特別支援学級の設置」では、令和5年度に中学校で開設し、西部地区小学校における固定学級についても令和7年度に開設することができました。

一方で、医療的ケア児の受入体制やインクルーシブ教育の更なる推進など、本市の特別支援教育を取り巻く課題が残されています。

このような状況を踏まえ、これまでの取組を振り返りつつ、本市の特別支援教育を取り巻く新たな課題に対して的確に対応していく必要があることから、この度、令和8年度を初年度とする「武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画」を策定することと致しました。

本計画の実施により、本市の特別支援教育をより一層推進し、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携して特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行い、その能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の社会的自立、地域の一員として生きていく力を培うとともに、共生社会の形成を目指した教育を全ての学校において推進していきますので、市民の皆様におかれましても、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

令和8年3月

武蔵村山市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2
- 4 国・東京都・武蔵村山市の取組経過 3
 - (1) 国の取組経緯 3
 - (2) 東京都の取組経緯 6
 - (3) 市の取組経緯 8

第2章 武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

- 1 基本理念 11
- 2 本計画の5つの指針 11

第3章 武蔵村山市における特別支援教育の現状

- 1 特別支援学級等の児童・生徒の状況について 13
 - (1) 特別支援学級（固定学級）における児童・生徒の状況等 13
 - (2) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等 15
- 2 武蔵村山市における特別支援教育推進体制 19
 - (1) 武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織 19
 - (2) 武蔵村山市特別支援教育連携協議会 19
 - (3) 武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員 20
 - (4) 就学相談システム 21
 - (5) 特別支援教育校内委員会 22
 - (6) 特別支援教育コーディネーター連絡会 22
 - (7) 「学校生活支援シート」、「（連携型）個別指導計画」 23
 - (8) 「就学支援シート」の活用 24
 - (9) 特別支援教育講演会の実施 24
 - (10) 副籍制度の実施 24
 - (11) 交流及び共同学習の実施 25
- 3 第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画5年間の評価 26
 - (1) 学校における行動計画 26
 - (2) 教育委員会における行動計画 28
 - (3) その他部局における行動計画 30
 - (4) 学校及び教育部における数値目標 31

第4章 武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策

1	施策の体系	33
2	特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画	34
1	特別支援教育の視点を明確にした学校経営	34
2	特別支援教育校内体制の整備	34
3	通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実	34
4	通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	35
5	教育委員会における支援体制の継続	35
6	教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	36
7	未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	37
8	教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	37
9	乳幼児期における支援体制の推進	39
10	都立特別支援学校と連携した教育の推進	40
11	特別支援教育関係会議等の推進	40
12	校内におけるICTの活用	41
13	医療的ケア児等への支援（新）	41
14	交流及び共同学習の推進	42
15	都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	42
16	副籍制度の充実による交流活動の推進	42
17	障害のある人との交流の推進	43
18	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	43
19	「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進	43
20	特別支援教育に関する周知と理解の促進	44
21	人権を尊重する教育の推進	44
3	所管別行動計画	45
(1)	学校における行動計画	45
(2)	教育部における行動計画	46
(3)	その他部局における行動計画	47

第5章 計画の進行管理

1	計画の推進体制	48
2	計画の点検・評価	48

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成19年4月、学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、全ての学校において、特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。そして、平成25年9月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」に向けた学校教育法施行令の改正が施行され、平成28年4月には、障害者差別解消法の施行、同年8月には、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮すること等が盛り込まれた発達障害者支援法の一部が施行されました。

また、平成29年3月には、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂が告示され、小・中学校の新しい学習指導要領では、「障害のある児童生徒への指導について、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を『組織的かつ計画的に』行う」ほか、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」等といった内容が記載される等、障害者教育や心のバリアフリーのための交流及び共同学習を進めていくこと等が示されました。

本市教育委員会では、令和3年3月に「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」（以下「第五次計画」という。）を策定し、令和7年度までの5年間における特別支援教育の充実を図るため、特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人に対する支援体制の整備等を推進してきました。

この度、第五次計画の計画期間が満了することに伴い、同計画の取組状況や新たな法改正等を踏まえ、子ども一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育をより一層推進するために、「武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

なお、本計画は、義務教育期における内容を中心として作成していますが、障害のある子どもには、生涯における一貫した支援が必要であることから、「武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」等と整合を図り、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で、安心・自立して暮らせるまちづくりを実現できるようにすることを目指した特別支援教育を推進するための計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」（後期基本計画）、「武蔵村山市教育大綱」及び「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」を上位計画とし、その個別計画として、本市の特別支援教育を推進するための方向性を示したものです。

計画の推進に当たり、「武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」との整合性を図り、特別支援教育を取り巻く関連法令及び国の動向並びに「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画」との整合性に留意し、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じて見直しを行っていきます。

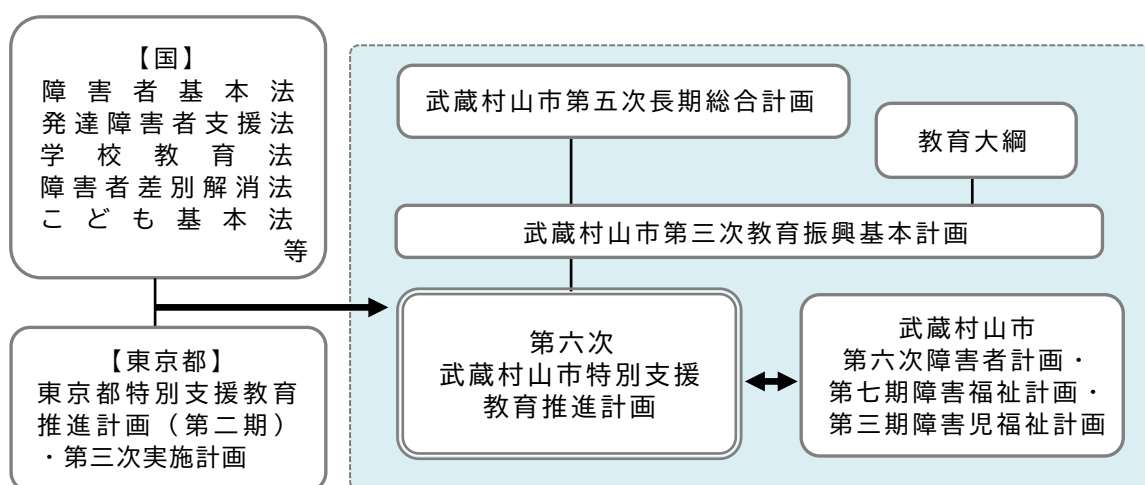


図1-1 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の計画期間は、第五次計画の計画期間と同様とし、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

図1-2 計画の期間

年号	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画	第一次計画		第二次計画			第三次計画		第四次計画					第五次計画				第六次計画							

4 国・東京都・武蔵村山市の取組経過

国・東京都・本市の特別支援教育の推進に向けた主な取組経過は、以下のとおりです。

(1) 国の取組経緯

国の主な取組
平成19年4月 学校教育法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換 ・従来の盲、ろう、養護学校の特別支援学校への一本化 ・特別支援学校を地域の特別支援教育におけるセンター的機能として位置付け
平成19年9月 障害者権利条約の署名（平成26年1月批准・平成26年2月発効） <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと等を規定
平成23年8月 障害者基本法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り障害のある児童及び生徒が障害のない児童及び生徒と共に教育を受けられること等を規定
平成24年7月 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（中央教育審議会初等中等教育分科会）
平成25年9月 障害者基本計画（第三次）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みの構築
平成25年9月 学校教育法施行令の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定
平成27年11月 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
平成28年4月 障害者差別解消法の制定（公布は、平成25年6月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別解消の推進（共生社会の実現化の推進）
平成28年4月 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・事業主における合理的配慮の提供義務 等
平成28年8月 発達障害者支援法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない発達障害者への支援の充実
平成29年2月 「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーの推進 ・ユニバーサルデザインの街づくりの推進

国の主な取組
平成29年3月 学習指導要領の改訂（高等学校：平成30年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実 ・特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的考え方の明示
平成29年4月 特別支援学校学習指導要領等の改訂（高等部：平成31年2月） <ul style="list-style-type: none"> ・学びの連続性を重視した対応 ・一人一人に応じた指導の充実 ・自立と社会参加に向けた教育の充実
平成30年2月 学校における交流及び共同学習の推進について（報告）
平成30年3月 障害者基本計画（第四次）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向けた仕組みの整備の推進 ・「障害の社会モデル」を踏まえた障害に対する理解の推進 等
平成30年3月 文部科学省と厚生労働省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム発足 <ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉の連携推進 ・保護者支援の推進
平成30年4月 学校教育法施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校（中等教育学校後期課程含む）における通級による指導の制度化
平成30年8月 学校教育法施行規則の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体との連携強化
平成31年3月 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知） <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校における医療的ケア児の教育を受ける機会の確保推進
平成31年4月 障害者活躍推進プランの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・共生に向けた「学び」の質の向上の推進
平成31年4月 学校教育法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書の導入・活用
令和元年5月 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒のスクールバス等の専用通学車両による登下校時の安全確保について（通知）
令和3年1月 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申） <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備
令和3年9月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する
令和4年3月 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育を担う教師の専門性の向上

国の主な取組	
令和5年3月	第5次障害者基本計画の策定 ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
令和5年3月	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告） ・学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒が小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%となり、全ての学級に特別な教育支援が必要な児童生徒が在籍している可能性が浮上 ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備 ・よりインクルーシブな社会の実現に向けた関連施策等の一層の充実
令和5年4月	こども基本法の施行・こども大綱の策定 ・「こどもまんなか社会」の実現 ・「ライフステージを通じた重要事項」として障害児支援・医療的ケア児等への支援
令和5年6月	第4期教育振興基本計画の策定 ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
令和6年4月	障害者差別解消法の改正 ・合理的配慮の提供

(2) 東京都の取組経緯

東京都の主な取組	
平成16年11月 「東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育内容の充実 ・都立特別支援学校の適正規模・適正配置 ・区市町村における特別支援教育の充実支援 ・都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備 ・特別支援教育を推進する教育諸条件、支援体制の整備
平成19年11月 「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次実施計画に加え、以下の取組を推進 ・都立特別支援学校の教育諸条件の整備 ・一人一人を大切にすることを推進するための都民の理解啓発の充実
平成22年11月 「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で実施する特別支援教育の推進 ・つながりを大切にされた特別支援教育の推進 ・自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進
平成24年4月 「特別支援教室モデル事業」の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区、北区、狛江市、羽村市で平成24年度～平成26年度にかけて実施
平成27年11月 「東京都教育施策大綱」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもたちの教育環境の充実 ・小・中・高校における発達障害のある子どもたちの教育環境の充実
平成28年2月 「東京都発達障害教育推進計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての公立学校における発達障害教育の充実
平成29年1月 「東京都教育施策大綱」の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・全学校で全ての子どもたちが安心して学べる場の充実 ・障害のある子どもたちの個性や可能性を伸ばす教育の充実
平成29年2月 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における特別支援教育の充実 ・小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実 ・変化・進化する社会に対応した特別支援教育の推進 ・特別支援教育を推進する体制の整備・充実
平成30年10月 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」施行	
平成31年3月 「東京都教育ビジョン（第四次）」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育の充実

東京都の主な取組

令和6年3月 「東京都教育ビジョン（第五次）」の策定

- ・障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実
- ・柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子どもたちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備

令和7年3月 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」の策定

- ・特別支援学校等に在籍する児童・生徒数の増加等、社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実

(3) 市の取組経緯

本市の主な取組	
平成19年3月	「武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・学校－家庭－地域及び関係機関と連携した特別支援教育の推進 ・就学相談体制の整備 ・特別支援教育に関する校内体制の整備と教員の専門性の向上 ・特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対応した教育環境の整備
平成19年4月	「第八小学校（伸び伸び）」通級指導学級設置 「第三中学校（7組）」通級指導学級設置
平成20年7月	「平成20・21年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」（文部科学省示達事業）地域指定 ・「連携協議会」、「専門委員会」、「巡回相談員」を設置
平成21年4月	「特別支援教育支援員」設置
平成22年3月	「第二次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第一次計画の継承、推進
平成22年4月	「小中一貫校村山学園第四小学校（すくすく）」通級指導学級設置
平成23年9月	就学支援シート試行実施
平成23年12月	「武蔵村山市特別支援教育推進組織検討委員会」設置 ・教育委員会事務局の組織体制について調査検討を実施
平成24年9月	「豊かな学校生活のために」就学支援シート本格実施
平成25年2月	「第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第一次、第二次計画に加え、以下の取組を推進 ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
平成25年9月	「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第5版発行
平成26年4月	「介助員・特別支援教育支援員研修会」開始
平成27年1月	「特別支援学級緊急時通学タクシー事業」開始
平成27年2月	「第1回特別支援教育講演会」開催（協力：都立羽村特別支援学校）
平成27年8月	「第2回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成28年3月	「第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第三次計画の継承、推進

本市の主な取組	
平成28年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：小中一貫校村山学園第四小学校（すくすく）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第七小学校（あおぞら）」 「巡回校：雷塚小学校（そよかぜ）」
平成28年7月	「第3回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成29年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：第八小学校（伸び伸び）」 「巡回校：第二小学校（ももの木）」 「巡回校：第十小学校（くすのき）」
平成29年8月	「第4回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成30年4月	小学校特別支援教室開設 「拠点校：第九小学校（えのき）」 「巡回校：第一小学校（わかすぎ）」 「巡回校：第三小学校（わかば）」 ※ 特別支援教室全小学校導入により、小中一貫校村山学園第四小学校及び第八小学校の通級指導学級廃止
平成30年6月	「特別支援教育連携協議会」において、発達障害者（児）個別支援ファイル「おさしむらやまマイファイル」（以下、「おさしむらやまマイファイル」という。）検討開始
平成30年7月	「第5回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
平成30年11月	「武蔵村山市特別支援教育ハンドブック」改訂第6版発行
平成31年4月	中学校特別支援教室開設 「拠点校：第三中学校（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校村山学園中学部（サポート教室）」 「巡回校：小中一貫校大南学園第四中学校（サポート教室）」
平成31年4月	「おさしむらやまマイファイル」配布開始 （都立特別支援学校、市内特別支援学級在籍者へ配布）
令和元年7月	「第6回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和2年4月	中学校特別支援教室開設 「拠点校：第五中学校（サポート教室）」 「巡回校：第一中学校（特別支援教室）」 ※ 特別支援教室全中学校導入により、第三中学校の通級指導学級廃止
令和2年8月	「第7回特別支援教育講演会」 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

本市の主な取組	
令和3年3月	「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画」の策定 ・第四次計画の継承、推進
令和3年8月	「武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（1／2年目）
令和3年8月	「第8回特別支援教育講演会」開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画限定公開
令和4年4月	特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更 ・「拠点校：小中一貫校大南学園第七小学校」 （令和3年度以前は、小中一貫校村山学園第四小学校が拠点校） ・「巡回校：小中一貫校村山学園第四小学校」 （令和3年度以前は、小中一貫校大南学園第七小学校が巡回校）
令和4年7月	「武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（2／2年目）
令和4年8月	「第9回特別支援教育講演会」開催 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和5年4月	小中一貫校村山学園第二中学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設 （武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会による）
令和5年7月	「武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（1／2年目）
令和6年4月	特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更 ・「拠点校：第三中学校」に対して「巡回校：第一中学校」 （令和5年度以前は、小中一貫校村山学園第二中学校、小中一貫校大南学園第四中学校が巡回校） ・「拠点校：第五中学校」に対して「巡回校：小中一貫校村山学園第二中学校、小中一貫校大南学園第四中学校」 （令和5年度以前は、第一中学校が巡回校）
令和6年4月	教育指導課教育支援係が武蔵村山市民総合センター3階（教育センター）へ移動
令和6年7月	「武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会」 ・検討（2／2年目）
令和6年8月	「第10回特別支援教育講演会」 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和7年4月	第十小学校知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級開設 （武蔵村山市立小学校特別支援学級開設準備委員会による）
令和7年8月	「第11回特別支援教育講演会」 （共催：東大和市教育委員会、都立羽村特別支援学校）
令和8年3月	「武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画」の策定 ・第五次計画の継承、推進

第2章 武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方

1 基本理念

特別支援教育を推進する上での本市の基本理念を、次のとおり定めます。

武蔵村山市では、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすとともに社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域及び関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。

2 本計画の5つの指針

本計画を策定し、特別支援教育を推進する上で基本となる5つの指針を次のとおり定めます。5つの指針では、学校の内部における人材育成や関係機関と連携した支援体制の改善を図り、地域全体で障害のある子どもの成長を支えながら、児童・生徒が自分らしく生活できる環境づくりを進めるといった流れに沿って、基本理念である共生社会の実現を目指します。

指針1 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

学校における組織的・継続的な支援を行うための校内体制等を確立し、特別支援教育についての専門的な研修等による教員の専門性の向上を図ります。

指針2 特別支援教育支援体制の整備・推進

教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関とのネットワークを充実させ、ライフステージに応じた支援体制を整備し、将来の社会的自立に向けて児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための教育支援を行います。

指針 3 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実

幼児・児童・生徒の実態を把握し、児童・生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応できるよう学校・家庭・地域及び関係機関と連携を図りながら、ニーズに沿った支援を充実します。

指針 4 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進

本市の児童・生徒の実態に応じた教室・授業の形態等について検討し、多様化する教育的ニーズに対応できるよう教育環境の整備を推進します。

指針 5 インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現

障害のある子どもが地域での生活基盤を形成することができるよう、学校における交流や共同学習を通じたインクルーシブ教育を推進し、市民全体の障害に対する理解の促進や心のバリアフリーの推進等による共生社会の実現を目指します。

第3章 武蔵村山市における特別支援教育の現状

1 特別支援学級等の児童・生徒の状況について

本市には、市立小学校9校、市立中学校5校、計14校があり、そのうち第四小学校と第二中学校は小中一貫校村山学園（平成22年4月開校）、第七小学校と第四中学校は小中一貫校大南学園（平成28年4月開校）となります。

市内計14校中、特別支援学級（固定学級）は5校に設置され、通級指導学級は1校、特別支援教室は全ての学校に設置されています。

（1）特別支援学級（固定学級）における児童・生徒の状況等

特別支援学級（固定学級）の在籍児童・生徒数は、全体で概ね減少傾向にあり、令和3年度から令和7年度にかけて13名減少しております。また、学級数は、横ばいとなっています。

表3-1 特別支援学級（固定学級）の設置状況 各年度5月1日現在

学校名 種別	在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第一小学校										
知的障害	31	31	28	27	26	4	4	4	4	4
自閉症・情緒障害	24	25	27	28	26	3	4	4	4	4
第十小学校										
知的障害					11					2
自閉症・情緒障害					7					1
雷塚小学校										
知的障害	33	29	29	35	39	5	4	4	5	5
自閉症・情緒障害	10	16	15	17	12	2	2	2	3	2
第一中学校										
知的障害	21	24	20	29	27	3	3	3	4	4
小中一貫校村山学園第二中学校										
知的障害	75	56	33	21	22	10	7	5	3	3
自閉症・情緒障害			16	28	29			2	4	4
市合計	194	181	168	185	199	27	24	24	27	29
※参考 東京都合計	12,310	13,108	13,903	14,748	15,978	1,816	1,925	2,023	2,151	2,316

※第十小学校は、令和7年度より設置。小中一貫校村山学園第二中学校（自閉症・情緒障害）は、令和5年度より設置。

表3-2 特別支援学級（固定学級）一覧

令和7年5月1日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設年月等
小学校	第一小学校	杉の子	知的障害	4	昭和42年4月
		さくら	自閉症・情緒	4	平成7年4月
	第十小学校	めじろ	知的障害	2	令和7年4月
		つばめ	自閉症・情緒	1	
	雷塚小学校	ひまわり	知的障害	5	昭和49年4月
なのはな		自閉症・情緒	2		
中学校	第一中学校	I組	知的障害	4	昭和58年4月
	小中一貫校村山学園 第二中学校	S組	知的障害	3	昭和44年4月
		E組	自閉症・情緒	4	令和5年4月

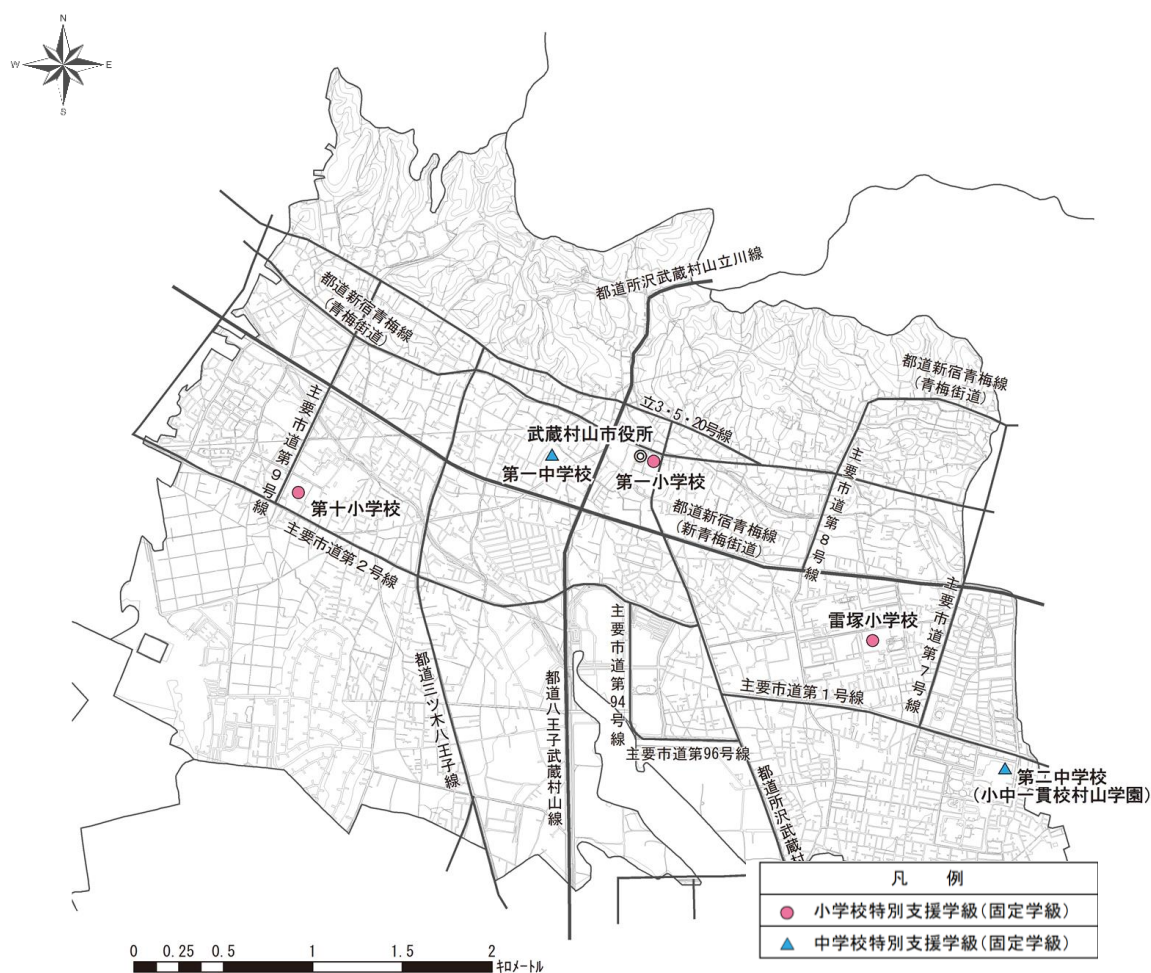


図3-1 特別支援学級（固定学級）マップ

(2) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の状況等

令和7年4月に東京都が実施した「特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」においては、通常の学級に在籍する児童・生徒に対して「発達障害・情緒障害及びその可能性がある」と校長先生等が回答した児童・生徒の割合は、本市小学校全体で14.5%、中学校全体で13.7%という結果が出ており、令和7年5月現在の特別支援教室に在籍している児童・生徒数の割合（小学校4.6%、中学校3.1%）と比べると、小学校全体で9.9%、中学校全体で10.6%の差があります。

市内の通級指導学級は、第九小学校に設置されている難聴・言語障害学級や小中一貫校村山学園第四小学校に設置されている日本語学級があり、特別支援教室につきましても、令和2年度から全ての小・中学校に設置されてます。

令和7年5月1日時点の在籍児童・生徒数及び学級数は、難聴学級が1学級6名、言語障害学級が3学級47名であり、特別支援教室の在籍児童・生徒数は、令和3年度254人と比較して令和7年度213人と5年間で約40人減少しています。

こうしたことから、特別に支援が必要な児童・生徒が通常の学級に10%程度在籍していることを考慮したインクルーシブ教育の重要性を各小・中学校が認識し、教職員全体でより高い指導力と適切な対応力を身に付ける必要があります。また、個々の児童・生徒に合った教育環境を整えるためにも、より多くの保護者の方々に特別支援教育を正しく認識していただけるような広報活動や情報共有を行い、児童・生徒が安心して学習に取り組める場所がどこなのか、何が必要なのか、学校と保護者の方々に丁寧な相談を重ねて考えていくことが重要であると考えます。

表3-3 特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査における回答結果

調査項目	小学校	中学校
通常の学級に在籍する児童・生徒数	3,491人	1,699人
うち、校長先生等から見て、発達障害・情緒障害及びその可能性のある児童・生徒数・割合	505人 (14.5%)	233人 (13.7%)
うち、特別支援教室（又は通級指導学級）に入室している児童・生徒数・割合	162人 (4.6%)	52人 (3.1%)

資料：東京都（令和7年4月「特別支援教室の実態把握及び検証に係る運営状況調査」）

表3-4 通級指導学級の設置状況等

各年度5月1日現在

学校名		在籍児童・生徒数（人）					学級数（学級）				
種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第九小学校											
	難聴	3	6	5	6	6	1	1	1	1	1
	言語	43	51	50	53	47	3	3	3	3	3
市合計		46	57	55	59	53	4	4	4	4	4
※参考 東京都合計		3,304	3,407	3,510	3,678	3,741	236	245	249	254	256

表3-5 特別支援教室の設置状況等

各年度5月1日現在

グループ		学校名	在籍児童・生徒数（人）				
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1	拠点校	第七小学校 (小中一貫校大南学園)	34	29	34	33	32
	巡回校	第四小学校 (小中一貫校村山学園)	46	43	35	26	18
	巡回校	雷塚小学校	12	10	10	6	8
2	拠点校	第八小学校	26	25	26	18	21
	巡回校	第二小学校	12	13	13	11	13
	巡回校	第十小学校	11	12	19	23	21
3	拠点校	第九小学校	33	30	25	10	12
	巡回校	第一小学校	13	13	11	12	15
	巡回校	第三小学校	24	19	22	21	21
4	拠点校	第三中学校	7	8	6	4	8
	巡回校	第一中学校	11	17	20	26	18
5	拠点校	第五中学校	8	12	12	9	12
	巡回校	第二中学校 (小中一貫校村山学園)	5	4	4	5	8
	巡回校	第四中学校 (小中一貫校大南学園)	12	9	9	5	6
市合計			254	244	246	209	213
※参考 東京都合計			28,823	31,192	31,193	32,291	34,466

※ 拠点校・巡回校等指導体制の変更については、P.10「本市の主な取組」の「特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更」を参照

表3-6 通級指導学級一覧

令和7年5月1日現在

学校区別	学校名	学級名	種別	学級数	開設年月等
小学校	第九小学校	きこえとことばの教室	難聴	1	昭和55年4月
			言語	3	平成14年4月

表3-7 特別支援教室一覧

令和7年5月1日現在

グループ	学校名	学級名	種別	担任数	開設年月等
1	拠点校	第七小学校 (小中一貫校大南学園)	あおぞら	5	巡回校：平成28年4月 拠点校：令和4年4月
	巡回校	第四小学校 (小中一貫校村山学園)	すくすく		通級設置：平成22年4月 拠点校：平成28年4月 巡回校：令和4年4月
	巡回校	雷塚小学校	そよかぜ		巡回校：平成28年4月
2	拠点校	第八小学校	伸び伸び	5	通級設置：平成19年4月 拠点校：平成29年4月
	巡回校	第二小学校	ももの木		巡回校：平成29年4月
	巡回校	第十小学校	くすのき		
3	拠点校	第九小学校	えのき	4	拠点校：平成30年4月 巡回校：平成30年4月
	巡回校	第一小学校	わかすぎ		
	巡回校	第三小学校	わかば		
4	拠点校	第三中学校	サポート	2	通級設置：平成19年4月 拠点校：平成31年4月
	巡回校	第一中学校	サポート		巡回校：令和2年4月
5	拠点校	第五中学校	サポート	3	拠点校：令和2年4月 巡回校：平成31年4月
	巡回校	第二中学校 (小中一貫校村山学園)	4組		
	巡回校	第四中学校 (小中一貫校大南学園)	サポート		

※ 平成30年4月特別支援教室全小学校導入により、小中一貫校村山学園第四小学校及び第八小学校の通級指導学級廃止

※ 令和2年4月特別支援教室全中学校導入により、第三中学校の通級指導学級廃止

※ 拠点校・巡回校等指導体制の変更については、P.10「本市の主な取組」の「特別支援教室における拠点校・巡回校等指導体制の変更」を参照

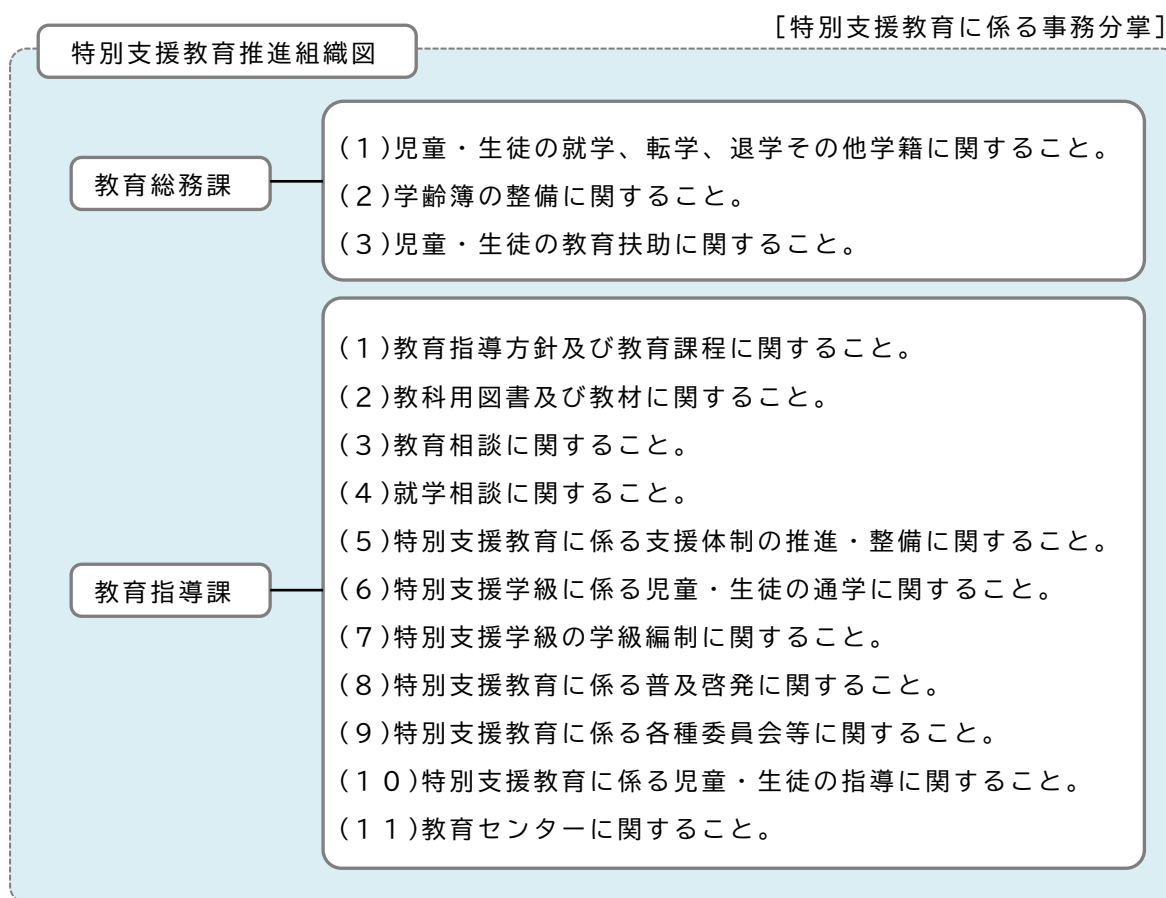


図3-2 通級指導学級・特別支援教室マップ

2 武蔵村山市における特別支援教育推進体制

(1) 武蔵村山市教育委員会事務局における推進組織

本市教育委員会事務局では、平成25年度からは、庶務的な事務を除き、主に教育指導課が特別支援教育施策を推進してきました。現在の特別支援教育に係る事務分掌については、次のとおりとなっています。



(2) 武蔵村山市特別支援教育連携協議会（以下「連携協議会」という。）

教育、保健、医療、福祉等の関係機関の連携により、教育上特別の指導と支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、乳幼児期から義務教育終了までの各段階において連続性のある適切な指導と支援を行うため、平成20年度から連携協議会を設置しています。

委員は、学識経験者、市立小・中学校長、都立特別支援学校教諭、都立多摩立川保健所職員、東京小児療育病院医師、市内保育園長、市内幼稚園長、障害福祉課長、健康推進課長、子ども育成課長、児童担当課長、子ども子育て支援課長、

教育特別相談員、教育委員会事務局職員となっています。年間2回の協議会を通して、本市の児童・生徒の特別支援教育の推進等について協議及び検討を行っています。

これまでの主な協議内容としては、令和4年度以降における「就学支援シート」の具体的な内容や実施方法等の検討があります。

(3) 武蔵村山市特別支援教育専門委員会及び巡回相談員

① 武蔵村山市特別支援教育専門委員会（以下「専門委員会」という。）

専門委員会は、市立学校に在籍する児童・生徒について、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に当たるか否かの判断を行い、児童・生徒一人一人に対する適切な教育的対応の在り方について検討し、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、市立小・中学校教諭、都立特別支援学校教諭、東京小児療育病院の医師、就学相談員、教育特別相談員、教育委員会事務局となっており、指導主事を除く全委員が巡回相談員を兼務しています。

巡回相談の経過等をもとに協議及び検討を行い、専門的な見地からの指導及び助言をいただいています。

② 武蔵村山市特別支援教育巡回相談（以下「巡回相談」という。）

巡回相談は、相談員が学校を訪問する等して、行動観察等により児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容と方法について検討会等を通じて明確化するため、学級担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等との面談を行い、適切な助言を行う制度です。

巡回相談員は、学識経験者、市立小・中学校教諭、都立特別支援学校教諭、東京小児療育病院の医師、就学相談員、教育特別相談員となっています。

また、巡回相談員は、そのほとんどが武蔵村山市特別支援教育専門委員会の委員を兼務しています。一人一人に応じた支援体制の在り方について検討し、その結果を小・中学校の校長、学級担任、保護者等に助言する等巡回相談と専門委員会とが一体となっています。

従来の学校派遣依頼に基づく巡回相談だけでなく、教育委員会が指定する学校への巡回相談や特別支援教室グループ相互への巡回相談を実施することにより、効率的に巡回相談を行って実施回数の増加を図り、直接巡回相談を実施していない学級等においても、必要な助言や指導を受けたのと同様の効果が得られるよう情報共有を行い、より効果的な実施に努める必要があります。特別支援教育を推進する上で、巡回相談員の役割は、一層重要になるものと考えられます。

表3-9 巡回相談件数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
16件	16件	13件	22件	13件

※ 都立特別支援学校教諭である巡回相談員が実施した件数を含む。

(4) 就学相談システム

就学相談とは、特別な支援が必要な子どもたちが適切な教育が受けられるよう小学校や中学校に入学する際に行う相談であり、現在在籍している学校から別の学校へ転学する際の相談も含まれます。

表3-10 就学相談員による就学相談件数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
642件	656件	622件	685件	711件

① 武蔵村山市就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）

就学支援委員会は、障害のある子ども一人一人の障害の程度及び特性に応じた就学先その他就学に係る必要な事項について調査審議し、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、臨床心理士、市内特別支援学級設置校校長、東京小児療育病院医師、都立特別支援学校教諭、市立学校特別支援学級教諭、市立学校特別支援教室教諭、教育委員会指導主事等となっています。

就学相談は、年間を通じて行い、それらの相談経過を踏まえて、就学支援委員会で審議します。年々相談件数等が増えてきていることから、その開催回数も増加しています。

表3-11 就学支援委員会の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10回	8回	9回	9回	9回

② 武蔵村山市難聴学級・言語障害学級・情緒障害学級（特別支援教室）

入級支援委員会（以下「入級支援委員会」という。）

入級支援委員会は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の障害の程度、特性等について専門的に調査審議し、難聴学級、言語障害学級又は情緒障害学級（特別支援教室）に入級することが適当と認められる幼児・児童・生徒について、教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、学識経験者、臨床心理士、市内通級指導学級設置校校長及び特別支援教育コーディネーター、市内特別支援教室拠点校校長及び巡回指導教諭、教育委員会指導主事となっています。

表 3-12 入級支援委員会の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7回	7回	7回	7回	6回

(5) 特別支援教育校内委員会

特別支援教育校内委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する全校的な支援体制を整備するために、平成18年度に市内全小・中学校に設置された組織です。

小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを推進リーダーとした校内委員会を中心に、学校組織全体で、校内における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援の充実に努めています。

特別支援教育校内委員会に期待される役割

- ① 特別な教育支援の必要な児童・生徒への気付きの促進
 - ② 実態把握と支援方法の具体化
 - ③ 保護者、関係機関と連携した「学校生活支援シート」の作成
 - ④ 保護者、校内関係者と連携した「連携型個別指導計画」の作成
 - ⑤ 全教職員の共通理解・校内研修の推進役
- 等

(6) 特別支援教育コーディネーター連絡会

特別支援教育コーディネーター連絡会は、各校の情報交換のほか、特別支援教育に関する研修を通し、教員の理解を深める機能を果たしています。

委員は、特別支援学級設置校校長、各校の特別支援教育コーディネーター、教育委員会指導主事となっており、年間2回開催されています。

特別支援教育コーディネーターに期待される役割

- ① 校内の関係者や関係機関との連絡調整
 - ② 保護者に対する相談窓口
 - ③ 通常の学級の児童・生徒への理解啓発
 - ④ 巡回相談員や専門委員会との連携
 - ⑤ 副籍に関する推進役
- 等

(7) 「学校生活支援シート」、「(連携型)個別指導計画」

「学校生活支援シート」(平成25年度に東京都教育委員会において、従来の「個別の教育支援計画」を名称変更したもの)は、特別な支援が必要な児童・生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で一貫した的確な指導と支援を行うことを目的として作成されるものです。作成に当たり、児童・生徒とその保護者を中心に、教育のみならず、医療、福祉、労働等の関係機関の密接な連携や協力を確保することが大切です。

また、「連携型個別指導計画」は、児童・生徒の実態に応じて適切な指導を行うため、特別支援教室及び通常の学級で連携して作成されるものであり、一人一人の指導目標、内容、方法を明確にし、きめ細かく指導するための計画です(特別支援学級では、「個別指導計画」を作成しています)。

特別支援学級又は特別支援教室だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒を含めて、一貫した的確な指導と支援を実現するため、「学校生活支援シート」及び「(連携型)個別指導計画」を作成し、活用していく必要があります。

表3-13 「学校生活支援シート」作成人数の推移

種別	学校区別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援学級	小学校	52人	104人	107人	104人	102人
	中学校	87人	96人	77人	68人	80人
特別支援教室※1	小学校	161人	245人	263人	273人	237人
	中学校	15人	29人	30人	37人	44人
通常の学級※2	小学校	21人	140人	92人	82人	85人
	中学校	6人	3人	9人	1人	14人

表3-14 「個別指導計画」作成人数の推移

種別	学校区別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援学級	小学校	88人	104人	107人	104人	102人
	中学校	87人	75人	77人	68人	80人
通常の学級※2	小学校	26人	108人	54人	71人	33人
	中学校	1人	0人	0人	0人	0人

表3-15 「連携型個別指導計画」作成人数の推移

種別	学校区別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別支援教室※1	小学校	199人	219人	267人	294人	260人
	中学校	31人	46人	54人	55人	57人

※1 令和4年度以降、難聴・言語障害学級利用者含む。

※2 特別支援教室及び難聴・言語障害学級利用者含まず。

(8) 「就学支援シート」の活用

「就学支援シート」は、健康や人との関わり、様々な活動等において何らかの特別な指導や支援が必要となる児童について、適切な情報を小学校等へ引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的として、保護者と保育所・幼稚園等就学前機関、療育機関等が協力して作成し、就学する学校に引き継ぐものです。

平成23年度の試行実施を経て、平成24年度から本格実施しています。

就学時健康診断の御案内に同封し、対象となる全ての未就学児の保護者に対して周知を図っています。

表3-16 「就学支援シート」提出件数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
74件	71件	75件	81件	36件

(9) 特別支援教育講演会の実施

特別支援教育講演会は、保護者に向けた特別支援教育に関する周知と理解の促進を目的とする講演会であるとともに、教員の理解を推進し、指導力の向上を図るため、特別支援教育に係る教員研修としても位置付けています。

(10) 副籍制度の実施

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童及び生徒が、武蔵村山市立学校の小学校又は中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として、平成19年度から実施している制度です。

対象児童・生徒に学校だよりや学校行事の案内等を配布し、行事や学級活動等を通して、交流及び共同学習を行っています。

都立特別支援学校コーディネーターと副籍校の特別支援教育コーディネーター等の連絡体制を強化し、副籍制度の充実を図っていく必要があります。

表3-17 副籍児童・生徒数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
37人	31人	20人	18人	12人

(11) 交流及び共同学習の実施

本市では、特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合い、学び合う教育を目指してきました。

文部科学省初等中等教育分科会・特別支援教育の在り方に関する特別委員会から、平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」には、「基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」と記載されています。

個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加を見据えて、小・中学校における交流及び共同学習を引き続き推進する必要があります。

3 第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画5年間の評価

令和3年3月策定の第五次計画における具体的な行動計画の達成状況について、以下のとおりまとめました。

取組目標を達成したものを「A」、概ね取組目標を達成したものを「B」、取組目標を達成しなかったものを「C」、取組目標を下回ったものを「D」、判定不可のものを「-」としています。

(1) 学校における行動計画

具体的な施策	事業名	評価
指針1：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
(1) 都立特別支援学校と連携した教育の推進	都立特別支援学校と連携した教育	B
指針2：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(3) 交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習	A
(4) 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流	A
(7) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (障害者スポーツ)	B
	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (学校2020レガシー)	B
(8) 学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	児童・生徒に対する「心のバリアフリー」に関する指導	A
(11) 人権教育の推進	人権尊重の精神を涵養する取組の推進 <small>かんよう</small>	A
	心の教育の充実	A
指針3：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(12) 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	「就学支援シート」の活用	B
	「就学支援シート」の活用 実態把握調査・分析・周知	B
	「学校生活支援シート」の作成と活用	A
	「学校生活支援シート」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知	A
	「個別指導計画」の作成と活用	B
	「個別指導計画」の作成と活用 実態状況調査・分析・周知	B
	保護者への説明の実施	A
指針4：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
(15) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営	学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	B
(16) 特別支援教育校内体制の整備	特別支援教育校内委員会の校務分掌への位置付け	B

具体的な施策	事業名	評価
(17) 通常学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導・支援の充実	通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒等への指導・支援	A
	特別支援教室の運営	B
(18) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	通常の学級及び特別支援学級における授業の改善	B
	特別支援学級「授業改善推進プラン」	A
指針5：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
(22) 校内におけるICTの活用	校内におけるICTの活用	B
指針6：児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進		
(23) 災害時における安全確保の推進	避難訓練の実施	A
	災害安全等についての計画的な指導	A

「学校における行動計画」については、着実に計画を推進しております。

指針1(1)「都立特別支援学校と連携した教育の推進」では、都立特別支援学校教諭を特別支援教育連携協議会・特別支援教育専門員会委員として委嘱し、多岐に亘って高い専門性を活かした連携を図ってきましたが、個別のケースについても有効的な対応策を投じていくために、都立羽村特別支援学校のセンター的機能の活用(巡回相談等)を進めながら、様々な指導や助言等、高い専門性を生かした連携を強化する必要があります。

指針1(7)「障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進」では、オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動を「学校2020レガシー」として展開し、障害者スポーツの普及やこれまで培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした障害者理解教育を推進してきましたが、各種教室の実施や体育の授業等における障害者スポーツの体験・交流を推進することで障害者理解教育を継続していく必要があります。

指針3(12)「未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携」では、「『就学支援シート』の活用」において、令和6年度に電子申請を導入したものの、保護者及び在籍園等で共有するための手間が電子データ化に伴い増えていること、また、電子データの送受信に伴う安全管理対策が必要なこと等から負担軽減につながらないことを考慮し、紙媒体での配布に戻しました。入学期の指導と支援の充実化を図り、引き続き、適切な運用に注力する必要があります。

「『個別指導計画』の作成と活用」においては、特別支援学級及び通級指導学級の児童・生徒について個別指導計画を作成し、定期的に指導目標等を保護者と共有して見直すなど、指導に活用することができました。一方で、通常の学級に在籍し、通級指導を利用していない配慮を要する児童・生徒について、校内委員会等で個別の対応を検討している場合には、支援につなげられるよう、新たに個別指導計画の作成を指導する必要があります。

(2) 教育委員会における行動計画

具体的な施策	事業名	評価
指針1：学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育的支援の充実		
(2) 特別支援教育関係会議等の推進	特別支援教育関係会議の実施	A
	巡回相談の実施	D
指針2：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(5) 副籍制度の充実による交流活動の推進	副籍制度の実施	D
	副籍制度連絡体制の強化	B
(6) 障害のある人との交流の推進	障害のある人との交流機会の創出 (手話通訳者養成講習会)	A
	障害のある人との交流機会の創出(交流)	A
(7) 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (障害者スポーツ)	B
	障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 (学校2020レガシー)	B
(8) 学校教育における「心のバリアフリー」の理解の促進	教員への「心のバリアフリー」に関する理解の促進	A
(9) 心のバリアフリーに関する周知と理解の促進	心のバリアフリー啓発パンフレットの作成	B
(10) 特別支援教育に関する周知と理解の促進	特別支援教育講演会の開催	D
	特別支援教育啓発パンフレット等の作成	B
	ホームページや広報誌を活用した情報発信	B
(11) 人権教育の推進	人権尊重の精神を涵養する取組の推進	A
	心の教育の充実	A
指針3：特別支援教育支援体制の整備・推進		
(13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用 (障害者福祉の手引)	B
	むさしむらやまマイファイルの活用(配布)	B
指針4：特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
(19) 教育委員会における支援体制の継続	特別支援教室の運営【再掲】	B
	介助員・特別支援教育支援員の配置	B
	スクールカウンセラーの活用	A
	スクールソーシャルワーカーの活用	A
	特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	B
(20) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	特別支援教育に関する研修会の実施	A
	特別支援教育コーディネーター研修の実施	A
	特別支援教育校内研修手引きの改定	B
	特別支援教育コーディネーター連絡会(仮称)の実施	B
指針5：児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
(21) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置	A
	西部地区小学校における固定学級の設置	A
(22) 校内におけるICTの活用	校内におけるICTの活用	B

具体的な施策	事業名	評価
指針6 : 児童・生徒の安全確保に向けた防災教育の推進		
(23) 災害時における安全確保の推進	避難訓練の実施	A
	災害安全等についての計画的な指導	A

指針1(2)「特別支援教育関係会議等の推進」における「巡回相談の実施」では、学校派遣依頼に基づく派遣のほか、教育委員会が学校を選定の上、巡回相談を本格的に実施したものの、目標値に届かなかつたため、巡回相談の重要性や効果を小・中学校に発信し、支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援にかなげる必要があります。

指針2(5)「副籍制度の充実による交流活動の推進」では、学校行事の見学、給食や体育への参加、年間を通じての学校便りの送付、自己紹介カードの校内掲示を行うなど、幅広い交流に努めてきましたが、身体的又は精神的な負担を感じて副籍制度を希望しない児童・生徒及び保護者もいます。副籍交流を希望する児童・生徒及び保護者については、副籍交流が計画的に実施できるよう努める必要があります。また、副籍制度連絡体制の強化を図るために、小・中学校の特別支援教育コーディネーターで構成する連絡会に副籍児童・生徒が在籍する都立特別支援学校のコーディネーターを招請するなど、副籍制度に関する情報共有に努め、共生社会の実現に向けた教育システムの構築を推進する必要があります。

(10)「特別支援教育に関する周知と理解の促進」では、特別支援教育講演会を開催してきましたが、児童・生徒の保護者等の参加者が少ないことから、特別支援教育へ関心を寄せてもらうため、参加申込方法の周知や講演会の開催方法等を検討する必要があります。

指針4(19)「教育委員会における支援体制の継続」では、介助員・特別支援教育支援員の配置を行ったものの、介助員・特別支援教育支援員の配置による問題解決や負担軽減につながらないケースもあるため、人員の配置に伴う状況の悪化が起こらぬよう、児童・生徒一人一人の障害等の実態に応じて、配置の要否等を慎重に判断する必要があります。

(3) その他部局における行動計画

① 健康福祉部

具体的な施策	事業名	評価
指針2：インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
(6) 障害のある人との交流の推進	障害のある人との交流機会の創出 (手話通訳者養成講習会)	A
	障害のある人との交流機会の創出(交流)	A
指針3：就学支援を含む教育支援体制の整備・推進		
(13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用 (障害者福祉の手引)	B
	むさしむらやまマイファイルの活用(配布)	B
	教員への福祉制度の周知(講演会)	A
	教員への福祉制度の周知 (特別支援コーディネーター連絡会)	B

健康福祉部では、障害のある人との交流の推進として手話通訳者養成講習会を実施しましたが、参加希望者のニーズに応えられるようにオンライン形式での参加や社会人が参加しやすい時間帯の実施などを検討し、交流機会を促進する必要があります。

② 子ども家庭部

具体的な施策	事業名	評価
指針3：就学支援を含む教育支援体制の整備・推進		
(13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	むさしむらやまマイファイルの活用(障害者福祉の手引)	—
	むさしむらやまマイファイルの活用(配布)	—
	要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携	B
	相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供	B
	保護者同士の交流や専門家による相談の実施	B
(14) 乳幼児期における支援体制の推進	乳幼児健康診査の実施	B
	保育所等巡回指導・相談事業の推進	B

子ども家庭部では、乳幼児期における支援体制の推進で保育所等巡回指導・相談事業を行っており、近年、保育困難児数が急増し、巡回指導・相談員の役割も増えています。そのため、保育困難児の把握に努め、該当園児の発達障害の支援として補助金を支給し、保育士の加配を行う必要があります。

(4) 学校及び教育部における数値目標

<p>※重要業績評価指標（K P I）の進捗状況</p> <p>◎：目標値達成</p> <p>○：令和元年度現況値を上回っている</p> <p>△：令和元年度現況値から横ばい</p> <p>×：令和元年度現況値を下回っている</p> <p>－：数値が判明していない</p> <p>☆：適切な就学・通級先へつながった結果、目標値を下回ったと予想される</p>
--

◆数値目標（学校）

第五次：令和元年度実績 現状値：令和6年度実績

指標	第五次	目標	現状値	(K P I) 進捗状況
「就学支援シート」の提出率	15.8%	6.5%	6.4%	×
「就学支援シート」をもとに、「学校生活支援シート」を作成している児童の割合	4.1%	100%	50.6%	○
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）	98.7%	100%	100%	◎
「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（通常学級）	3.7%	6.5%	1.9%	×
通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数	4.2%	6.5%	6.5%	◎

学校における数値目標では、『「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室）』が達成となりました。

また、『「就学支援シート」をもとに、「学校生活支援シート」を作成している児童の割合』、『通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数』が未達成となったものの、令和元年度の現況値を上回りました。

一方で、『「就学支援シート」の提出率』、『「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（通常学級）』が未達成となり、令和元年度の現況値を下回りました。しかし、『「就学支援シート」の提出率』等数値目標よりも、就学後における活用により、支援につながっているか、具体的な活用方法等について調査し、促進することが重要であると考えます。

◆数値目標（教育部）

第五次：令和元年度実績 現状値：令和6年度実績

指標	第五次	目標	現状値	(KPI) 進捗状況
巡回相談の実施回数（※1）	14回	40回	13回	×
特別支援教育講演会への参加者数（※1）	111人	120人	52人	×
副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）（※2）	68%	70%	21%	×
市立小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置校数（※3）	2校	4校	3校	○

※1…第四次計画の目標値を継続

※2…令和元年度の目標値を継続

（令和元年度副籍制度活用者数39名÷令和元年度市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒数57名＝68%≒70%）

（令和6年度副籍制度活用者数56名÷令和6年度市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒数12名＝21.4%）

※3…目標値内訳

第一小学校・雷塚小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級既設 計2校（当初）

村山学園第二中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級開設 計3校（令和5年度）

教育部における数値目標では、『巡回相談の実施回数』、『特別支援教育講演会への参加者数』、『副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）』が未達成となり、令和元年度の現況値を下回りました。また、『副籍制度を活用する児童・生徒の割合（市内在住及び特別支援学校在籍児童・生徒）』は、身体的又は精神的な負担を感じて副籍制度を希望しない児童・生徒及び保護者もいること等が考えられます。

一方で、令和7年度に西部地区の第十小学校に知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、『市立小・中学校における自閉症・情緒障害学級の設置校数』の目標値を達成し、整備・充実を図ることができました。

第4章 武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策

1 施策の体系

理念	指針	具体的な施策
<p>共生社会の実現</p> <p>● ● ● 幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長する 社会的自立を促進する 学校・家庭・地域及び関係機関の連携</p>	<p>指針1 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別支援教育の視点を明確にした学校経営 2 特別支援教育校内体制の整備 3 通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実 4 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進 5 教育委員会における支援体制の継続 6 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成
	<p>指針2 特別支援教育支援体制の整備・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 7 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携 8 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進 9 乳幼児期における支援体制の推進
	<p>指針3 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10 都立特別支援学校と連携した教育の推進 11 特別支援教育関係会議等の推進
	<p>指針4 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 12 校内におけるICTの活用 13 医療的ケア児等への支援
	<p>指針5 インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> 14 交流及び共同学習の推進 15 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進 16 副籍制度の充実による交流活動の推進 17 障害のある人との交流の推進 18 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進 19 「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進 20 特別支援教育に関する周知と理解の促進 21 人権を尊重する教育の推進

2 特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画

重点事業

改善・定着化を図る必要がある事業については、重点事業としての位置付けを表す「重点事業」のアイコンを配置しています。

指針1 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上

1 特別支援教育の視点を明確にした学校経営

1-1 学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理 学校

小・中学校が示す学校経営方針や教育課程に自校の特別支援教育の考え方や方針を明確に位置付け、「学校生活支援シート」や「連携型個別指導計画」等の作成状況を確認し、特別支援教育に係る授業改善を推進する必要があります。

教育委員会による特別支援教育の位置付けに関する指導や助言を行い、国や都の動向を確認しながら、インクルーシブ教育や合理的配慮の実践も含め、教職員の特別支援教育に対する理解を深め、児童・生徒や保護者が特別支援教育の意義と必要性を理解できるよう、様々な機会における意識啓発を継続的に図ります。

2 特別支援教育校内体制の整備

2-1 特別支援教育校内委員会 学校 重点事業

特別支援教育の支援体制を確立・整備するに当たり、特別支援教育校内委員会を全校に設置し、校務分掌に位置付けています。個別の教育支援を必要とする児童・生徒の早期発見・早期支援を実現するため、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内全体で情報共有・連携体制を強化する必要があります。校内委員会に期待される役割が大きいいため、委員会機能の充実化を図ります。

3 通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援の充実

3-1 特別支援教室の運営 学校

令和2年度までに全小・中学校に「特別支援教室」を設置したことにより、学級担任と巡回指導教員の連携が強化され、児童・生徒の状況に応じたきめ細やかな教育等必要な支援を自校で受けられるようになりました。

また、令和4年度から対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目的とし、東京都教育委員会の「特別支援教室の運営ガイドライン」に沿って運営しております。

3-2 通常の学級に在籍する発達等課題のある児童・生徒の指導と支援 学校

個別の教育的指導と支援を必要とする通常の学級に在籍する児童・生徒に対し、保護者の理解を十分に得ながら、場面と支援内容を工夫の上、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を作成します。

特別支援教室における個別指導と支援を児童・生徒の実態に応じて実行できるようにするため、巡回指導教員等と引き続き連携を図ります。

4 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進

4-1 通常の学級及び特別支援学級における授業の改善 学校

一人一人の児童・生徒が、日々の授業を通じて、「できた」、「分かった」、「もっとやりたい」等、達成感や自己有用感を持てるようにすることが、最も重要な視点です。教員が授業を改善することにより、これまでの一斉指導で十分に能力を発揮できなかった発達等の課題がある児童・生徒が集中して学習に取り組み、学力の定着化を実現することができるようになる例もあると考えられます。

児童・生徒の実態を踏まえて、通常の学級における授業において、分かりやすい指示や発問、理解を促す板書の在り方、視覚を重視した教材の提示等、特別支援教育の視点を取り入れて、引き続き改善及び工夫を図ります。

4-2 特別支援学級における仮説検証研究 学校

特別支援学級において、令和3年度から「授業改善推進プラン」を作成し、児童・生徒に適した授業の改善を図ってきました。しかし、在籍者数の増加や学級数の増加により、様々な児童・生徒が在籍する学級の中では、児童・生徒の個々の障害や特性に合わせた指導を行う必要があります。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の課題把握・改善を進めるため、特定の児童・生徒について、指導主事や巡回指導員が定期的にその状況を確認し、教員に指導や助言を行いながら一緒に課題解決を図れるよう、仮説検証研究に取り組みます。

5 教育委員会における支援体制の継続

5-1 介助員・特別支援教育支援員の配置 教育部

児童・生徒の様々な障害等の実態を把握し、小・中学校での学習上・生活上の困難を軽減できるよう適切な支援を推進するため、介助員や特別支援教育支援員の研修機会を確保します。

加えて、児童・生徒一人一人の障害等の実態に応じて、特別支援学級における

介助員や、特別な教育支援を必要とする障害のある児童・生徒における特別支援教育支援員を配置の上、教員との連絡体制を強化し、支援の充実化を図ります。

5-2 特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施

教育部

小学校の特別支援学級に在籍する児童の登校時又は下校時に日常的に送迎する保護者等が緊急の事由により、登校時の付添いが困難となった際、市の協力事業所のタクシーを利用する場合、市が利用料金の一部を助成することができます。

対象児童の保護者等へ制度を周知し、希望する保護者の緊急時における児童の通学支援に努めます。

6 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成

6-1 特別支援教育に関する研修会の実施

教育部

小・中学校の教職員に対して、校内委員会の運営等基礎的な内容から授業改善、インクルーシブ教育等、専門的な内容まで、幅広く視野に入れて検討された特別支援教育に関する研修を効果的かつ計画的に実施する必要があります。

校長会が主催する小・中教育研究会における講師の指導のほか、若手教員を対象とする初任者研修における特別支援教育関連の研修を年1回以上実施し、教員の専門性の向上に努めます。

6-2 特別支援教育コーディネーター連絡会の実施

教育部

令和3年度より、専門性の向上を図るため、従来の特別支援教育推進委員会を「特別支援教育コーディネーター連絡会」に移行しました。情報共有・連携体制を強化するため、特別支援教育コーディネーター連絡会を通して専門性の向上を図り、事例検討等内容の充実にも努めます。

7 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携

7-1 就学支援シートの活用

学校

重点事業

「就学支援シート」は、保護者と保育所・幼稚園・療育機関等が協力して作成し、適切な就学支援に必要な情報を就学する学校に引き継ぐものです。就学予定児童の就学時健康診断の案内発送時に保護者全員に配布し、市公式ホームページ等を通じて広く発信しております。

令和4年度以降、保護者・関係機関の負担軽減及び学校での効果的な活用を目的として、関係機関及び各小学校に対してアンケート調査を実施し、アンケート結果から実態把握・分析を行い、調査結果を学校に周知するとともに、就学予定児童の就学支援シートの改訂を行っております。引き続き就学支援シートを活用し、入学期の適切な指導と支援につなげられるよう充実化を図ります。

7-2 学校生活支援シートの作成と活用

学校

学齢期を通じて一貫した支援を行うため、学校生活支援シートを作成します。学校での学習上・生活上の配慮を要する児童・生徒の様子及び指導状況の記録、定期的な保護者との情報共有等を行い、切れ目のない支援の充実化を図ります。

7-3 連携型個別指導計画の作成と活用

学校

重点事業

特別支援教室と通常の学級で連携して「連携型個別指導計画」を作成することで、障害の実態や発達段階に応じた指導目標等を保護者と定期的に共有し、一人一人のニーズにあったきめ細やかな指導につなげます。

7-4 保護者への説明の実施

学校

児童・生徒への適切な支援につなげるため、入学時保護者説明会において、配慮や支援についての相談、特別支援教室の利用等の周知を行い、特別支援教育に対する保護者の理解を促進しております。

また、支援が必要な児童・生徒のため、入学前の学校見学を実施しています。

8 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進

8-1 むさしむらやまマイファイルの活用

健康福祉部

教育部

障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期に渡って、相談機関や医療機関での

記録や成育歴等の情報を集約するむさしむらやまマイファイルを活用することで、就学時や就労時に支援やサービスを円滑に受けられるようにしています。

市公式ホームページや「障害者福祉の手引」に掲載し、交付希望者に活用方法等の説明を行う等制度の周知を継続し、特別支援学校又は特別支援学級に就学又は転学する児童・生徒の保護者に学校を通じて配布し、活用を促進します。

8-2 要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携 子ども家庭部

国は、行政分野を超えて、切れ目のない連携を推進し、平成30年3月「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクトチーム』」を発足しました。

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組、適切な指導及び支援を目的として、各関係機関又は関係部局の間で必要な連携を強化するため、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係部局との連携を図ります。

8-3 福祉制度の周知 健康福祉部 教育部

児童・生徒・教職員に対する障害者差別解消及び虐待防止への理解を深めるため、小・中学校での講演会や中学校の要請に基づいた障害者制度に関する出前講座を実施しました。また、特別支援教育コーディネーター連絡会では、様々な支援の方策及び関係機関へつなぐ方法等を指導しています。

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子どもに係る福祉制度について、教員研修会等を活用し、福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を設けるなど、教員に対する障害のある子どもに係る福祉制度を引き続き周知します。

8-4 相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供 子ども家庭部

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援並びに母子、乳児、幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とし、保健、医療、福祉、教育分野の各関係機関と連携して、子ども及びその家庭、妊産婦に対し、総合相談、子ども及び家庭の支援に係るサービスの利用援助及び調整その他の事業を行う「子ども家庭センター」が令和6年度に開設されました。地域における子ども家庭等に関する支援ネットワークを構築し、子どもやその保護者等の家庭に対する総合的な相談窓口として、子ども家庭センターが一元的に対応し、保護者にとって分かりやすく情報提供できるよう努めます。

8-5 保護者同士の交流や専門家による相談の実施

子ども家庭部

子育てひろば事業に加え、「子どもカフェ事業」及び児童館事業の「親子ひろば事業」を統合し、児童館や地区会館を活用した就学前の子どもとその保護者へ安心・安全な遊び場、子育て相談ができる「健やかひろば事業」及び「健やかひろば事業（理学療法）」を新たに開始しました。引き続き活動場所を提供し、支援が必要な子どもがいる保護者同士の交流を通じた悩みを話すことのできるコミュニティの形成や専門家への相談機会を設けることで、保護者の子育てに対する不安感や負担感の緩和を図ります。

9 乳幼児期における支援体制の推進

9-1 乳幼児健康診査の実施

子ども家庭部

学齢期において、児童・生徒が安心して学校に通えるようにするためには、関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた切れ目のない支援を推進する必要があります。

3～4か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科）及び3歳児について乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見し、適切な支援につなげます。

9-2 保育所等巡回指導・相談事業の推進

子ども家庭部

「就学支援シート」を活用した関係機関との連携や切れ目のない支援を実施するほか、保育所等に在籍する発達障害を有すると思われる児童等の保育・教育を支援するため、相談員が各施設での児童の状況等を観察し、具体的な指導方針等について専門的見地から行ってきた助言や相談を行い、障害に対する保護者の理解促進に努めます。

10 都立特別支援学校と連携した教育の推進

10-1 都立特別支援学校と連携した教育

学校

特別支援学級における教育内容の充実を図るため、センター校である都立羽村特別支援学校から様々な指導や助言をいただき、授業改善を推進しました。

特別支援学級や通常の学級に在籍する児童・生徒に対するアセスメント、教員への助言、保護者への対応等、多岐にわたり専門性の高い連携を図っています。

多様化する児童・生徒の発達の課題等に対応するため、小・中学校、教育委員会と都立特別支援学校との連携による一貫性のある支援体制を継続します。

また、都立羽村特別支援学校のセンター的機能の活用（巡回相談等）も視野に入れ、各個別ケースに合う有効的な対応を検討します。

11 特別支援教育関係会議等の推進

11-1 特別支援教育関係会議の実施

教育部

平成25年度から特別支援教育関係会議（連携協議会、専門委員会、就学支援委員会、入級支援委員会）に係る窓口を一本化し、一体的な会議運営を実施しています。

計画事業の推進に当たり、連携協議会において事業の進捗状況を報告し、各関係機関からの要望内容について検討します。

11-2 巡回相談の実施

教育部

重点事業

これまで学識経験者、医師、臨床心理士、特別支援教育コーディネーター、市立学校教諭、就学相談員等で構成された巡回相談を学校からの依頼を受けた場合や教育委員会の選定による学校で実施し、教員等に対して、特別な教育支援が必要な児童・生徒の指導内容や方法及び児童・生徒一人一人に応じた支援体制の在り方等について、適切な助言を行ってきました。

巡回相談員として委嘱する学識経験者等の人材確保に努め、小・中学校の巡回頻度を増やし、より効果的な改善につなげられる巡回相談を目指し、支援が必要な児童の早期発見・早期支援に資することができるよう、巡回相談の実施体制等について検討します。

1.2 校内におけるICTの活用

1.2-1 校内におけるICTの活用

教育部 学校

他の子どもたちとの学習が困難、発達障害、特異な才能等がある多様な子どもたちを誰一人残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を確実に育成できるICT環境を実現するため、令和2年度に一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しました。

ICT機器の効果的な利活用により、特別支援学級、特別支援教室及び通常の学級において、よりわかる授業、個別最適化された学びを提供し、児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、より深い学習内容の理解を促します。

学習の困難さに応じた指導や有効的な活用事例等の取組について、小・中学校で共有することにより、きめ細やかな指導と支援の充実につなげます。

また、視覚障害、発達障害等により、紙媒体の教科書を使用して学習することが困難な児童・生徒に対して、一人一台端末の効果的な活用を推進します。

1.3 医療的ケア児への支援

1.3-1 医療的ケア児への支援

教育部

新規

重点事業

医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止に資することを目的とし、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（通称：医療的ケア児支援法）が施行されました。

日常生活に医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を検討するための協議の場を設け、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
検討準備	検討	検討	実施体制 制度設計	翌年度分 予算要求

1.4 交流及び共同学習の推進

1.4-1 交流及び共同学習

学校

小・中学校は、児童・生徒一人一人の指導と支援に必要な「合理的配慮」の視点に立ち、学校生活（朝の会、帰りの会、休み時間、給食時間、係や当番活動等）、学習及び学校行事の諸場面ごとに、どのような工夫により交流及び共同学習が可能となるのか、十分に検討することが大切です。

通常の学級と特別支援学級の双方の教育課程に交流及び共同学習を位置付け、個別指導計画に事前事後の指導や支援の在り方を含め、児童・生徒一人一人の実態に応じた交流及び共同学習の在り方を明記する必要があります。

交流及び共同学習が成立するための環境の整備として、交流学級に常時特別支援学級に在籍する児童・生徒の机、椅子、ロッカー等を配置すること、同学級の児童・生徒名も含めた学級名簿を準備すること等により、同学級の児童・生徒の所属感や自己有用感を高める工夫が大切です。

交流及び共同学習を推進するに当たり、特別支援学級及び通常の学級担任はもとより、学校組織全体で適切に役割を分担しながら、児童・生徒の指導と支援が適切に行われるよう、引き続き配慮しながら実施し、特別支援学級設置校内における交流及び共同学習を推進します。

1.5 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進

1.5-1 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流

学校

特別支援学級に在籍する児童・生徒及び都立村山特別支援学校の児童・生徒の作品を「伸びゆく子供展」として市役所本庁舎ロビーで開催後、市内小・中学校において巡回展示を行い、作品を通じた交流の場となっていました。令和6年度からは、「市内小・中学校図工・美術展」において通常の学級の児童・生徒作品と一緒に展示を行っております。

小・中学校の学校行事等における特別支援学校との交流プログラム等特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒との交流は、大切な取組です。

多様な学びの場としての児童・生徒間の交流を引き続き推進します。

1.6 副籍制度の充実による交流活動の推進

1.6-1 副籍制度の実施

教育部

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小

・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて居住する地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度があります。

居住する地域の中で、児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながる等が期待されております。

負担を感じて副籍制度を希望しない児童・生徒及び保護者もいるため、希望者数や実施件数の増加を目標とせず、就学相談過程で就学相談員から副籍制度について保護者に周知し、希望する児童・生徒及び保護者、都立特別支援学校及び地域指定校の計画に沿う副籍交流を実施することが大切です。

1 7 障害のある人との交流の推進

1 7 - 1 障害のある人との交流機会の創出

教育部 健康福祉部

学校卒業後における障害のある人の学びの一環として、地域の小・中学校等における児童・生徒等との交流を促すことは、児童・生徒等にとって「心のバリアフリー」を学ぶ機会となるだけでなく、障害のある人にとっても、地域とつながりを持ち、社会に参加する大切な機会となります。

手話通訳者養成講習会を実施し、障害のある人との交流づくりに取り組んできました。

社会人でも参加しやすい時間帯の実施やオンラインツールの活用等により、広い交流機会を促進し、引き続き、学校行事等での交流を図ります。

1 8 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進

1 8 - 1 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進

教育部 学校

障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育み、積極的に他者と関わり、自立と社会参加に向けた素養を涵養し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がスポーツを通じて互いに理解を深められるよう、障害者スポーツの普及を図ることが重要です。

オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の醸成を「学校2020レガシー」として展開し、障害者スポーツを通じた障害者理解教育を推進します。

1 9 「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進

学校

1 9 - 1 児童・生徒及び教員に対する「心のバリアフリー」に関する指導

特別支援教室の巡回指導教員により、各学級で児童・生徒へ特別支援教室等の

理解教育を行い、「心のバリアフリー」を促進させてきたため、全ての児童・生徒に対して「心のバリアフリー」に関する指導を推進します。

人権教育推進委員会において、障害者差別の防止等人権課題について教員に指導を徹底するよう周知し、教員の「心のバリアフリー」の理解を促進します。

20 特別支援教育に関する周知と理解の促進

20-1 特別支援教育講演会の開催

教育部

重点事業

共生社会の実現に向け、障害を理解するため、市民向けの講演会を実施しております。特別支援教育を知ってもらう機会となり、広い普及啓発につながるような講演会の配信を行う等参加申込方法の周知や講演方法等について、検討します。

20-2 特別支援教育の理解啓発

教育部

発達障害に対する保護者の理解を深めるため、保護者アプリ等を活用して東京都の特別支援教育に関するパンフレット等を配信し、定期的な周知を実施します。

21 人権を尊重する教育の推進

21-1 人権尊重の精神を涵養^{かんよう}する取組の推進

教育部

学校

心のバリアフリーや特別支援教育に関する周知と理解の促進を図り、人権意識の高揚や道徳教育を推進していく必要があります。

人権教育推進委員会の開催、小・中学校の人権委員へ人権課題の周知、伝達講習等を実施し、引き続き人権を尊重する教育を推進します。

21-2 心の教育の充実

教育部

学校

児童会・生徒会が中心となり、児童・生徒自らがいじめを根絶していくための自治的活動を小・中学校で取り組んできました。

若手教員育成研修等を機会として、児童・生徒に対する人権を尊重する教育が行われるよう東京都教育委員会作成のリーフレット等を活用の上、教職員の人権意識の醸成及び周知を継続し、心の教育の充実化を図ります。

3 所管別行動計画

(1) 学校における行動計画

具体的な施策	事業名	方向
指針1 : 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
1 特別支援教育の視点を明確にした学校経営	1-1 学校経営方針への位置付け、推進状況の把握及び進行管理	継続
2 特別支援教育校内体制の整備	2-1 特別支援教育校内委員会（重点）	拡充
3 通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への個別指導と支援の充実	3-1 通常の学級に在籍する発達等に課題のある児童・生徒への指導と支援	継続
	3-2 特別支援教室の運営	継続
4 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進	4-1 通常の学級及び特別支援学級における授業の改善	継続
	4-2 特別支援学級における仮説検証研究	継続
指針2 : 特別支援教育支援体制の整備・推進		
7 未就学児童及び学齢児童・生徒の支援の連携	7-1 就学支援シートの活用（重点）	拡充
	7-2 学校生活支援シートの作成と活用	継続
	7-3 連携型個別指導計画の作成と活用（重点）	拡充
	7-4 保護者への説明の実施	継続
指針3 : 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実		
10 都立特別支援学校と連携した教育の推進	10-1 都立特別支援学校と連携した教育	継続
指針4 : 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
12 校内におけるICTの活用	12-1 校内におけるICTの活用	継続
指針5 : インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
14 交流及び共同学習の推進	14-1 交流及び共同学習	継続
15 都立特別支援学校・学級の児童・生徒間の交流の促進	15-1 都立特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒間の交流の促進	継続
18 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	18-1 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	継続
19 「心のバリアフリー」に関する周知及び理解の促進	19-1 児童・生徒に対する「心のバリアフリー」に関する指導	継続
21 人権を尊重する教育の推進	21-1 人権尊重の精神を涵養する取組の推進	継続
	21-2 心の教育の充実	継続

(2) 教育部における行動計画

具体的な施策	事業名	方向
指針1 : 特別支援教育に関する校内組織の整備・教員の専門性の向上		
5 教育委員会における支援体制の継続	5-1 介助員・特別支援教育支援員の配置	継続
	5-2 特別支援学級緊急時通学タクシー事業の実施	継続
6 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成	6-1 特別支援教育に関する研修会の実施	継続
	6-2 特別支援教育コーディネーター連絡会の実施	継続
指針2 : 特別支援教育支援体制の整備・推進		
8 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	8-1 むさしむらやまマイファイルの活用	継続
	8-3 教員への福祉制度の周知	継続
指針3 : 学校・家庭・地域及び関係機関の連携による教育支援の充実		
11 特別支援教育関係会議等の推進	11-1 特別支援教育関係会議の実施	継続
	11-2 巡回相談の実施(重点)	拡充
指針4 : 児童・生徒の個別教育ニーズに対応した教育環境の整備・推進		
12 校内におけるICTの活用	12-1 校内におけるICTの活用	継続
13 医療的ケア児等への支援	13-1 医療的ケア児への支援(重点)	拡充
指針5 : インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
16 副籍制度の充実による交流活動の推進	16-1 副籍制度の実施	継続
17 障害のある人との交流の推進	17-1 障害のある人との交流機会の創出	継続
18 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	18-1 障害者スポーツを通じた障害者理解教育の推進	継続
20 特別支援教育に関する周知と理解の促進	20-1 特別支援教育講演会の開催(重点)	拡充
	20-2 特別支援教育の理解啓発	継続
21 人権を尊重する教育の推進	21-1 人権尊重の精神を涵養する取組の推進	継続
	21-2 心の教育の充実	継続

(3) その他部局における行動計画

① 健康福祉部

具体的な施策	事業名	方向
指針2 : 特別支援教育支援体制の整備・推進		
8 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	8-1 むさしむらやまマイファイルの活用	継続
	8-3 教員への福祉制度の周知	継続
指針5 : インクルーシブ教育と心のバリアフリーの推進を通じた共生社会の実現		
17 障害のある人との交流の推進	17-1 障害のある人との交流機会の創出	継続

② 子ども家庭部

具体的な施策	事業名	方向
指針2 : 特別支援教育支援体制の整備・推進		
8 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進	8-2 要保護児童対策地域協議会等の活用による関係部局の連携	継続
	8-4 相談窓口の一元化と保護者への分かりやすい情報提供	継続
	8-5 保護者同士の交流や専門家による相談の実施	継続
9 乳幼児期における支援体制の推進	9-1 乳幼児健康診査の実施	継続
	9-2 保育所等巡回指導・相談事業の推進	継続

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、市民、学校、関係部局及び関係機関と連携し、本計画に掲げる施策に取り組みます。

2 計画の点検・評価

本計画の実行性を高めた着実な展開に向けて、P D C Aサイクルの適切な運用に基づき、それぞれの事業の進捗状況について年度ごとに調査し、その結果を「特別支援教育連携協議会」に報告の上、調査結果を踏まえた更なる推進方策等について協議及び検討を行います。

また、進捗状況の調査結果を本市公式ホームページにより公表します。

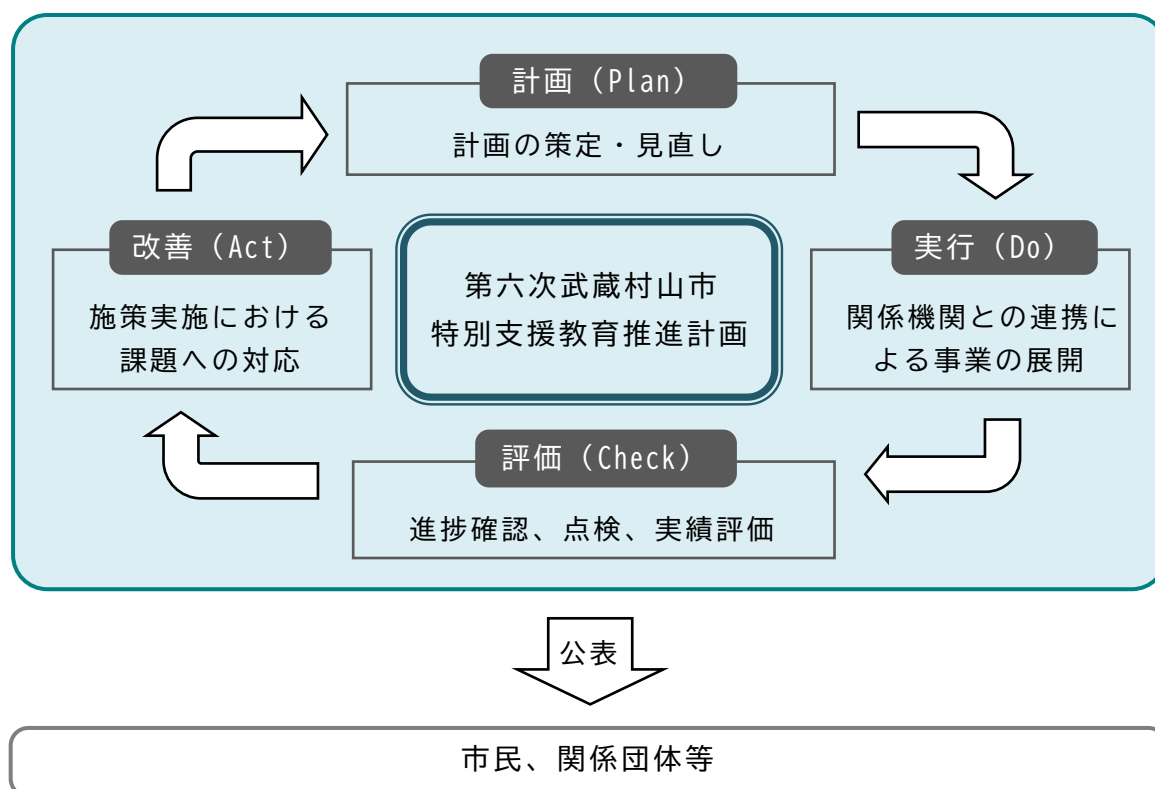


図5-1 計画の点検・評価フォローアップ体制

武蔵村山市特別支援教育推進計画
～資料編～

資料編

- 1 武蔵村山市就学相談の一般的な流れ
- 2 就学支援シートの御案内
- 3 特別支援教室リーフレット
- 4 副籍制度リーフレット
- 5 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱
- 6 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿
- 7 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過
- 8 都立特別支援学校一覧
- 9 用語解説

1 武蔵村山市就学相談の一般的な流れ

就学・転学相談の流れ

1. 保護者からの電話申込み

◎基本情報をお聞きした後、相談日の予約をしていただきます。

◎教育相談室 ☎042-590-1470（直通）
武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター3階

2. 就学相談員による就学相談の実施

◎教育相談室に来室していただき、お子さんの様子や就学・転学先の希望等保護者の意向等について面接を実施します。

◎就学支援ファイルを作成します。

- ▶就学相談票（保護者記入）▶面接票（相談員記入）
- ▶児童・生徒実態把握票（保育士・担任教諭等）
- ▶医師の診察記録（医師）▶発達検査（心理士）

3. 特別支援学級等の見学・体験入級

◎市立小・中学校特別支援学級や都立特別支援学校の見学・体験ができます。

◎見学・体験については基本的に就学相談員を介して設定します。

4. 就学支援委員会（行動観察、医師診察）親子で出席

◎行動観察

お子さんの活動の様子を見させていただきます。

- ▶集団での行動観察を行います。
- ▶個別での行動観察を行います。

◎医師診察

▶医師がお子さんと保護者からお話を伺います。

5. 就学支援委員会（審議）

◎学識経験者である委員長のもと、医学、心理学、教育学の専門家において審議を行い適切な就学について判断をいたします。

6. 就学・転学相談結果のお知らせ（送付）

◎就学支援委員会からの結果報告をもとに、概ね2週間以内に教育指導課より送付します。

◎保護者の希望と異なる場合は、面談を行い、審議の過程をご説明した上で改めて保護者のご意向を確認し、合意形成後、概ね2週間以内に教育指導課より送付します。

7. 就学先決定通知（送付）

◎教育総務課より決定通知が送付されます。

◎都立特別支援学校へ就学する場合は、東京都との就学相談が終了した後に送付されます。

8. 就学支援ファイルの引継ぎ

◎就学先が決定したら、就学支援ファイルを就学先の学校へ引き継ぎます。

◎都立特別支援学校をご希望の場合は、東京都の就学相談へ引き継ぎます。

2 就学支援シートの御案内

保護者のみなさまへ



～就学支援シートについて～

就学支援シートは、保護者の方と保育園・幼稚園・療育機関等が協力して作成し、就学先の学校に引き継ぐものです。

健康面や人との関わり、様々な活動等において、何らかの特別な指導や支援が必要なお子さんに関する情報を小学校へ引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的としています。

学校では、就学支援シートの情報をもとに必要であると判断した場合、保護者の方との面談や保育園・幼稚園等とのヒアリング等を行います。

『提出しようか、迷う…』と感じたら、チェックしてみましょう。

〔生活の場面〕	<input type="checkbox"/> 着替えや食事の順番にこだわりがある。 <input type="checkbox"/> 指示しても物を片付けられない。 <input type="checkbox"/> 手足をそわそわ動かしたり、椅子の上でもじもじしたり、じっとしてられない。 <input type="checkbox"/> 文字や数字や形など正しく写すことが難しい。 <input type="checkbox"/> ちょっとしたささいなことで怒り出したり、すぐに泣き出す。 <input type="checkbox"/> 一つのことにとこだわって、切り替えが難しい。
〔遊びの場面〕	<input type="checkbox"/> 一つの遊びが続かない。 <input type="checkbox"/> 友だちと複数で遊ぶことを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 決まっているルールに従って遊ぶことが苦手である。 <input type="checkbox"/> 遊びやゲームの勝ち負けにこだわる。
〔会話の場面〕	<input type="checkbox"/> しゃべってはいけないところで、おしゃべりをやめられない。 <input type="checkbox"/> 会話をしている相手と目が合わないことがよくある。 <input type="checkbox"/> 人の話を聞いていないように見える。 <input type="checkbox"/> 自分の意見や経験したことを相手に伝えることが難しい。 <input type="checkbox"/> 発音がはっきりしない。

該当する項目が気になる場合は、保育園・幼稚園等の先生に御相談の上、就学支援シートの作成を御検討ください。

就学支援シートの記入に当たって



- 1 就学支援シートは、活用を希望する保護者自身が作成し、提出するものです。
- 2 様式の全ての欄を記入しなくても大丈夫です。「お子さんへのより適切な指導や支援に役立つ」ポイントを教えてください。

就学支援シート作成の流れ

1	<p>就学支援シートの作成を希望する場合は、<u>在籍する保育園・幼稚園等に御相談</u>ください。</p>
2	<p>作成する場合は、次の①又は②の方法により、就学支援シートの【<u>保護者記入用①・②</u>】を作成してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①就学時健康診断の御案内に同封されている「就学支援シート」用紙に直接ボールペンで記入 ②電子データ（Excel）をダウンロード後、PC等で入力し、<u>A4用紙に両面印刷</u></p> </div> <p>[データの掲載場所] 武蔵村山市公式ホームページ（くらし>教育（教育委員会）>特別支援教育>就学支援シート） ※ ページ番号1000879で検索すると、すぐに表示されます。</p> <p>作成後、在籍する保育園・幼稚園等に<u>11月末まで</u>に御提出ください。</p>
3	<p>在籍園等で、お子さんに対するこれまでの指導・支援の内容及び配慮等を【<u>在籍園記入用①・②</u>】に記入します（2の①又は②の方法による。）。<u>1月中旬までに</u>、保護者の方と在籍園で内容を確認のうえ、最終確認日を記入して完成させて、<u>保護者の方が保管</u>してください。</p>
4	<p>就学先小学校の<u>新入生保護者説明会</u>（開催時期：<u>1月末～2月中旬頃</u>）に保護者の方が就学支援シートをお持ちいただき、<u>副校長先生</u>に御提出ください。</p> <p>※ 面談等を希望される場合は、提出先の小学校へ御相談ください。</p>

【問合せ先】

〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター3階
 武蔵村山市教育委員会 教育部教育指導課教育支援係 ☎042-516-8610（直通）



東京都の発達障害教育



落ち着きがないから、授業中ちゃんと座ってられないんじゃないかな・・・

文字を読むのが苦手みたいだから、授業についていけないか心配だな・・・

自分の気持ちをコントロールしたり発信したりするのが苦手なのよね・・・

お子さんの成長や発達が少し気になったら・・・
東京都では「特別支援教室」の制度を導入し、
支援の体制を整えています。その概要を御案内します！

発達障害のある児童・生徒への支援

都内公立小・中学校では、特別支援教室や自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒のスキルアップに向けた支援を行っています。

■ 特別支援教室

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。なお、特別支援教室は都内の全公立小・中学校に設置されており、原則自分の在籍する学校で指導を受けます。

※通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒については、自閉症・情緒障害特別支援学級において指導・支援を行っています。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置状況は、区市町村によって異なりますので、お住まいの区市町村教育委員会にお問い合わせください。

早期発見・早期支援が重要！

発達障害は、外見から課題が見えにくいと、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあります。また、本人や保護者も学習上・生活上の困難が障害に起因していることに気が付きにくいと、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につなげることができます。



 東京都教育委員会

資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室の概要

目的



発達障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とする児童・生徒について、特別支援教室で指導を受けることで、児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

対象となる児童・生徒



- ・通常の学級に在籍している児童・生徒
- ・知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒
- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒

自閉症

円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

指導期間の考え方

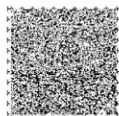


特別支援教室では、一人一人の児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようになることを目指して指導を行います。また、指導開始後は、十分な評価がされないまま指導が継続されることのないよう、指導の成果を振り返り、指導開始当初の指導目標の達成状況を確認することが重要です。

そこで、学校生活の1年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行うという趣旨で、指導期間を原則1年間と定めています。

なお、必要な場合は、1年間指導を延長し、延長終了時には、改めて支援策を検討し、特別支援教室での指導の継続を含め、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行っていきます。

また、指導目標を達成し、特別支援教室を退室した後でも、在籍学級において、その児童・生徒に必要な支援や配慮を行いながら授業をしていきます。

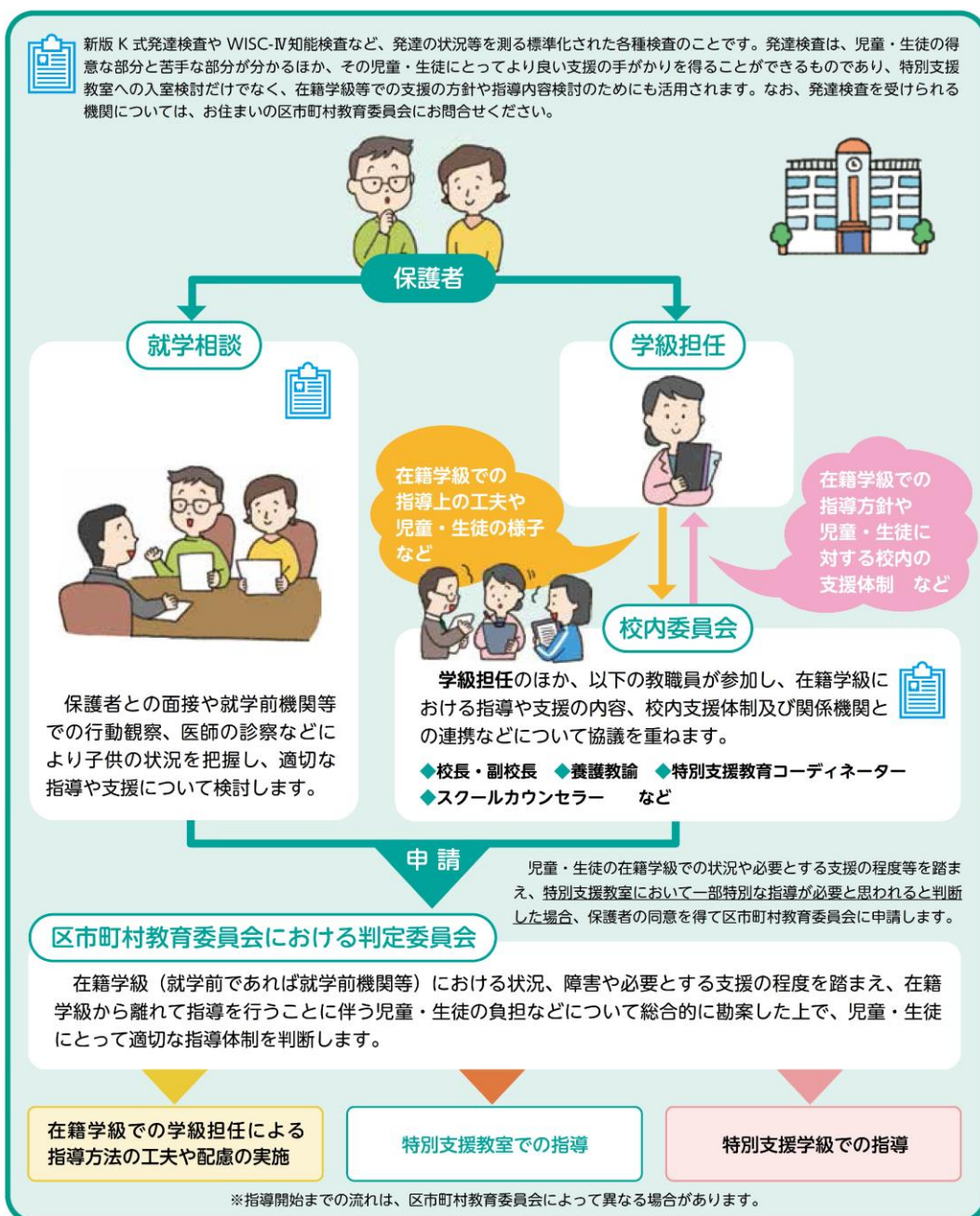


資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室の入室までの流れ

お子さんの状況を把握し、指導・支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、区市町村教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。就学前はお住まいの区市町村教育委員会（就学相談窓口）に、入学後は学級担任等に御相談ください。

なお、入室に当たっては、発達検査（）を受けていただく必要があります。



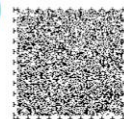
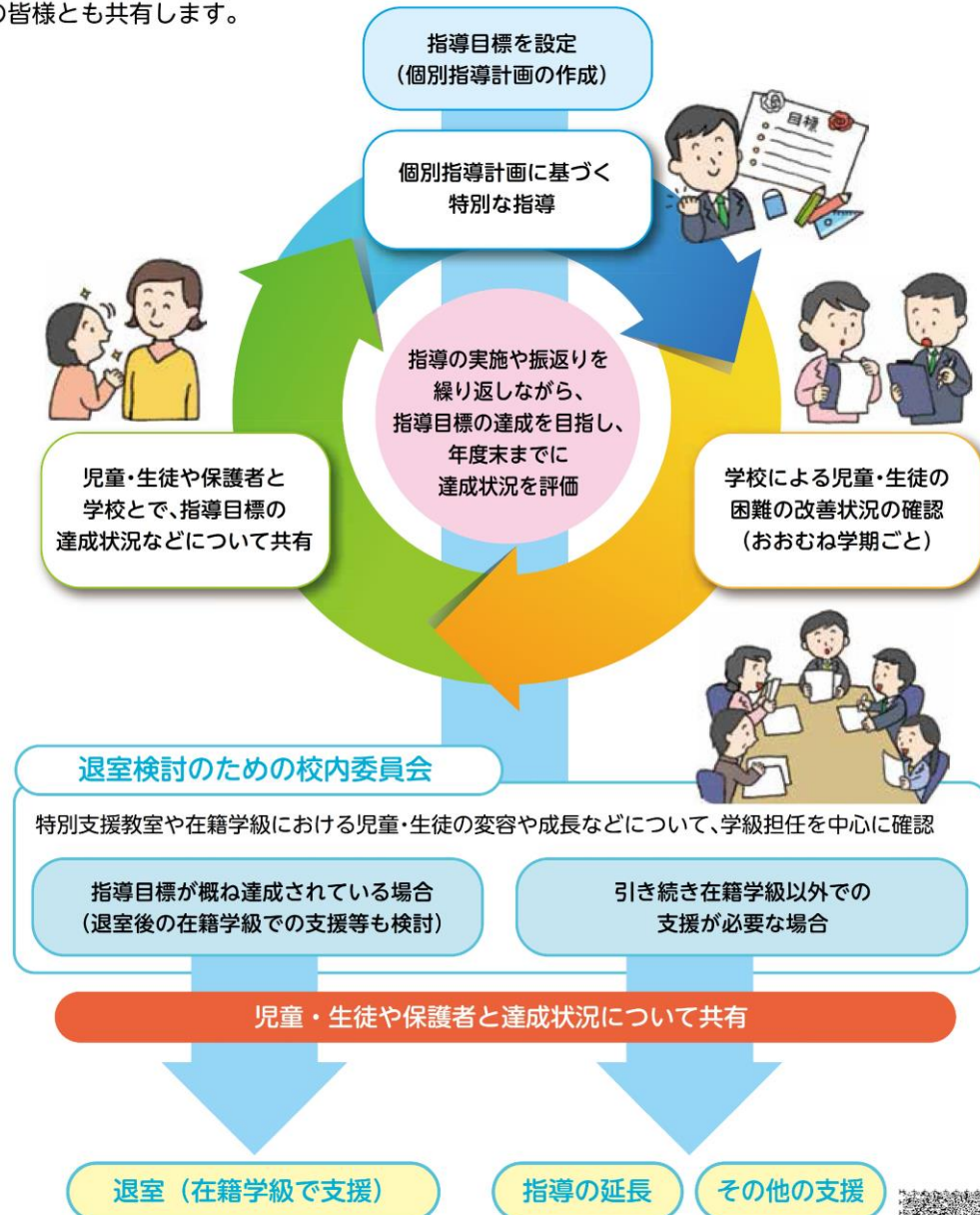
資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室の入室後の流れ

特別支援教室では、一人一人の状況に応じた学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた指導目標を立て、原則の指導期間（1年間）において指導します。

また、特別支援教室での指導の成果を通常の学級でも発揮できるよう支援します。

一貫性のある指導や支援を行っていくために、指導内容や児童・生徒の変容や成長は、保護者の皆様とも共有します。



資料：東京都教育委員会ホームページ

特別支援教室での指導・支援

指導・支援体制

巡回指導教員が各校を回って指導を行うため、児童・生徒は他校へ移動することなく原則在籍校で指導を受けることができます。

小・中学校

在籍学級

学級担任・教科担任



指導の工夫

特別支援教室

巡回指導教員



自立活動の指導

在籍学級の授業（国語等）を抜け、月1時間～週8時間程度、自立活動の授業を受けに行きます。

連携・情報共有

学級担任等と巡回指導教員の連携・情報共有により、児童・生徒の在籍学級における困難を把握し、その困難に応じた自立活動の指導を行います。

特別支援教室では、巡回指導教員以外にも心理の専門家と特別支援教室専門員が支援を行っています。

- 心理の専門家 …… 障害の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言します。
- 特別支援教室専門員 …… 教員とともに、児童・生徒の行動観察や教材作製などを行います。

巡回

拠点校

- ・巡回指導教員が集中的に配置されている学校を拠点校と言います。
- ・巡回指導教員はあらかじめ決められた曜日・時間に対象の児童・生徒が在籍する学校を巡回し、特別支援教室において指導を行います。
- ・巡回指導教員同士が常に指導の方法や教材等を共有していくことで質の向上を図り、一人一人の児童・生徒の状況に応じて適切な指導を行います。



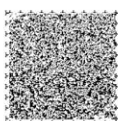
巡回指導教員

指導内容

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。

なお、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

<指導内容例>



- ・場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付けられるようにします。
- ・課題を期日までに提出することや学習計画を立てることが苦手な児童・生徒に対して、スケジュール帳を使って生活や学習の予定を可視化することにより、自己管理の方法や学習の進め方を身に付けられるようにします。
- ・体の使い方や姿勢の保持が苦手、落ち着きがない児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返し行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高められるようにします。

資料：東京都教育委員会ホームページ

4 副籍制度リーフレット

保護者の皆様へ

地域で共に暮らすために ～副籍制度を利用した交流活動～

副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

- ※ 「副次的な籍」を『副籍』と言います。
- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が「副籍」を置く小・中学校のことを『地域指定校』と言います。

■ 原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が対象となります。

都立特別支援学校
(在籍校)



- ◆ 都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒は、スクールバス等を利用して自宅から離れた学校に通うため、居住地域における同年代の子供同士の交流の機会が少なくなりがちです。

副籍制度が目指すもの

副籍制度を利用した交流活動は、「心の教育」です。

- 副籍制度は、将来の「共生地域」の担い手となる人材の育成を目指します。

学齢期

【学校では】



相互理解



成人期

【地域社会では】



- 副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関わりをもてる。

- 一人一人を大切にして、共に支え合う地域社会を主体的に築いていくことができる。

共生地域とは、「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会」のことです。これは、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念であり、都教育委員会が独自に用いる用語です。

副籍制度による交流の紹介

- 交流には、学校・学級便りや手紙等の交換を主とする「間接的な交流」と、都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校の授業や行事に参加する「直接的な交流」があります。

<直接的な交流>

- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の引率のもとで地域指定校の授業や学校行事に参加します。
- ◆ 学校行事等の見学・参加
 - ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会
 - ◆ 授業等の参加
 - ・国語や音楽の授業に参加
 - ・全校集会や学年集会への参加
 - ・部活動への参加
- など

<間接的な交流>

- ◆ 学校だよりの交換
 - ・郵送でお便りの交換をする。
 - ・保護者が地域指定校に持参して交換する。
 - ・地域指定校の児童が特別支援学校の児童の家に届ける。
 - ◆ 学校便りの交換以外の間接的な交流
 - ・展覧会などに作品を出品し展示する。
 - ・お便り交換の中に手紙を書いてやりとりする。
- など

副籍制度を利用した保護者の感想



- 近所でよく声をかけてもらえるようになりました。また、障害があることについても良く理解してくれているように感じ、地域で過ごしていくなかで、大事な一歩を踏み出せたと思います。
- 毎年運動会に参加しているので、同学年の保護者・生徒だけでなく他学年の保護者や生徒も「去年よりできた」などの成長を発見して、それを声に出して伝えてくれました。

交流開始までの手順

- 1 武蔵村山市教育委員会が実施する就学相談において、都立特別支援学校への就学意志を確認した後に、武蔵村山市教育委員会が保護者と相談の上、地域指定校（副次的な籍を置く区市町村立小・中学校）を決定します。
- 2 都立特別支援学校に入学後、保護者の希望をもとに都立特別支援学校と地域指定校が交流内容等の打合せを行い、交流を開始します。

- ※ 特段の理由があり副籍制度の利用を希望しない場合には、地域指定校は指定しません。ただし、保護者の希望によりいつでも、地域指定校を定めることができます。
- ※ 具体的な交流内容は、保護者の希望をもとに地域指定校と都立特別支援学校とが相談して決定します。

【問合せ先】

武蔵村山市教育委員会教育指導課教育支援係
☎042-516-8610（直通）

5 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

平成27年3月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第10号
改正
令和2年6月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第18号
令和7年7月 武蔵村山市教育委員会教育長訓令第13号

(設置)

第1条 武蔵村山市立学校（以下「市立学校」という。）における特別支援教育（教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育をいう。）を推進するための指針となる武蔵村山市特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、計画の原案を作成し、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げるところにより教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援学級を設置する学校の校長
- (3) 特別支援教室拠点校の校長
- (4) 東京都立村山特別支援学校の教諭
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 教育委員会事務局の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員を、副委員長は同条第2号に掲げる者として任命された委員をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 前項の規定により委員長の職務を代理する副委員長の順序は、あらかじめ委

員長が定める。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、この要綱による改正後の特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、この要綱による改正後の特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用とする。

6 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

令和7年4月1日現在

	役職	氏名	職名
1	委員長	宮本紀夫	特別支援教育サポーター「つなぎ」主宰
2	副委員長	川口周作	小中一貫校大南学園第七小学校長
3	副委員長	森元隆之	第一中学校長
4	委員	赤坂弘樹	雷塚小学校長
5	委員	大野博史	第五中学校長
6	委員	星 菜々絵	東京都立村山特別支援学校主任教諭
7	委員	中村顕治	障害福祉課長
8	委員	里見和行	子ども育成課長
9	委員	佐藤哲郎	教育総務課長
10	委員	加藤由裕	指導・教育センター担当課長
11	委員	草間教子	きらり～発達障害と共に成長する家族の会～ 副会長

7 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過

回	開催年月日	議題
1回	令和7年 7月25日	(1) 委員長の職務を代理する副委員長の順序について (2) 武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会の活動計画(案) (3) 武蔵村山市特別支援教育推進計画の策定スケジュール(案) (4) 第六次武蔵村山市特別支援教育推進計画策定に当たっての基本的な考え方に (5) 第六次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案) (6) その他
2回	令和7年 10月17日	(1) 第六次武蔵村山市特別支援教育推進計画における評価対象として捉える事業等について (2) 「中学校難聴・言語障害学級」の設置について (3) その他
3回	令和7年 12月19日	(1) 第六次武蔵村山市特別支援教育推進計画(素案)の主な修正内容について (2) その他

8 都立特別支援学校一覧

令和7年4月1日現在

学校名	種別	電話番号
都立八王子盲学校	視覚障害	042-623-3278
都立立川学園	聴覚障害、知的障害 (併置)	042-523-1358
都立村山特別支援学校	肢体不自由	042-564-2781
都立羽村特別支援学校	知的障害	042-554-0829
都立光明学園	病弱	03-3323-8421

9 用語の解説

No.	用語	用語解説
1	I C T	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
2	医療的ケア児	日常生活や社会生活を送る上で人工呼吸器による呼吸管理や喀痰(かくだん)吸引等の医療的ケアが必要な児童
3	インクルーシブ教育システム	障害者権利条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。
4	介助員	小学校、中学校の特別支援学級において、児童・生徒が学校生活をする上で必要な介助を行う者のこと。
5	学校経営方針	校長が学校のビジョンを明らかにし、全ての学校が長期・中期・短期的な展望に立ち、当該年度の学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の具体的な目標と方策を設定するとともに、教職員全員がその具体的な目標に向かい協働体制を確立し、学校の自律的な改革と教育の質的な向上を図るために策定するもの。
6	学校生活支援シート	特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。 平成25年度に東京都教育委員会において、従来の「個別の教育支援計画」から名称変更したもの。
7	教育課程	法令に基づき、各教科、特別の強化としての道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画。

No.	用語	用語解説
8	教育センター	学校教育に関する調査・研究、児童・生徒等の教育相談や適応指導、生涯学習活動等の拠点となるところ。施設運営は教育委員会が行っている。
9	共生社会	障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。
10	校内委員会	学校内に置かれた発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。
11	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。 学校教育における取組として共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく指導の方法を検討していくもの。
12	合理的配慮	「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。
13	校務分掌	学校の教職員が学校教育の目標を実現するため、校務を分担して遂行していくこと。
14	個別指導計画	児童・生徒の実態に応じたきめ細やかな指導を行うために、一人一人の障害の実態や発達の段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。

No.	用語	用語解説
15	自閉症	<p>自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。</p>
16	自閉症・情緒障害特別支援学級	<p>以下の児童・生徒を対象とする固定制の学級のこと。</p> <p>①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のものである。</p> <p>②主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものである。</p>
17	就学支援シート	<p>就学が決定した後に、保育所・幼稚園、療育機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に引継ぎ、特別な教育的支援が必要な子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するもの。</p>
18	就学相談	<p>障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。</p>
19	授業改善推進プラン	<p>各教科の学習指導要領に示された目標や内容の実現状況を把握し、それを指導方法の改善・充実に生かすことで、児童・生徒一人一人に「確かな学力」の定着と伸長を図ることを目的としている。学力調査の実施後に、調査の結果報告書を作成し、結果の詳細や授業改善のポイント等を発信するとともに、調査結果から自校の課題を分析して「授業改善推進プラン」を作成し、授業改善を行っていく取組を推進している。</p>

No.	用語	用語解説
20	巡回相談（員）	<p>市教育委員会の求めに応じて市立学校を訪問し、当該市立学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対するの行動観察を行うとともに、当該行動観察の結果を踏まえ、当該市立学校において行われる特別支援教育に関し、専門的な見地からおおむね次に掲げる助言又は援助を行う。</p> <p>①教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に係る個別指導計画の作成への協力</p> <p>②担任教諭、保護者その他の教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の支援を行う者への指導の内容及び方法についての助言</p> <p>③市立学校における特別支援教育の推進に向けての協力</p>
21	障害の社会モデル	<p>障害や不利益・困難の原因は障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因があるという考え方。</p> <p>ユニバーサルデザイン2020行動計画においても、心のバリアフリーを推進するための重要な柱として障害の社会モデルの理解することが示されている。</p>
22	スクールカウンセラー	<p>児童・生徒の臨床心理に関して専門性を有する臨床心理士。</p>
23	スクールソーシャルワーカー	<p>教育と福祉の両面の専門的な知識・技術を有する過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと。</p>
24	特殊教育	<p>心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育の一分野のこと。</p> <p>平成19年の「学校教育法」の改正により、特別支援教育の転換が図られるまで、我が国は特殊教育制度の下に障害のある子供の教育が行われていた。特殊教育制度においては、「特別な場」（特殊学級や盲・聾・養護学校）で実施される障害のある子供の教育を特殊教育としていた。</p>
25	特別支援学級	<p>特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級である。</p>

No.	用語	用語解説
26	特別支援教育	<p>障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p> <p>平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童・生徒の支援を更に充実していくことになった。</p>
27	特別支援教育コーディネーター	<p>学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う。</p>
28	特別支援教育支援員	<p>小学校、中学校の通常の学級等に在籍し、重度の障害等により、生活や学習上の困難を有する児童・生徒に対し、必要な支援を行う職員。</p>
29	特別支援教室	<p>特別支援教室は、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能だが、より円滑に集団生活に適応していくためには、対人関係のスキル等に関して一部特別な指導（個別指導）を必要とする程度の児童が対象となり、拠点校に配置された指導教員が、各小学校の特別支援教室を巡回し、従来の情緒障害等通級指導学級と同様の指導を在籍校で行うものである。</p> <p>東京都教育委員会においては、平成28年度以降、小学校の情緒障害等通級指導学級は特別支援教室とし、平成30年度までに全公立小学校に設置することとしている。</p>
30	トライアングルプロジェクト	<p>障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害等障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められており、こうした背景を踏まえ、平成29年12月、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討を行ったもの。</p>

No.	用語	用語解説
31	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（発達障害者支援法）。
32	発達障害者（児）個別支援ファイル（おさしむらやまマイルファイル）	発達障害にある方やそのご家族が、成育歴などの情報を書き込み、関係機関からの資料をまとめることで、成人に至るまでの切れ目のない支援を受けることを目的としたツール。
33	P D C A サイクル	業務プロセス等を管理・改善する手法の一つで、①計画（PLAN）②実行（DO）③評価（CHECK）④改善（ACT）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法のこと。
34	副籍制度	都立の特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒が、武蔵村山市立の小学校又は中学校に副次的に籍を置き、市立学校の学校行事や学習活動へ参加し交流をすることにより、居住する地域とのつながりの維持及び継続を図るもの。
35	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインとは、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍等を問わずに誰もが使うことを想定しての設計したもの。 教育の場において「スケジュール表を置いたする教室環境の整備」、「学校の周辺（通学路）のバリアフリー化」、「学校内の段差の解消、エレベーターの設置等バリアフリー化」、「授業づくりの在り方」、「障害理解ある校風、学級経営」、「教職員が障害にたいする理解や対応力」等、さまざまな差をなくそうとするもの。

武蔵村山市第六次特別支援教育推進計画

(令和8年度～令和12年度)

発行年月
発行
編集

令和8年3月
武蔵村山市教育委員会
武蔵村山市教育委員会教育部教育指導課
〒208-8502
武蔵村山市学園四丁目5番地の1
TEL 042(516)8610(直通)

議案第10号

武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例の申出について

武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

雷塚公園庭球場及び大南公園庭球場を人工芝コートに改修することに伴い、当該施設の利用料金を変更する必要があるため、本案を提出します。

武教発第731号
令和8年1月16日

武蔵村山市長 山崎 泰大 殿

武蔵村山市教育委員会

市長部局所管の条例の制定について（申出）

このことについて、市長部局所管の条例の制定を下記のとおり整備する必要が生じたので、所要の事務手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 制定する条例

武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例

2 制定の理由

雷塚公園庭球場及び大南公園庭球場を人工芝コートに改修することに伴い、当該施設の利用料金を変更する必要があるため。

3 改正案の概要

雷塚公園庭球場及び大南公園庭球場をクレーコートから人工芝コートに改修することに伴い、当該施設の利用料金を、既設の人工芝コートである三ツ木庭球場の利用料金と同額とするため、条例の一部を改正するもの。

改正後利用料（1時間当たり）	市内団体	5 1 0 円
	市外団体	1, 0 2 0 円

4 問題点

特になし

5 予算措置の関係
なし

6 条例案
別紙のとおり

武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例

武蔵村山市体育施設設置条例（昭和53年武蔵村山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3庭球場の項中

320	640	を	510	1,020
510	1,020			

に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

武蔵村山市体育施設設置条例新旧対照表

改正案（新）					現行（旧）													
○武蔵村山市体育施設設置条例 昭和53年12月26日条例第31号					○武蔵村山市体育施設設置条例 昭和53年12月26日条例第31号													
第1条から第17条まで 略					第1条から第17条まで 略													
別表第1及び別表第2 略					別表第1及び別表第2 略													
別表第3（第9条関係）					別表第3（第9条関係）													
施設	名称及び内容		単位等	利用料金		施設	名称及び内容		単位等	利用料金								
				市内	市外					市内	市外							
略					略													
庭球場	雷塚公園庭球場	Aコート	1時間につき	510	1,020	庭球場	雷塚公園庭球場	Aコート	1時間につき	320	640							
		Bコート						Bコート										
		Cコート						Cコート										
	大南公園庭球場	Aコート					大南公園庭球場	Aコート										
		Bコート						Bコート										
		Cコート						Cコート										
	三ツ木庭球場	Aコート					三ツ木庭球場	Aコート				510	1,020	庭球場	三ツ木庭球場	Aコート	510	1,020
		Bコート						Bコート										
	備考 略						備考 略											
附 則																		
この条例は、令和8年7月1日から施行する。																		

令和八年度 武蔵村山市立小学校入学式 教育委員会告辞（案）

一年生のみなさん、御入学おめでとございます。

みなさんは、今日から、いよいよ〇〇小学校の一年生です。

みなさん、とても嬉しそうに見えます。きつと、ランドセルを背負って学校に通う日を、ずっと前から楽しみにしていたのでしょうか。

みなさんが、これから、明るく元気な小学生になるように、三つのお願いをします。

一つ。先生のお話をよく聞いて、進んで勉強したり、運動したりしてください。分からないことは、何でも先生方に聞いてみましょう。〇〇小学校の先生方は、やさしく丁寧に教えてくださいます。

二つ。友達をたくさんつくってください。みんなと仲良くし、困っている友達や、一人でいる友達を見たら、やさしい言葉をかけてあげましょう。そして、友達のよいところをたくさん見付けてください。

三つ。先生方や友達に、しっかりとあいさつをしましょう。だれにでも、「おはようございます」「ありがとうございます」が、すぐに言える人になって欲しいと思います。

先生のお話をよく聞く子。友達と仲よくする子。あいさつをする子。この三つのことに気を付けて、明日から、明るく、元気よく学校に通ってください。

保護者の皆様方に申し上げます。お子様の御入学、誠におめでとございます。この純真な一年生が、健やかに伸び伸びと、六か年の小学校の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、教育委員会の告辞といたします。

令和八年四月七日

武蔵村山市教育委員会

（約六百文字・約二分）

令和八年度 武蔵村山市立中学校入学式 教育委員会告辞（案）

本日ここに、武蔵村山市立第〇中学校の令和七年度入学式が挙行されるに当たり、教育委員会として御挨拶申し上げます。

新入生の皆さん、御入学おめでとうございます。これからの三年間、皆さんの心と体は、とても大きく成長する大切な時期になります。今から話す二つのことを心に留めて一日一日を過ごすことが、皆さんの将来を拓くことにつながります。

一つは、進んで学習し、よく考えて判断すること。もう一つは、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけ、自分自身を向上させていくことです。これらは、とても大切なことであり、自分から進んで実行することで、充実した中学校生活を送ることができます。そのためには、自分で目標を定め、実現に向けて努力し続ける姿勢が大切です。目標は、勉強や部活動、趣味や特技など、人によって様々です。一人一人が個性を生かし、目標を定めてください。そして、充実した学校生活を自分の努力で築いていく、そんな中学生になることを期待しています。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日の入学式を心からお喜びのことと思います。中学校生活では、成長の過程で様々な変化に出会います。お子様の健やかな成長のために、お子様としっかり向き合うことや話し合うことを大切にしてください。そうした中で、保護者の皆様には、子供たちの幸せを願う気持ちをこれまで以上に伝えていただくことをお願いいたします。

中学校生活において、不安を感じることも多々あるかと思いますが、それを乗り越えるには、何よりも学校と家庭との協力が必要です。何とぞ、本校の教育に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本校教職員の皆様に、本日入学された生徒、保護者の皆様、そして地域の方々の願いを受けとめ、一人一人の生徒の能力と個性を豊かに伸ばす教育をお願い申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和八年四月八日

武蔵村山市教育委員会

（約八百文字・約三分）

令和八年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園入学式 教育委員会告辞（案）

村山学園、一年生のみなさん、そして、七年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

まず、一年生のみなさんにお話をします。

学校では先生がいろいろな勉強を教えてくださいます。先生のお話をしっかりと聞いて、一生懸命勉強しましょう。

次に、友達と仲良くしましょう。友達の名前を早く覚えて、たくさん友達を作りましょう。

困ったことがあったら、先生にお話してください。村山学園の先生は、だれでも優しくお話を聞いてくれます。

七年生の皆さんにお話をします。

今日から、村山学園の七年生としての新しい生活がはじまります。

新しい教科も始まります。

先生方や先輩から様々なことを教えてもらいながら、村山学園の七年生として、自信と誇りをもって生活できるよう努力し、自分の力をより大きく伸ばしてください。

一年生は、明るく、心のやさしい村山学園の子供として、また、七年生は、立派な中学生として成長されることを楽しみにしています。

保護者の皆様、お子様の御入学、誠におめでとございます。

教職員の皆様には、小中一貫校である村山学園に入学した、一年生と七年生が、健やかに伸び伸びと、九か年の義務教育の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、告辞いたします。

令和八年四月八日

武蔵村山市教育委員会

（約六百文字・約二分）

議案第7号

校長の任命に係る内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により内申をするため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があるため、本案を提出します。

議案第8号

副校長の任命に係る内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により内申をするため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年2月10日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

副校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があるため、本案を提出します。